

【表紙】

| | |
|------------|--------------------------------|
| 【提出書類】 | 半期報告書 |
| 【提出先】 | 関東財務局長 |
| 【提出日】 | 平成15年12月25日 |
| 【中間会計期間】 | 第4期中（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日） |
| 【会社名】 | 株式会社みずほホールディングス |
| 【英訳名】 | Mizuho Holdings, Inc. |
| 【代表者の役職氏名】 | 取締役社長 前田 晃伸 |
| 【本店の所在の場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 |
| 【電話番号】 | 東京 03（3283）3111（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 主計部部长 鈴木 恒徳 |
| 【最寄りの連絡場所】 | 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 |
| 【電話番号】 | 東京 03（3283）3111（代表） |
| 【事務連絡者氏名】 | 主計部部长 鈴木 恒徳 |
| 【縦覧に供する場所】 | 証券取引法の規定による備置場所はありません。 |

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 最近3中間連結会計期間及び最近2連結会計年度に係る主要な経営指標等の推移

| | 平成13年度 中間連結会計期間 (自 平成13年 4月1日 至 平成13年 9月30日) | 平成14年度 中間連結会計期間 (自 平成14年 4月1日 至 平成14年 9月30日) | 平成15年度 中間連結会計期間 (自 平成15年 4月1日 至 平成15年 9月30日) | 平成13年度 (自 平成13年 4月1日 至 平成14年 3月31日) | 平成14年度 (自 平成14年 4月1日 至 平成15年 3月31日) |
|----------------------------|---|---|---|---|---|
| 連結経常収益(百万円) | 2,773,713 | 1,809,113 | 1,574,356 | 5,182,183 | 3,429,331 |
| 連結経常利益(は連結経常損失)(百万円) | 391,022 | 122,232 | 476,325 | 1,349,850 | 2,121,621 |
| 連結中間純利益(は連結中間純損失)(百万円) | 264,637 | 39,029 | 245,851 | | |
| 連結当期純利益(は連結当期純損失)(百万円) | | | | 976,044 | 2,353,424 |
| 連結純資産額(百万円) | 5,301,350 | 3,715,697 | 2,003,913 | 4,731,420 | 1,531,604 |
| 連結総資産額(百万円) | 163,736,959 | 143,047,455 | 130,226,794 | 151,312,427 | 127,818,881 |
| 1株当たり純資産額(円) | 347,158.69 | 187,411.97 | 5,823.10 | 295,093.14 | 44,261.37 |
| 1株当たり中間純利益(は1株当たり中間純損失)(円) | 28,753.60 | 4,139.96 | 26,070.51 | | |
| 1株当たり当期純利益(は1株当たり当期純損失)(円) | | | | 108,003.27 | 249,644.44 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間純利益(円) | | 3,234.08 | 20,367.22 | | |
| 潜在株式調整後1株当たり当期純利益(円) | | | | | |
| 連結自己資本比率 (国際統一基準)(%) | 10.53 | 10.42 | 10.48 | 10.56 | 9.33 |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー(百万円) | 1,151,524 | 1,968,482 | 3,027,014 | 6,776,438 | 2,229,279 |
| 投資活動によるキャッシュ・フロー(百万円) | 267,101 | 2,022,088 | 3,396,567 | 1,530,751 | 173,227 |
| 財務活動によるキャッシュ・フロー(百万円) | 242,025 | 429,490 | 45,319 | 697,401 | 394,013 |
| 現金及び現金同等物の中間期末残高(百万円) | 2,869,251 | 5,426,647 | 6,068,695 | | |
| 現金及び現金同等物の期末残高(百万円) | | | | 9,847,366 | 6,393,720 |
| 従業員数 [外、平均臨時従業員数](人) | 55,066 [18,409] | 50,151 [20,649] | 37,847 [18,304] | 49,944 [19,159] | 38,614 [18,784] |

- (注) 1. 当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。
2. 平成13年度以前の1株当たり純資産額は、(中間)期末連結純資産額から「(中間)期末発行済優先株式数×発行価額」を控除した金額を、(中間)期末発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
3. 平成13年度以前の1株当たり当期純損失及び1株当たり中間純損失は、連結当期純損失及び連結中間純損失から、それぞれ該当期の優先株式配当金総額を控除した金額を、(中間)期中平均発行済普通株式数(「自己株式」及び「子会社の所有する親会社株式」を除く)で除して算出しております。
4. 平成14年度中間連結会計期間から、「1株当たり純資産額」、「1株当たり中間純利益(又は当期純損失)」及び「潜在株式調整後1株当たり中間純利益(又は当期純利益)」(以下、「1株当たり情報」という。)の算定に当たっては、「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。
また、これら1株当たり情報の算定上の基礎は、「第5 経理の状況」中、1「(1)中間連結財務諸表」の「1株当たり情報」に記載しております。
5. 平成13年度中間連結会計期間の潜在株式調整後1株当たり中間純利益、平成13年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益及び平成14年度の潜在株式調整後1株当たり当期純利益は、1株当たり純損失であることから記載しておりません。
6. 連結自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づく大蔵省告示に定められた算式に基づき作成しております。なお、当社は国際統一基準を採用しております。

(2) 当社の最近3中間会計期間及び最近2事業年度に係る主要な経営指標等の推移

| 回次 | 第2期中 | 第3期中 | 第4期中 | 第2期 | 第3期 |
|-------------------------|--|--|--|--|--|
| 決算年月 | 平成13年9月 | 平成14年9月 | 平成15年9月 | 平成14年3月 | 平成15年3月 |
| 営業収益(百万円) | 110,346 | 11,470 | 6,593 | 123,082 | 22,282 |
| 経常利益(百万円) | 99,408 | 346 | 317 | 100,037 | 655 |
| 中間(当期)純利益(は当期純損失)(百万円) | 98,294 | 194 | 289 | 98,565 | 3,808,386 |
| 資本金(百万円) | 2,572,000 | 2,572,000 | 1,000,000 | 2,572,000 | 2,442,000 |
| 発行済株式総数(株) | 普通株式 9,205,856.53 優先株式 1,115,411 | 普通株式 9,430,250.71 優先株式 1,063,000 | 普通株式 9,430,250.71 優先株式 1,063,000 | 普通株式 9,430,250.71 優先株式 1,063,000 | 普通株式 9,430,250.71 優先株式 1,063,000 |
| 純資産額(百万円) | 6,616,288 | 6,561,595 | 2,386,257 | 6,616,479 | 2,310,083 |
| 総資産額(百万円) | 7,467,059 | 7,629,920 | 3,667,247 | 7,467,735 | 3,571,762 |
| 1株当たり中間配当額(円) | 普通株式 第一回第一種 優先株式 第二回第二種 優先株式 第三回第三種 優先株式 第四回第四種 優先株式 第五回第五種 優先株式 第六回第六種 優先株式 第七回第七種 優先株式 第八回第八種 優先株式 第九回第九種 優先株式 第十回第十種 優先株式 | 普通株式 第一回第一種 優先株式 第二回第二種 優先株式 第三回第三種 優先株式 第四回第四種 優先株式 第六回第六種 優先株式 第七回第七種 優先株式 第八回第八種 優先株式 第九回第九種 優先株式 第十回第十種 優先株式 | 普通株式 第一回第一種 優先株式 第二回第二種 優先株式 第三回第三種 優先株式 第四回第四種 優先株式 第六回第六種 優先株式 第七回第七種 優先株式 第八回第八種 優先株式 第九回第九種 優先株式 第十回第十種 優先株式 | | |
| 1株当たり配当額(円) | | | | 普通株式 3,500 第一回第一種 優先株式 22,500 第二回第二種 優先株式 8,200 第三回第三種 優先株式 14,000 第四回第四種 優先株式 47,600 第五回第五種 優先株式 - 第六回第六種 優先株式 42,000 第七回第七種 優先株式 11,000 第八回第八種 優先株式 8,000 第九回第九種 優先株式 17,500 第十回第十種 優先株式 5,380 | 普通株式 - 第一回第一種 優先株式 - 第二回第二種 優先株式 - 第三回第三種 優先株式 - 第四回第四種 優先株式 - 第五回第五種 優先株式 - 第六回第六種 優先株式 - 第七回第七種 優先株式 - 第八回第八種 優先株式 - 第九回第九種 優先株式 - 第十回第十種 優先株式 - |
| 自己資本比率(%) | 88.60 | 85.99 | 65.06 | 88.60 | 64.67 |
| 従業員数 [外、平均臨時従業員数](人) | 420 | 290 | 46 | 406 | 46 [18] |

(注) 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2【事業の内容】

当中間連結会計期間において、「みずほフィナンシャルグループ」（当社の親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループ及びその関係会社（当社を含む）。以下、当社グループ）が営む事業の内容については、重要な変更はありません。

当社グループは、平成15年度上期より「みずほの『企業再生プロジェクト』」をスタートし、企業再生の早期実現と信用創造機能の一段の強化を行う体制を整備いたしました。具体的には、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行、みずほ信託銀行株式会社各々の直接子会社として、再生専門子会社4社（株式会社みずほプロジェクト、株式会社みずほコーポレート、株式会社みずほグローバル、株式会社みずほアセット）を設立し、各銀行から再生・リストラニーズのあるお取引先の債権を各再生専門子会社に分離いたしました。また、株式会社みずほフィナンシャルグループの子会社として、企業再生に係るノウハウ等を結集して企業再生スキームを各再生専門子会社に提供する株式会社みずほアドバイザーを設立いたしました。

3【関係会社の状況】

(1) 当中間連結会計期間において、当社の関連会社から子会社に変更となった会社は次のとおりであります。

みずほオペレーションサービス株式会社（注）

（注）平成15年9月1日に、富士銀オペレーションサービス株式会社は、みずほオペレーションサービス株式会社に社名変更しております。

(2) 当中間連結会計期間において、当社の子会社から関連会社に変更となった会社はありません。

(3) 当中間連結会計期間において、当社の関係会社に該当しないこととなった会社は次のとおりであります。

| | |
|--|---|
| 株式会社ワールドゲートウェイ | FBTC Leasing Corporation |
| Atlantic Asset Management, L.L.C. | Honfirst Investment Limited |
| C.F. Finance Company Limited | Honfirst Land Limited |
| C.F. Overseas, Inc. | Honfirst Property Agency Limited |
| Chekiang First Bank (Luxembourg) S.A. | IBJ Lanston Futures Pte.Ltd. |
| Chekiang First Bank (Nominees) Limited | IBJ Leasing (Hong Kong) Limited |
| Chekiang First Bank (Trustees) Limited | IBJTC Leasing Corporation |
| Chekiang First Bank Ltd. | IBJTC Leasing Corporation-BSC |
| Chekiang First Securities Co. Ltd. | Mizuho Corporate Asia (Singapore) Limited |
| DKB Financial Products (HK) Limited | Mizuho Holdings (Cayman) Limited |
| DKB Financial Products (UK) Limited | P.T.Jaya Fuji Leasing Pratama |

(4) 当中間連結会計期間において、新たに当社の関係会社となった会社は次のとおりであります。

（連結子会社）

銀行業

| 名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 主要な事業の内容 | 議決権の所有（又は被所有）割合（％） | 当社との関係内容 | | | | |
|-------------------------|--------------------------|----------------|----------|--------------------|-----------|------|--------|--------|------|
| | | | | | 役員の兼任等（人） | 資金援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| 株式会社みずほプロジェクト | 東京都千代田区 | 百万円 10,000 | 貸金業務 | 100.0 (100.0) | - | - | - | - | - |
| 株式会社みずほコーポレート | 東京都中央区 | 百万円 187,755 | 貸金業務 | 100.0 (100.0) | - | - | - | - | - |
| 株式会社みずほグローバル | 東京都中央区 | 百万円 101,730 | 貸金業務 | 100.0 (100.0) | - | - | - | - | - |
| Whitehall Trust Company | 米国 ニューヨーク州 ニューヨーク市 | 千ドル 2,000 | 信託業務 | 100.0 (100.0) | - | - | - | - | - |

その他事業

| 名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 主要な事業の内容 | 議決権の所有（又は被所有）割合（％） | 当社との関係内容 | | | | |
|--------------|-------|-----------|----------|--------------------|-----------|------|--------|--------|------|
| | | | | | 役員の兼任等（人） | 資金援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| みずほクレジット株式会社 | 東京都港区 | 百万円 30 | 金融業務 | 40.0 (40.0) | - | - | - | - | - |

(持分法適用関連会社)

その他事業

| 名称 | 住所 | 資本金又は出資金 | 主要な事業の内容 | 議決権の所有(又は被所有)割合(%) | 当社との関係内容 | | | | |
|------------------------------|-----------|------------|--------------|---------------------|-----------|------|--------|--------|------|
| | | | | | 役員の兼任等(人) | 資金援助 | 営業上の取引 | 設備の賃貸借 | 業務提携 |
| 株式会社みずほアドバイザー | 東京都千代田区 | 百万円 100 | コンサルティング業務 | 40.0 (40.0) | 1 (1) | - | 経営管理 | - | - |
| 日本オー・シー・アール株式会社 | 東京都台東区 | 百万円 20 | データ処理業務 | 15.0 (15.0) | - | - | - | - | - |
| みずほキャピタルパートナーズ株式会社 | 東京都千代田区 | 百万円 10 | 企業財務アドバイザー業務 | 50.0 (50.0) | - | - | - | - | - |
| MH Capital Development, Ltd. | 英国領ケイマン諸島 | 百万円 5 | 金融業務 | - (-) [100.0] | - | - | - | - | - |

- (注) 1. 上記関係会社のうち、株式会社みずほコーポレート、株式会社みずほグローバルは特定子会社に該当します。
2. 上記関係会社のうち、有価証券報告書(又は有価証券届出書)を提出している会社はありません。
3. 上記関係会社のうち、中間連結財務諸表に重要な影響を与えている債務超過の状況にある会社はありません。
4. 「議決権の所有割合」欄の()内は子会社による間接所有の割合(内書き)、[]内は「自己と出資、人事、資金、技術、取引等において緊密な関係があることにより自己の意思と同一の内容の議決権を行使すると認められる者」又は「自己の意思と同一の内容の議決権を行使することに同意している者」による所有割合(外書き)であります。

4【従業員の状況】

(1) 連結会社における従業員数

平成15年9月30日現在

| | 銀行業 | 証券業 | その他事業 | 合計 |
|---------|--------------------|----------------|-------------|--------------------|
| 従業員数(人) | 33,496 [17,690] | 4,084 [588] | 267 [26] | 37,847 [18,304] |

- (注) 1. 従業員数は、海外の現地採用者を含み、嘱託及び臨時従業員17,950人を含んでおりません。
2. 臨時従業員数は、[]内に当中間連結会計期間の平均人員を外書きで記載しております。

(2) 当社の従業員数

平成15年9月30日現在

| | |
|---------|----|
| 従業員数(人) | 46 |
|---------|----|

- (注) 1. 当社従業員は全員株式会社みずほフィナンシャルグループからの出向者であります。
2. 当社の従業員組合は、みずほフィナンシャルグループ従業員組合と称し、当社における組合員数は7人です。労使間においては特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【業績等の概要】

(1)業績

(金融経済環境)

当中間連結会計期間の経済情勢を顧みますと、米国では個人消費や設備投資が堅調に推移するなかで、金融緩和や大型減税等の景気刺激策を講じたことも功を奏し、景気は回復基調で推移しました。アジアでも輸出の増加等により景気回復傾向が続きました。一方、欧州諸国では輸出や設備投資の低迷が続く、個人消費も低調に推移するなど、景気は停滞しました。総じてみますと、世界経済は、年度当初におけるイラク戦争やSARS感染等の景気下押し要因も解消し、米国主導による緩やかな回復基調で推移しました。

我が国では、世界経済の回復に伴う輸出の増加やリストラの進展等による企業収益の改善等を受けて、景気は回復基調を強めました。一方で、デフレの長期化や個人消費の伸び悩み、9月以降急速に進んだ円高等に鑑みますと、景気の先行きについては不安要因が残っています。

金融資本市場においては、足元の我が国の景気動向等を反映して、株価は年度初めには急落したものの5月以降は急速に上昇し、長期金利は8月以降大幅に上昇しました。日本銀行は平成15年6月に金融政策の一環として資産担保証券の買入れを決定し、同年9月には銀行保有株式の買取りの1年間延長を決定しました。

金融に関しては、政府は平成14年10月に策定した金融再生プログラムの個別項目についての検討と具体化を進めました。また、官民一体となって企業・産業再生を進める観点から、平成15年4月に産業再生機構が設立されました。金融機関においては、企業倒産が高水準で推移する等の厳しい経営環境の下、不良債権の最終処理を進めつつ、企業再生への取り組み強化や経営基盤の抜本的な強化を積極的に進めております。

(業績の概況)

当中間連結会計期間の連結経常収益は1兆5,743億円、連結経常利益は4,763億円、連結中間純利益は2,458億円となりました。

資金運用収支は企業の資金需要低迷やポートフォリオ見直しに伴う貸出金残高の減少などにより、前年同期比929億円減少し5,627億円となりました。役員取引等収支は前年同期比317億円減少し1,490億円となりました。また、特定取引収支は前年同期比49億円増加し1,285億円、市場環境に応じたオペレーションによる債券関係損益の増加などにより、その他業務収支は前年同期比230億円増加し1,397億円となりました。

営業経費は、コスト構造改革を着実に推進し、人件費・物件費ともにコスト削減を徹底した結果、前年同期比1,585億円減少し、4,930億円となりました。

与信関係費用は、前年度決算において、最終処理加速と資産劣化リスクへの十分な対応を行った結果、更なる引当水準の強化にもかかわらず1,479億円減少し1,527億円となりました。株式関係損益は、株式相場改善の環境下における積極的な保有株式の圧縮などにより、前年同期比1,723億円増加し1,170億円の利益となりました。

以上をふまえ、連結経常利益は前年同期比3,540億円増加し4,763億円となりました。

特別損益は、東京都の外形標準課税の還付金、厚生年金基金の代行部分返上に伴う利益計上などにより、前年同期比797億円増加し566億円の利益となりました。

連結経常利益に特別損益を加えまして、税金等調整前中間純利益は5,330億円となりました。

税金等調整前中間純利益に法人税、住民税及び事業税、法人税等調整額、少数株主利益を加味しました連結中間純利益は2,458億円となりました。

連結自己資本比率(国際統一基準)は、10.48%となりました。

事業の種類別セグメントにつきましては、銀行業、証券業、その他事業に区分して記載しております。

銀行業の経常収益は1兆4,352億円、経常利益は4,445億円となりました。証券業の経常収益は1,511億円、経常利益は326億円となりました。その他事業の経常収益は72億円、経常損失は6億円となりました。

所在地別セグメントにつきましては、日本、米州、欧州、アジア・オセアニアに区分して記載しております。

国内における経常収益は1兆4,721億円、経常利益は4,920億円となりました。米州における経常収益は1,424億円、経常利益は187億円となりました。欧州における経常収益は920億円、経常利益は18億円となりました。アジア・オセアニアにおける経常収益は470億円、経常利益は306億円となりました。また、海外経常収益は連結経常収益1兆5,743億円に対して2,363億円となりました。

(2)キャッシュ・フローの状況

営業活動によるキャッシュ・フローは前年同期比4兆9,954億円増加し3兆270億円のプラスとなりました。投資活動によるキャッシュ・フローは前年同期比1兆3,744億円減少し3兆3,965億円のマイナスとなりました。財務活動によるキャッシュ・フローは前年同期比4,748億円増加し453億円のプラスとなりました。

以上の結果、現金及び現金同等物の当中間連結会計期間末残高は6兆686億円となりました。

(3)事業別収支

事業別の資金運用収支は、銀行業で5,641億円、証券業で 33億円、その他事業で16億円、相殺消去額控除後で合計5,627億円となりました。役務取引等収支は、銀行業で1,098億円、証券業で373億円、その他事業で23億円、相殺消去額控除後で合計1,490億円となりました。特定取引収支は、銀行業で683億円、証券業で602億円、合計1,285億円となりました。その他業務収支は、銀行業で1,386億円、証券業で6億円、その他事業で4億円、相殺消去額控除後で合計1,397億円となりました。

| 種類 | 期別 | 銀行業 | 証券業 | その他事業 | 相殺消去額() | 合計 |
|-----------|-----------|---------|---------|---------|----------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 資金運用収支 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | 564,195 | 3,300 | 1,635 | 240 | 562,770 |
| うち資金運用収益 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | 750,563 | 50,231 | 2,642 | 16,978 | 786,458 |
| うち資金調達費用 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | 186,368 | 53,532 | 1,006 | 17,219 | 223,687 |
| 役務取引等収支 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | 109,849 | 37,367 | 2,393 | 571 | 149,039 |
| うち役務取引等収益 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | 148,132 | 46,659 | 3,817 | 1,848 | 196,760 |
| うち役務取引等費用 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | 38,282 | 9,291 | 1,423 | 1,277 | 47,720 |
| 特定取引収支 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | 68,387 | 60,207 | - | - | 128,595 |
| うち特定取引収益 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | 68,387 | 60,207 | - | - | 128,595 |
| うち特定取引費用 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | - | - | - | - | - |
| その他業務収支 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | 138,686 | 677 | 426 | 9 | 139,799 |
| うちその他業務収益 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | 244,862 | 737 | 480 | 268 | 245,812 |
| うちその他業務費用 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | 106,176 | 60 | 53 | 277 | 106,013 |

(注) 1. 当中間連結会計期間より、事業別収支を記載しております。

2. 事業区分は、連結会社の主たる事業の内容により区分しております。主な事業の内容は以下の通りです。

銀行業.....銀行業、信託業

証券業.....証券業

その他事業...ファクタリング業等

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

(4)国内・海外別収支

当中間連結会計期間は、資金運用収支は5,627億円、役務取引等収支は1,490億円、特定取引収支は1,285億円、その他業務収支は1,397億円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額() | 合計 |
|-----------|-----------|---------|---------|----------|-----------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 資金運用収支 | 前中間連結会計期間 | 569,384 | 95,481 | 9,172 | 655,694 |
| | 当中間連結会計期間 | 560,588 | 69,850 | 67,668 | 562,770 |
| うち資金運用収益 | 前中間連結会計期間 | 799,141 | 352,695 | 66,156 | 1,085,681 |
| | 当中間連結会計期間 | 701,242 | 200,548 | 115,331 | 786,458 |
| うち資金調達費用 | 前中間連結会計期間 | 229,756 | 257,213 | 56,983 | 429,987 |
| | 当中間連結会計期間 | 140,653 | 130,697 | 47,663 | 223,687 |
| 信託報酬 | 前中間連結会計期間 | 22,524 | 45 | - | 22,569 |
| | 当中間連結会計期間 | - | 20 | - | 20 |
| 役務取引等収支 | 前中間連結会計期間 | 161,288 | 19,888 | 432 | 180,744 |
| | 当中間連結会計期間 | 145,636 | 3,227 | 175 | 149,039 |
| うち役務取引等収益 | 前中間連結会計期間 | 184,256 | 35,036 | 6,017 | 213,275 |
| | 当中間連結会計期間 | 184,242 | 26,154 | 13,636 | 196,760 |
| うち役務取引等費用 | 前中間連結会計期間 | 22,967 | 15,148 | 5,584 | 32,530 |
| | 当中間連結会計期間 | 38,605 | 22,927 | 13,812 | 47,720 |
| 特定取引収支 | 前中間連結会計期間 | 59,123 | 64,535 | - | 123,658 |
| | 当中間連結会計期間 | 100,514 | 28,081 | - | 128,595 |
| うち特定取引収益 | 前中間連結会計期間 | 59,123 | 79,066 | 14,531 | 123,658 |
| | 当中間連結会計期間 | 101,501 | 49,316 | 22,222 | 128,595 |
| うち特定取引費用 | 前中間連結会計期間 | - | 14,531 | 14,531 | - |
| | 当中間連結会計期間 | 987 | 21,235 | 22,222 | - |
| その他業務収支 | 前中間連結会計期間 | 116,488 | 1,471 | 1,248 | 116,711 |
| | 当中間連結会計期間 | 130,318 | 8,783 | 697 | 139,799 |
| うちその他業務収益 | 前中間連結会計期間 | 170,587 | 13,876 | 1,253 | 183,209 |
| | 当中間連結会計期間 | 227,774 | 18,038 | 0 | 245,812 |
| うちその他業務費用 | 前中間連結会計期間 | 54,099 | 12,404 | 5 | 66,498 |
| | 当中間連結会計期間 | 97,456 | 9,254 | 697 | 106,013 |

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内に本店を有する連結子会社(海外店を除く。以下「国内連結子会社」という。)であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外に本店を有する連結子会社(以下「海外連結子会社」という。)であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 資金調達費用は金銭の信託運用見合費用を控除しております。

[次へ](#)

(5)国内・海外別資金運用/調達の状況

当中間連結会計期間は、資金運用勘定の平均残高は1,049,865億円、利息は7,864億円、利回りは1.49%となり、資金調達勘定の平均残高は1,099,184億円、利息は2,236億円、利回りは0.40%となりました。

国内

| 種類 | 期別 | 平均残高 | 利息 | 利回り |
|----------------|-----------|-------------|---------|------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | (%) |
| 資金運用勘定 | 前中間連結会計期間 | 115,642,594 | 799,141 | 1.38 |
| | 当中間連結会計期間 | 94,308,372 | 701,242 | 1.48 |
| うち貸出金 | 前中間連結会計期間 | 71,004,530 | 589,729 | 1.66 |
| | 当中間連結会計期間 | 59,561,241 | 486,548 | 1.63 |
| うち有価証券 | 前中間連結会計期間 | 25,180,419 | 168,569 | 1.34 |
| | 当中間連結会計期間 | 23,160,875 | 191,781 | 1.65 |
| うちコールローン及び買入手形 | 前中間連結会計期間 | 5,772,449 | 1,340 | 0.05 |
| | 当中間連結会計期間 | 2,353,284 | 462 | 0.03 |
| うち買現先勘定 | 前中間連結会計期間 | 19,802 | 0 | 0.01 |
| | 当中間連結会計期間 | 171,164 | 2 | 0.00 |
| うち債券貸借取引支払保証金 | 前中間連結会計期間 | 5,059,989 | 433 | 0.02 |
| | 当中間連結会計期間 | 6,809,841 | 700 | 0.02 |
| うち預け金 | 前中間連結会計期間 | 7,308,582 | 8,376 | 0.23 |
| | 当中間連結会計期間 | 679,716 | 6,580 | 1.93 |
| 資金調達勘定 | 前中間連結会計期間 | 117,723,018 | 229,756 | 0.39 |
| | 当中間連結会計期間 | 99,877,472 | 140,653 | 0.28 |
| うち預金 | 前中間連結会計期間 | 69,492,974 | 55,703 | 0.16 |
| | 当中間連結会計期間 | 58,605,530 | 31,048 | 0.10 |
| うち譲渡性預金 | 前中間連結会計期間 | 9,841,381 | 2,934 | 0.06 |
| | 当中間連結会計期間 | 7,820,903 | 1,594 | 0.04 |
| うち債券 | 前中間連結会計期間 | 14,820,403 | 68,356 | 0.92 |
| | 当中間連結会計期間 | 11,348,431 | 49,650 | 0.87 |
| うちコールマネー及び売渡手形 | 前中間連結会計期間 | 14,203,645 | 1,435 | 0.02 |
| | 当中間連結会計期間 | 11,068,095 | 812 | 0.01 |
| うち売現先勘定 | 前中間連結会計期間 | 531,751 | 81 | 0.03 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,216,197 | 42 | 0.00 |
| うち債券貸借取引受入担保金 | 前中間連結会計期間 | 3,402,349 | 6,293 | 0.37 |
| | 当中間連結会計期間 | 4,609,823 | 3,939 | 0.17 |
| うちコマーシャル・ペーパー | 前中間連結会計期間 | 250,493 | 265 | 0.21 |
| | 当中間連結会計期間 | 824,423 | 445 | 0.10 |
| うち借入金 | 前中間連結会計期間 | 3,219,704 | 28,574 | 1.77 |
| | 当中間連結会計期間 | 3,062,953 | 46,792 | 3.05 |

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の国内連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高等を利用してあります。

2. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

海外

| 種類 | 期別 | 平均残高 | 利息 | 利回り |
|----------------|-----------|------------|---------|------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | (%) |
| 資金運用勘定 | 前中間連結会計期間 | 20,218,619 | 352,695 | 3.49 |
| | 当中間連結会計期間 | 12,535,722 | 200,548 | 3.20 |
| うち貸出金 | 前中間連結会計期間 | 11,253,010 | 199,058 | 3.54 |
| | 当中間連結会計期間 | 6,137,695 | 114,702 | 3.73 |
| うち有価証券 | 前中間連結会計期間 | 1,540,174 | 21,229 | 2.76 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,125,446 | 21,384 | 3.80 |
| うちコールローン及び買入手形 | 前中間連結会計期間 | 659,179 | 5,587 | 1.70 |
| | 当中間連結会計期間 | 345,603 | 2,498 | 1.44 |
| うち買現先勘定 | 前中間連結会計期間 | 4,857,359 | 103,083 | 4.24 |
| | 当中間連結会計期間 | 3,704,189 | 38,366 | 2.07 |
| うち債券貸借取引支払保証金 | 前中間連結会計期間 | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | - | - | - |
| うち預け金 | 前中間連結会計期間 | 1,606,667 | 16,574 | 2.06 |
| | 当中間連結会計期間 | 852,264 | 8,647 | 2.02 |
| 資金調達勘定 | 前中間連結会計期間 | 17,307,790 | 257,213 | 2.97 |
| | 当中間連結会計期間 | 12,151,564 | 130,697 | 2.15 |
| うち預金 | 前中間連結会計期間 | 5,328,049 | 54,119 | 2.03 |
| | 当中間連結会計期間 | 3,066,903 | 22,302 | 1.45 |
| うち譲渡性預金 | 前中間連結会計期間 | 353,028 | 5,049 | 2.86 |
| | 当中間連結会計期間 | 131,136 | 1,287 | 1.96 |
| うち債券 | 前中間連結会計期間 | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | 6,379 | 45 | 1.41 |
| うちコールマネー及び売渡手形 | 前中間連結会計期間 | 209,204 | 4,247 | 4.06 |
| | 当中間連結会計期間 | 65,314 | 680 | 2.08 |
| うち売現先勘定 | 前中間連結会計期間 | 7,154,275 | 119,329 | 3.34 |
| | 当中間連結会計期間 | 7,174,730 | 65,254 | 1.81 |
| うち債券貸借取引受入担保金 | 前中間連結会計期間 | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | - | - | - |
| うちコマーシャル・ペーパー | 前中間連結会計期間 | 26,253 | 227 | 1.73 |
| | 当中間連結会計期間 | - | - | - |
| うち借入金 | 前中間連結会計期間 | 585,630 | 10,181 | 3.48 |
| | 当中間連結会計期間 | 234,666 | 3,378 | 2.87 |

(注) 1. 平均残高は、原則として日々の残高の平均に基づいて算出しておりますが、一部の海外連結子会社については、半年毎の残高に基づく平均残高等を利用してあります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 資金運用勘定は無利息預け金の平均残高を、資金調達勘定は金銭の信託運用見合額の平均残高及び利息をそれぞれ控除して表示しております。

[次へ](#)

合計

| 種類 | 期別 | 平均残高(百万円) | | | 利息(百万円) | | | 利回り (%) |
|----------------|-----------|-------------|--------------|-------------|-----------|--------------|-----------|------------|
| | | 小計 | 相殺消去額 () | 合計 | 小計 | 相殺消去額 () | 合計 | |
| 資金運用勘定 | 前中間連結会計期間 | 135,861,213 | 3,065,286 | 132,795,927 | 1,151,837 | 66,156 | 1,085,681 | 1.64 |
| | 当中間連結会計期間 | 106,844,095 | 1,857,552 | 104,986,542 | 901,790 | 115,331 | 786,458 | 1.49 |
| うち貸出金 | 前中間連結会計期間 | 82,257,540 | 1,575,147 | 80,682,393 | 788,787 | 23,257 | 765,529 | 1.90 |
| | 当中間連結会計期間 | 65,698,936 | 798,868 | 64,900,067 | 601,251 | 29,431 | 571,819 | 1.76 |
| うち有価証券 | 前中間連結会計期間 | 26,720,594 | 699,008 | 26,021,585 | 189,799 | 12,303 | 177,495 | 1.36 |
| | 当中間連結会計期間 | 24,286,321 | 813,514 | 23,472,807 | 213,165 | 72,195 | 140,970 | 1.20 |
| うちコールローン及び買入手形 | 前中間連結会計期間 | 6,431,628 | - | 6,431,628 | 6,927 | - | 6,927 | 0.22 |
| | 当中間連結会計期間 | 2,698,887 | - | 2,698,887 | 2,961 | 0 | 2,960 | 0.21 |
| うち買現先勘定 | 前中間連結会計期間 | 4,877,162 | 552,440 | 4,324,722 | 103,084 | 20,563 | 82,520 | 3.82 |
| | 当中間連結会計期間 | 3,875,353 | 5,993 | 3,869,360 | 38,369 | - | 38,369 | 1.98 |
| うち債券貸借取引支払保証金 | 前中間連結会計期間 | 5,059,989 | 5,322 | 5,054,666 | 433 | - | 433 | 0.02 |
| | 当中間連結会計期間 | 6,809,841 | 6,226 | 6,803,614 | 700 | 15 | 684 | 0.02 |
| うち預け金 | 前中間連結会計期間 | 8,915,250 | 226,231 | 8,689,018 | 24,950 | 1,024 | 23,925 | 0.55 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,531,981 | 162,911 | 1,369,070 | 15,227 | 361 | 14,865 | 2.17 |
| 資金調達勘定 | 前中間連結会計期間 | 135,030,809 | 1,535,620 | 133,495,188 | 486,970 | 56,983 | 429,987 | 0.64 |
| | 当中間連結会計期間 | 112,029,036 | 2,110,550 | 109,918,486 | 271,351 | 47,663 | 223,687 | 0.40 |
| うち預金 | 前中間連結会計期間 | 74,821,023 | 170,990 | 74,650,033 | 109,822 | 2,850 | 106,972 | 0.29 |
| | 当中間連結会計期間 | 61,672,434 | 165,336 | 61,507,098 | 53,851 | 900 | 52,450 | 0.17 |
| うち譲渡性預金 | 前中間連結会計期間 | 10,194,409 | - | 10,194,409 | 7,984 | - | 7,984 | 0.16 |
| | 当中間連結会計期間 | 7,952,039 | - | 7,952,039 | 2,881 | - | 2,881 | 0.07 |
| うち債券 | 前中間連結会計期間 | 14,820,403 | - | 14,820,403 | 68,356 | - | 68,356 | 0.92 |
| | 当中間連結会計期間 | 11,354,810 | 1,157 | 11,353,653 | 49,695 | - | 49,695 | 0.87 |
| うちコールマネー及び売渡手形 | 前中間連結会計期間 | 14,412,850 | 4,509 | 14,408,341 | 5,682 | 7 | 5,675 | 0.08 |
| | 当中間連結会計期間 | 11,133,409 | 2,763 | 11,130,646 | 1,493 | 9 | 1,483 | 0.02 |
| うち売現先勘定 | 前中間連結会計期間 | 7,686,026 | 5,102 | 7,680,924 | 119,410 | 9 | 119,401 | 3.11 |
| | 当中間連結会計期間 | 8,390,927 | 5,868 | 8,385,058 | 65,296 | 0 | 65,296 | 1.55 |
| うち債券貸借取引受入担保金 | 前中間連結会計期間 | 3,402,349 | 18 | 3,402,330 | 6,293 | - | 6,293 | 0.37 |
| | 当中間連結会計期間 | 4,609,823 | 6,381 | 4,603,441 | 3,939 | 18 | 3,921 | 0.17 |
| うち商業・ペーパー | 前中間連結会計期間 | 276,746 | - | 276,746 | 492 | - | 492 | 0.36 |
| | 当中間連結会計期間 | 824,423 | - | 824,423 | 445 | - | 445 | 0.10 |
| うち借入金 | 前中間連結会計期間 | 3,805,334 | 1,326,124 | 2,479,210 | 38,755 | 21,738 | 17,017 | 1.37 |
| | 当中間連結会計期間 | 3,297,619 | 1,858,913 | 1,438,706 | 50,170 | 34,318 | 15,852 | 2.20 |

(注) 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

(6)国内・海外別役務取引の状況

当中間連結会計期間は、役務取引等収益は1,967億円、役務取引等費用は477億円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額() | 合計 |
|--------------|-----------|---------|---------|----------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 役務取引等収益 | 前中間連結会計期間 | 184,256 | 35,036 | 6,017 | 213,275 |
| | 当中間連結会計期間 | 184,242 | 26,154 | 13,636 | 196,760 |
| うち預金・債券・貸出業務 | 前中間連結会計期間 | 32,770 | 14,308 | 1 | 47,078 |
| | 当中間連結会計期間 | 36,121 | 11,638 | 14 | 47,745 |
| うち為替業務 | 前中間連結会計期間 | 53,215 | 2,244 | - | 55,460 |
| | 当中間連結会計期間 | 55,671 | 2,344 | 9 | 58,006 |
| うち証券関連業務 | 前中間連結会計期間 | 35,206 | 6,954 | 4,227 | 37,933 |
| | 当中間連結会計期間 | 40,917 | 6,667 | 4,245 | 43,340 |
| うち代理業務 | 前中間連結会計期間 | 17,109 | 420 | 253 | 17,275 |
| | 当中間連結会計期間 | 11,377 | - | 96 | 11,280 |
| うち保護預り・貸金庫業務 | 前中間連結会計期間 | 4,667 | 1,251 | 456 | 5,461 |
| | 当中間連結会計期間 | 4,854 | 13 | 0 | 4,867 |
| うち保証業務 | 前中間連結会計期間 | 14,291 | 4,383 | 416 | 18,259 |
| | 当中間連結会計期間 | 7,456 | 2,719 | 265 | 9,910 |
| うち信託関連業務 | 前中間連結会計期間 | 14,957 | 1,173 | - | 16,130 |
| | 当中間連結会計期間 | - | 0 | - | 0 |
| 役務取引等費用 | 前中間連結会計期間 | 22,967 | 15,148 | 5,584 | 32,530 |
| | 当中間連結会計期間 | 38,605 | 22,927 | 13,812 | 47,720 |
| うち為替業務 | 前中間連結会計期間 | 13,772 | 94 | 0 | 13,867 |
| | 当中間連結会計期間 | 14,056 | 77 | 2 | 14,131 |

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
 2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
 3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

(7) 国内・海外別特定取引の状況

特定取引収益・費用の内訳

当中間連結会計期間は、特定取引収益は1,285億円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額() | 合計 |
|--------------|-----------|---------|---------|----------|---------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 特定取引収益 | 前中間連結会計期間 | 59,123 | 79,066 | 14,531 | 123,658 |
| | 当中間連結会計期間 | 101,501 | 49,316 | 22,222 | 128,595 |
| うち商品有価証券収益 | 前中間連結会計期間 | 18,385 | - | 14,531 | 3,854 |
| | 当中間連結会計期間 | 38,244 | 46,768 | - | 85,012 |
| うち特定取引有価証券収益 | 前中間連結会計期間 | 2,562 | 2,927 | - | 5,489 |
| | 当中間連結会計期間 | - | 2,548 | 987 | 1,560 |
| うち特定金融派生商品収益 | 前中間連結会計期間 | 37,479 | 76,135 | - | 113,615 |
| | 当中間連結会計期間 | 62,285 | - | 21,234 | 41,050 |
| うちその他の特定取引収益 | 前中間連結会計期間 | 695 | 3 | - | 699 |
| | 当中間連結会計期間 | 971 | - | 0 | 971 |
| 特定取引費用 | 前中間連結会計期間 | - | 14,531 | 14,531 | - |
| | 当中間連結会計期間 | 987 | 21,235 | 22,222 | - |
| うち商品有価証券費用 | 前中間連結会計期間 | - | 14,531 | 14,531 | - |
| | 当中間連結会計期間 | - | - | - | - |
| うち特定取引有価証券費用 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | 987 | - | 987 | - |
| うち特定金融派生商品費用 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | - | 21,234 | 21,234 | - |
| うちその他の特定取引費用 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | - | 0 | 0 | - |

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

4. 内訳科目はそれぞれの収益と費用で相殺し、収益が上回った場合には収益欄に、費用が上回った場合には費用欄に、国内・海外・合計ごとの純額を表示しております。

特定取引資産・負債の内訳（末残）

当中間連結会計期間末は、特定取引資産は91,230億円、特定取引負債は64,817億円となりました。

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額() | 合計 |
|----------------|-----------|-----------|-----------|-----------|-----------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 特定取引資産 | 前中間連結会計期間 | 7,099,118 | 3,631,671 | 1,632,683 | 9,098,107 |
| | 当中間連結会計期間 | 6,845,036 | 3,594,029 | 1,316,017 | 9,123,048 |
| うち商品有価証券 | 前中間連結会計期間 | 2,873,521 | 1,317,044 | - | 4,190,566 |
| | 当中間連結会計期間 | 3,734,894 | 1,633,480 | - | 5,368,374 |
| うち商品有価証券派生商品 | 前中間連結会計期間 | 3,322 | 669 | 104 | 3,888 |
| | 当中間連結会計期間 | 25,153 | 907 | - | 26,061 |
| うち特定取引有価証券 | 前中間連結会計期間 | 44,261 | 137,200 | - | 181,461 |
| | 当中間連結会計期間 | - | 179,720 | - | 179,720 |
| うち特定取引有価証券派生商品 | 前中間連結会計期間 | 2,137 | 6,946 | 5,139 | 3,944 |
| | 当中間連結会計期間 | 193 | 1,073 | 991 | 275 |
| うち特定金融派生商品 | 前中間連結会計期間 | 3,216,754 | 2,169,810 | 1,627,439 | 3,759,125 |
| | 当中間連結会計期間 | 2,245,110 | 1,778,846 | 1,315,025 | 2,708,931 |
| うちその他の特定取引資産 | 前中間連結会計期間 | 959,119 | - | - | 959,119 |
| | 当中間連結会計期間 | 839,685 | - | - | 839,685 |
| 特定取引負債 | 前中間連結会計期間 | 4,880,549 | 3,350,557 | 1,632,683 | 6,598,423 |
| | 当中間連結会計期間 | 4,954,273 | 2,843,487 | 1,316,019 | 6,481,741 |
| うち売付商品債券 | 前中間連結会計期間 | 1,824,978 | 882,996 | - | 2,707,975 |
| | 当中間連結会計期間 | 2,890,328 | 849,197 | - | 3,739,526 |
| うち商品有価証券派生商品 | 前中間連結会計期間 | 2,171 | - | 104 | 2,067 |
| | 当中間連結会計期間 | 15,506 | 5 | - | 15,511 |
| うち特定取引売付債券 | 前中間連結会計期間 | 32,387 | 317,941 | - | 350,328 |
| | 当中間連結会計期間 | - | 210,960 | - | 210,960 |
| うち特定取引有価証券派生商品 | 前中間連結会計期間 | 2,113 | 3,520 | 5,139 | 494 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,642 | 20 | 991 | 670 |
| うち特定金融派生商品 | 前中間連結会計期間 | 3,018,898 | 2,146,098 | 1,627,439 | 3,537,557 |
| | 当中間連結会計期間 | 2,046,796 | 1,783,304 | 1,315,027 | 2,515,072 |
| うちその他の特定取引負債 | 前中間連結会計期間 | - | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | - | - | - | - |

(注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。

2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。

3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。

[次へ](#)

(8) 国内・海外別預金残高の状況
預金の種類別残高(未残)

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額() | 合計 |
|---------|-----------|------------|-----------|----------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 預金合計 | 前中間連結会計期間 | 64,047,371 | 4,676,009 | 327,185 | 68,396,196 |
| | 当中間連結会計期間 | 60,424,077 | 2,697,732 | 156,114 | 62,965,695 |
| うち流動性預金 | 前中間連結会計期間 | 32,676,664 | 580,187 | 3,103 | 33,253,748 |
| | 当中間連結会計期間 | 34,485,915 | 492,332 | 2,036 | 34,976,210 |
| うち定期性預金 | 前中間連結会計期間 | 27,037,262 | 3,790,277 | 204,113 | 30,623,427 |
| | 当中間連結会計期間 | 21,409,242 | 2,044,605 | 131,528 | 23,322,319 |
| うちその他 | 前中間連結会計期間 | 4,333,444 | 305,544 | 119,968 | 4,519,020 |
| | 当中間連結会計期間 | 4,528,919 | 160,795 | 22,549 | 4,667,165 |
| 譲渡性預金 | 前中間連結会計期間 | 9,168,730 | 364,837 | - | 9,533,567 |
| | 当中間連結会計期間 | 8,136,910 | 122,852 | - | 8,259,762 |
| 総合計 | 前中間連結会計期間 | 73,216,101 | 5,040,846 | 327,185 | 77,929,763 |
| | 当中間連結会計期間 | 68,560,987 | 2,820,584 | 156,114 | 71,225,457 |

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 「相殺消去額」には内部取引金額等を記載しております。
4. 預金の区分は次のとおりであります。
流動性預金 = 当座預金 + 普通預金 + 貯蓄預金 + 通知預金
定期性預金 = 定期預金 + 定期積金

(9) 国内・海外別債券残高の状況
債券の種類別残高(未残)

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 相殺消去額() | 合計 |
|-------|-----------|------------|---------|----------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 利付債券 | 前中間連結会計期間 | 10,481,426 | - | - | 10,481,426 |
| | 当中間連結会計期間 | 9,076,971 | - | - | 9,076,971 |
| 割引債券 | 前中間連結会計期間 | 3,273,692 | - | - | 3,273,692 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,683,195 | - | - | 1,683,195 |
| 外貨建債券 | 前中間連結会計期間 | 28,421 | - | - | 28,421 |
| | 当中間連結会計期間 | 27,456 | 3,932 | 1,112 | 30,275 |
| 合計 | 前中間連結会計期間 | 13,783,539 | - | - | 13,783,539 |
| | 当中間連結会計期間 | 10,787,622 | 3,932 | 1,112 | 10,790,442 |

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 「相殺消去額」には、内部取引金額等を記載しております。
4. 「利付債券」には、利付みずほ銀行債券及び利付みずほコーポレート銀行債券を含んでおります。
5. 「割引債券」には、割引みずほ銀行債券を含んでおります。

[次へ](#)

(10)国内・海外別貸出金残高の状況
業種別貸出状況（残高・構成比）

| 業種別 | 平成14年9月30日 | | 平成15年9月30日 | |
|-------------------|----------------|--------|----------------|--------|
| | 貸出金残高 (百万円) | 構成比(%) | 貸出金残高 (百万円) | 構成比(%) |
| 国内（除く特別国際金融取引勘定分） | 68,170,722 | 100.00 | - | - |
| 製造業 | 10,108,629 | 14.83 | - | - |
| 農業 | 72,987 | 0.11 | - | - |
| 林業 | 3,340 | 0.00 | - | - |
| 漁業 | 12,514 | 0.02 | - | - |
| 鉱業 | 76,595 | 0.11 | - | - |
| 建設業 | 2,350,458 | 3.45 | - | - |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | 1,075,269 | 1.58 | - | - |
| 運輸・通信業 | 3,480,639 | 5.11 | - | - |
| 卸売・小売業、飲食店 | 9,166,496 | 13.45 | - | - |
| 金融・保険業 | 7,166,863 | 10.51 | - | - |
| 不動産業 | 7,816,646 | 11.47 | - | - |
| サービス業 | 11,287,393 | 16.56 | - | - |
| 地方公共団体 | 228,890 | 0.34 | - | - |
| その他 | 15,323,996 | 22.48 | - | - |
| 国内（除く特別国際金融取引勘定分） | - | - | 60,259,457 | 100.00 |
| 製造業 | - | - | 8,700,610 | 14.44 |
| 農業 | - | - | 59,475 | 0.10 |
| 林業 | - | - | 2,198 | 0.00 |
| 漁業 | - | - | 8,675 | 0.01 |
| 鉱業 | - | - | 129,041 | 0.21 |
| 建設業 | - | - | 1,947,718 | 3.23 |
| 電気・ガス・熱供給・水道業 | - | - | 893,804 | 1.48 |
| 情報通信業 | - | - | 975,221 | 1.62 |
| 運輸業 | - | - | 2,993,485 | 4.97 |
| 卸売・小売業 | - | - | 7,947,031 | 13.19 |
| 金融・保険業 | - | - | 6,423,771 | 10.66 |
| 不動産業 | - | - | 6,487,548 | 10.77 |
| 各種サービス業 | - | - | 10,442,871 | 17.33 |
| 地方公共団体 | - | - | 251,201 | 0.42 |
| その他 | - | - | 12,996,802 | 21.57 |
| 海外及び特別国際金融取引勘定分 | 7,947,519 | 100.00 | 4,693,698 | 100.00 |
| 政府等 | 240,101 | 3.02 | 153,654 | 3.27 |
| 金融機関 | 331,997 | 4.18 | 440,379 | 9.38 |
| その他 | 7,375,419 | 92.80 | 4,099,664 | 87.35 |
| 合計 | 76,118,242 | - | 64,953,156 | - |

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社（海外店を除く）であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 平成14年3月7日付総務省告示第139号により「日本標準産業分類」が改訂され、同年10月1日から適用されたことに伴い、「国内（除く特別国際金融取引勘定分）」に係る各業種別の貸出金残高及び構成比は、前中間連結会計期間末は改訂前の日本標準産業分類の区分に基づき、当中間連結会計期間末は改訂後の日本標準産業分類の区分に基づき記載しております。

外国政府等向け債権残高（国別）

| 期別 | 国別 | 外国政府等向け債権残高（百万円） |
|-------------|---------------|------------------|
| 平成14年 9月30日 | インドネシア共和国 | 117,070 |
| | その他（9か国） | 8,415 |
| | 合計 | 125,486 |
| | （資産の総額に対する割合） | （ 0.08% ） |
| 平成15年 9月30日 | インドネシア共和国 | 52,822 |
| | その他（5か国） | 3,840 |
| | 合計 | 56,663 |
| | （資産の総額に対する割合） | （ 0.04% ） |

（注） 日本公認会計士協会銀行等監査特別委員会報告第4号に規定する特定海外債権引当勘定を計上している国の外国政府等の債権残高を掲げております。

(11) 国内・海外別有価証券の状況
有価証券残高(末残)

| 種類 | 期別 | 国内 | 海外 | 合計 |
|--------|-----------|------------|-----------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 国債 | 前中間連結会計期間 | 12,466,067 | - | 12,466,067 |
| | 当中間連結会計期間 | 14,682,786 | - | 14,682,786 |
| 地方債 | 前中間連結会計期間 | 334,950 | - | 334,950 |
| | 当中間連結会計期間 | 89,610 | - | 89,610 |
| 短期社債 | 前中間連結会計期間 | - | - | - |
| | 当中間連結会計期間 | - | - | - |
| 社債 | 前中間連結会計期間 | 1,084,382 | 27,226 | 1,111,608 |
| | 当中間連結会計期間 | 1,284,342 | 2,797 | 1,287,139 |
| 株式 | 前中間連結会計期間 | 5,865,199 | - | 5,865,199 |
| | 当中間連結会計期間 | 4,994,344 | - | 4,994,344 |
| その他の証券 | 前中間連結会計期間 | 4,800,360 | 942,138 | 5,742,499 |
| | 当中間連結会計期間 | 3,824,155 | 998,228 | 4,822,384 |
| 合計 | 前中間連結会計期間 | 24,550,960 | 969,365 | 25,520,325 |
| | 当中間連結会計期間 | 24,875,240 | 1,001,025 | 25,876,265 |

- (注) 1. 「国内」とは、当社及び国内連結子会社(海外店を除く)であります。
2. 「海外」とは、国内連結子会社の海外店及び海外連結子会社であります。
3. 「その他の証券」には、外国債券及び外国株式を含んでおります。

[次へ](#)

(参考)

自己資本比率は、銀行法第52条の25の規定に基づき連結自己資本比率の基準を定める件(平成10年大蔵省告示第62号。以下、「告示」という)に定められた算式に基づき、連結ベースについて算出しております。

なお、当社は、国際統一基準を適用のうえ、マーケット・リスク規制を導入しております。

連結自己資本比率(国際統一基準)

| 項目 | | 平成14年9月30日 | 平成15年9月30日 |
|----------------------------|--|------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 基本的項目 | 資本金 | 2,572,000 | 1,000,000 |
| | うち非累積的永久優先株(注1) | - | - |
| | 新株式払込金 | - | - |
| | 資本剰余金 | 353,765 | 327,420 |
| | 利益剰余金 | 983,536 | 215,591 |
| | 連結子会社の少数株主持分 | 1,045,666 | 2,069,624 |
| | うち海外特別目的会社の発行する優先出資証券 | 958,947 | 959,721 |
| | その他有価証券の評価差損() | 509,264 | - |
| | 自己株式払込金 | | - |
| | 自己株式() | 1,019 | - |
| | 為替換算調整勘定 | 101,626 | 79,900 |
| | 営業権相当額() | 363 | - |
| | 連結調整勘定相当額() | 56,024 | - |
| | 計 (A) | 4,286,669 | 3,532,736 |
| うちステップ・アップ金利条項付の優先出資証券(注2) | 611,947 | 308,721 | |
| 補完的項目 | その他有価証券の連結貸借対照表計上額の合計額から帳簿価額の合計額を控除した額の45% | - | 170,754 |
| | 土地の再評価額と再評価の直前の帳簿価額の差額の45%相当額 | 308,344 | 279,733 |
| | 一般貸倒引当金 | 924,832 | 1,422,054 |
| | 負債性資本調達手段等 | 3,709,565 | 2,584,094 |
| | うち永久劣後債務(注3) | 1,591,642 | 1,095,712 |
| | うち期限付劣後債務及び期限付優先株(注4) | 2,117,922 | 1,488,381 |
| | 計 | 4,942,741 | 4,456,636 |
| うち自己資本への算入額 (B) | 4,286,669 | 3,532,736 | |
| 準補完的項目 | 短期劣後債務 | - | - |
| | うち自己資本への算入額 (C) | - | - |
| 控除項目 | 控除項目(注5) (D) | 89,373 | 145,893 |
| 自己資本額 | (A) + (B) + (C) - (D) (E) | 8,483,964 | 6,919,580 |

| 項目 | | 平成14年9月30日 | 平成15年9月30日 |
|------------------------------------|------------------------------|------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| リスク・ アセット等 | 資産(オン・バランス)項目 | 74,836,908 | 60,993,825 |
| | オフ・バランス取引項目 | 5,786,190 | 4,146,153 |
| | 信用リスク・アセットの額 (F) | 80,623,098 | 65,139,979 |
| | マーケット・リスク相当額に係る額((H)/8%) (G) | 740,432 | 823,987 |
| | (参考)マーケット・リスク相当額 (H) | 59,234 | 65,918 |
| | 計((F)+(G)) (I) | 81,363,531 | 65,963,967 |
| 連結自己資本比率(国際統一基準) = E / I × 100 (%) | | 10.42 | 10.48 |

- (注) 1. 当社の資本金は株式種類毎に区分できないため、資本金のうち非累積的永久優先株の金額は記載しておりません。
2. 告示第4条第2項に掲げるもの、すなわち、ステップ・アップ金利等の特約を付すなど償還を行う蓋然性を有する株式等(海外特別目的会社の発行する優先出資証券を含む。)であります。
3. 告示第5条第1項第4号に掲げる負債性資本調達手段で次に掲げる性質のすべてを有するものであります。
- (1) 無担保で、かつ、他の債務に劣後する払込済のものであること
 - (2) 一定の場合を除き、償還されないものであること
 - (3) 業務を継続しながら損失の補てんに充当されるものであること
 - (4) 利払い義務の延期が認められるものであること
4. 告示第5条第1項第5号及び第6号に掲げるものであります。ただし、期限付劣後債務は契約時における償還期間が5年を超えるものに限られております。
5. 告示第7条第1項第1号に掲げる他の金融機関の資本調達手段の意図的な保有相当額、及び第2号に規定するものに対する投資に相当する額であります。

[次へ](#)

() 優先出資証券の概要

当社は、当社の連結子会社である株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の海外特別目的会社が発行している以下の優先出資証券を、当社の「連結自己資本比率」の「基本的項目」に算入しております。

1. 株式会社みずほ銀行（以下、「同行」という。）の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

| | | |
|----------|--|--|
| 発行体 | Mizuho Preferred Capital (Cayman) A Limited (以下、「MPCA」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCA優先出資証券」という。) | Mizuho Preferred Capital (Cayman) E Limited (以下、「MPCE」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCE優先出資証券」という。) |
| 発行証券の種類 | 配当非累積型永久優先出資証券 | 配当非累積型永久優先出資証券 |
| 償還期日 | 定めなし | 定めなし |
| 任意償還 | Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要。） Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要。） | Series A、Series Bともに平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要。） |
| 配当 | Series A、Series Bともに変動配当（ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。） | Series A、Series Bともに変動配当（ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。） |
| 配当支払日 | 毎年6月の最終営業日 | 毎年6月の最終営業日 |
| 発行総額 | Series A 636億円 Series B 697億5,000万円 | Series A 676億2,000万円 Series B 550億4,000万円 |
| 払込日 | 平成14年2月14日 | Series A 平成14年8月9日 Series B 平成14年8月30日 |
| 配当停止条件 | 以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 同行がMPCAに対して損失補填事由証明書（注1）を交付した場合 同行優先株式（注2）への配当が停止された場合 同行がMPCAに対して可処分配当可能利益（注3）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合 配当支払日が強制配当日（注5）でなく、かつ、同行がMPCAに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合 | 以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 同行がMPCEに対して損失補填事由証明書（注1）を交付した場合 同行優先株式（注2）への配当が停止された場合 同行がMPCEに対して可処分配当可能利益（注3）が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合 配当支払日が強制配当日（注5）でなく、かつ、同行がMPCEに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合 |
| 強制配当事由 | ある会計年度に対する同行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる。）及び配当可能利益制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる。）に服する。 | ある会計年度に対する同行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券（注6）の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書（注1）が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件（発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる。）及び配当可能利益制限証明書（注4）がそれに関して交付されていないという条件（交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる。）に服する。 |
| 配当可能利益制限 | 同行がMPCAに対して、配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注3）に制限される。 | 同行がMPCEに対して、配当可能利益制限証明書（注4）を交付した場合、配当は可処分配当可能利益（注3）に制限される。 |

| | | |
|---------|---|---|
| 配当制限 | 同行優先株式（注2）への配当が減額された場合には本MPCA優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。 | 同行優先株式（注2）への配当が減額された場合には本MPCE優先出資証券への配当も同じ割合で減額される。 |
| 残余財産請求権 | 同行優先株式（注2）と同格 | 同行優先株式（注2）と同格 |

（注）1．損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に同行が各発行体に対して交付する証明書（ただし、損失補填事由が以下の 場合には、その交付は同行の裁量による。）であり、損失補填事由とは、同行につき、以下の事由が発生する場合をいう。 同行によりもしくは同行に対して、清算手続が開始され、または同行に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、 会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が同行の債権者に対して送付された場合、 監督当局が、同行が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、 自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、 債務不履行またはその恐れのある場合、 債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

2．同行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、同行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3．可処分配当可能利益

ある会計年度の直前の会計年度に係る同行の配当可能利益から、ある会計年度において同行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある会計年度に同行優先株式に支払われる中間配当は、可処分配当可能利益の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、同行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が同行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCA（MPCEの欄についてはMPCE）との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分配当可能利益は以下のように調整される。

調整後の可処分配当可能利益 = 可処分配当可能利益 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

4．配当可能利益制限証明書

可処分配当可能利益が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、同行から定時株主総会以前に発行体へ交付される証明書で、当該会計年度における可処分配当可能利益を記載するものをいう。

5．強制配当日

同行普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

6．パリティ優先出資証券

MPCA（MPCEの欄についてはMPCE）が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPCA優先出資証券（MPCEの欄については本MPCE優先出資証券。以下、本注記において同様。）と同じである優先出資証券及び本MPCA優先出資証券の総称。（たとえば、MPCAのケースでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たにMPCAから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

[次へ](#)

2. 株式会社みずほコーポレート銀行（以下、「同行」という。）の海外特別目的会社が発行している優先出資証券の概要

| | | |
|----------|--|--|
| 発行体 | Mizuho Preferred Capital Company L.L.C.（以下、「MPC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPC優先出資証券」という。） | Mizuho JGB Investment L.L.C.（以下、「MJJ」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MJJ優先出資証券」という。） |
| 発行証券の種類 | 配当非累積型永久優先出資証券 | 配当非累積型永久優先出資証券 |
| 償還期日 | 定めなし | 定めなし |
| 任意償還 | 平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要） | 平成20年6月以降の各配当支払日に任意償還可能（ただし、監督当局の事前承認が必要） |
| 配当 | 当初10年間は固定配当（ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。） | 当初10年間は固定配当（ただし、平成20年6月より後に到来する配当支払日以降は変動配当が適用されるとともに、ステップ・アップ配当が付される。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。） |
| 配当支払日 | 毎年6月及び12月の最終営業日 | 毎年6月及び12月の最終営業日 |
| 発行総額 | 10億米ドル | 16億米ドル |
| 払込日 | 平成10年2月23日 | 平成10年3月16日 |
| 配当停止条件 | 以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。（ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く。） 同行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 同行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的会社更生計画の認可がなされた場合 同行優先株式（注2）への配当が停止され、かつ同行がMPCに対し同行優先株式への配当停止について書面で通知をしたか、もしくは本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 同行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MPC優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 | 以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。（ただし、下記の強制配当事由に該当する場合は除く。） 同行の連結自己資本比率または基本的項目の比率が銀行規制法令の定める最低水準を下回った場合であって、かつ本MJJ優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 同行につき会社清算手続開始、破産宣告または清算的会社更生計画の認可がなされた場合 同行優先株式（注2）への配当が停止され、かつ同行がMJJに対し同行優先株式への配当停止について書面で通知をしたか、もしくは本MJJ優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 同行の株式に対する一切の配当が停止され、かつ本MJJ優先出資証券への配当禁止通知（注1）が出された場合 |
| 強制配当事由 | 同行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該会計年度終了後に開始する連続した2配当期間（注3）にかかる配当支払日において、本MPC優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない（配当停止条件における の状態が生じている場合を除く）。 | 同行が何らかの株式について配当を実施した場合には、当該会計年度終了後に開始する連続した2配当期間（注3）にかかる配当支払日において、本MJJ優先出資証券の満額の配当を実施しなければならない（配当停止条件における の状態が生じている場合を除く）。 |
| 配当可能利益制限 | 定めなし | 定めなし |
| 配当制限 | 定めなし | 定めなし |
| 残余財産請求権 | 同行優先株式（注2）と同格 | 同行優先株式（注2）と同格 |

優先出資証券の概要（つづき）

| | | | |
|---------|--|--|--|
| 発行体 | Mizuho Preferred Capital (Cayman) B Limited (以下、「MPCB」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCB優先出資証券」という。) | Mizuho Preferred Capital (Cayman) C Limited (以下、「MPCC」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCC優先出資証券」という。) | Mizuho Preferred Capital (Cayman) D Limited (以下、「MPCD」といい、以下に記載される優先出資証券を「本MPCD優先出資証券」という。) |
| 発行証券の種類 | 配当非累積型永久優先出資証券 | 配当非累積型永久優先出資証券 | 配当非累積型永久優先出資証券 |
| 償還期日 | 定めなし | 定めなし | 定めなし |
| 任意償還 | Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) | Series A 平成24年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) Series B 平成19年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) | 平成21年6月以降の各配当支払日に任意償還可能(ただし、監督当局の事前承認が必要) |
| 配当 | Series A、Series Bともに変動配当(ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。) | Series A、Series Bともに変動配当(ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。) | 変動配当(ステップ・アップなし。下記「配当停止条件」に記載のとおり、停止された未払配当は翌期以降に累積されない。) |
| 配当支払日 | 毎年6月の最終営業日 | 毎年6月の最終営業日 | 毎年6月の最終営業日 |
| 発行総額 | Series A 636億円 Series B 697億5,000万円 | Series A 497億円 Series B 544億円 | 1,858億円 |
| 払込日 | 平成14年2月14日 | 平成14年2月14日 | 平成14年3月22日 |
| 配当停止条件 | 以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 同行がMPCBに対して損失補填事由証明書(注4)を交付した場合 同行優先株式(注2)への配当が停止された場合 同行がMPCBに対して可処分配当可能利益(注5)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注7)でなく、かつ、同行がMPCBに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合 | 以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 同行がMPCCに対して損失補填事由証明書(注4)を交付した場合 同行優先株式(注2)への配当が停止された場合 同行がMPCCに対して可処分配当可能利益(注5)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注7)でなく、かつ、同行がMPCCに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合 | 以下の何れかの事由が発生した場合、配当の支払いは停止され、停止された配当は累積しない。 同行がMPCDに対して損失補填事由証明書(注4)を交付した場合 同行優先株式(注2)への配当が停止された場合 同行がMPCDに対して可処分配当可能利益(注5)が存在しない旨を記載した配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合 配当支払日が強制配当日(注7)でなく、かつ、同行がMPCDに対して当該配当支払日に配当を一切行わないことを指示する旨の配当通知を送付した場合 |

| | | | |
|----------|---|---|---|
| 強制配当事由 | ある会計年度に対する同行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注8)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注4)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び配当可能利益制限証明書(注6)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。 | ある会計年度に対する同行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注8)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注4)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び配当可能利益制限証明書(注6)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。 | ある会計年度に対する同行普通株式の配当を実施した場合、当該会計年度が終了する暦年の6月にパリティ優先出資証券(注8)の満額の配当を実施しなければならない。ただし、損失補填事由証明書(注4)が交付されていないという条件、優先株式配当制限がそれに関して発生していないという条件(発生する場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)及び配当可能利益制限証明書(注6)がそれに関して交付されていないという条件(交付されている場合、その範囲までの部分的な配当がなされる)に服する。 |
| 配当可能利益制限 | 同行がMPCBに対して、配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合、配当は可処分配当可能利益(注5)に制限される。 | 同行がMPCCに対して、配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合、配当は可処分配当可能利益(注5)に制限される。 | 同行がMPCDに対して、配当可能利益制限証明書(注6)を交付した場合、配当は可処分配当可能利益(注5)に制限される。 |
| 配当制限 | 同行優先株式(注2)への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券(注8)への配当も同じ割合で減額される。 | 同行優先株式(注2)への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券(注8)への配当も同じ割合で減額される。 | 同行優先株式(注2)への配当が減額された場合にはパリティ優先出資証券(注8)への配当も同じ割合で減額される。 |
| 残余財産請求権 | 同行優先株式(注2)と同格 | 同行優先株式(注2)と同格 | 同行優先株式(注2)と同格 |

(注) 1. 配当禁止通知

MPC (MJI) について、配当支払日の10日以上前にMizuho Preferred Capital Holdings Inc. (MJIについては、Mizuho JGB Investment Holdings Inc.) (米国における発行体の中間持株会社)が発行体に交付する当該配当支払日に配当を支払わない旨を指示した通知のこと。

2. 同行優先株式

自己資本比率規制上の基本的項目と認められ、同行の優先株式の中で配当に関し最上位の請求権を有する優先株式。今後発行される同等の優先株式を含む。

3. 配当期間

6月の最終営業日の翌日から12月の最終営業日までの期間及び12月の最終営業日の翌日から6月の最終営業日までの期間をいう。

4. 損失補填事由証明書

損失補填事由が発生し継続している場合に同行がMPCB、MPCC及びMPCDに対して交付する証明書(ただし、損失補填事由が以下の場合には、その交付は同行の裁量による。)であり、損失補填事由とは、同行につき、以下の事由が発生する場合をいう。同行によりもしくは同行に対して、清算手続が開始され、または同行に対する破産宣告がなされ、もしくは会社更生手続等が開始された場合、会社更生法に基づく会社更生手続の開始決定、商法に基づく会社整理手続の開始宣告、民事再生法に基づく民事再生手続の開始がなされた場合、または、破産法に基づく強制和議のための債権者集会開催通知が同行の債権者に対して送付された場合、監督当局が、同行が支払不能または債務超過の状態にあること、もしくは同行を特別公的管理の対象とすることを宣言した場合または第三者に譲渡する命令を発した場合、自己資本比率または基本的項目の比率が最低水準を下回っているか、または当該配当により下回ることとなる場合、債務不履行またはその恐れのある場合、債務超過であるか、当該配当により債務超過となる場合。

5. 可処分配当可能利益

ある会計年度の直前の会計年度に係る同行の配当可能利益から、ある会計年度において同行優先株式に対して既に支払われた配当額と今後支払われる予定配当額（ただし、ある会計年度に同行優先株式、本MPC優先出資証券及び本MJII優先出資証券に支払われる中間配当は、可処分配当可能利益の計算上含まれない。）の合計額を控除したものをいう。ただし、同行以外の会社によって発行される証券で、配当請求権、清算時における権利等が同行の財務状態及び業績を参照することにより決定され、当該発行会社に関連して、パリティ優先出資証券がMPCB（MPCC、MPCDの欄については、それぞれMPCC、MPCD）との関連で有するのと同格の劣後性を有する証券（以下、「パラレル証券」という。）が存在する場合には、可処分配当可能利益は以下のように調整される。

調整後の可処分配当可能利益 = 可処分配当可能利益 × (パリティ優先出資証券の満額配当の総額) / (パリティ優先出資証券の満額配当の総額 + パラレル証券の満額配当の総額)

6. 配当可能利益制限証明書

可処分配当可能利益が配当支払日に支払われる配当金総額を下回る場合に、同行から定時株主総会以前に発行体に交付される証明書で、当該会計年度における可処分配当可能利益を記載するものをいう。

7. 強制配当日

同行普通株式について配当がなされた会計年度が終了する暦年の6月の配当支払日をいう。

8. パリティ優先出資証券

MPCB（MPCC、MPCDの欄については、それぞれMPCC、MPCD）が発行し、償還期日の定めがないことや配当支払日及び払込金の使途が本MPCB優先出資証券（MPCC、MPCDの欄については、それぞれ本MPCC優先出資証券、本MPCD優先出資証券。以下、本注記において同様。）と同じである優先出資証券及び本MPCB優先出資証券の総称。（たとえば、MPCBでは、パリティ優先出資証券とはSeries A、Series B及び今後新たにMPCBから発行される場合に上記条件を満たす優先出資証券を含めた総称。）

2【生産、受注及び販売の状況】

「生産、受注及び販売の状況」は、銀行持株会社としての業務の特殊性から該当する情報がないため、記載しておりません。

3【対処すべき課題】

当社グループは、平成14年11月に公表いたしました『変革・加速プログラム』等経営改革の成果を着実に発揮すべく、平成15年9月に「経営の健全化のための計画」を見直し、収益基盤の更なる強化に迅速かつ果敢に取り組んでまいります。また、収益拡大策と同時に、当社グループでは、統合合理化効果を徹底的に追求すべくリストラを強化し、人件費・物件費両面にわたるコスト削減を実施いたします。具体的には、従業員数の削減及び店舗統廃合の前倒しを実施し、毎期大幅かつ着実な経費の削減を行い、当社、株式会社みずほフィナンシャルグループ、株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行の合算で、平成19年3月期の経費を平成15年3月期比1,900億円削減し、7,000億円程度とすることを目指します。

一方、資産の健全性向上につきましては、平成15年3月期決算において、将来の資産劣化リスクへの対応と最終処理を加速した結果、株式会社みずほ銀行、株式会社みずほコーポレート銀行及びみずほ信託銀行株式会社の合算で与信関係費用2兆952億円を計上するなど、最大限の財務上の手当を行いました。今後も、平成17年3月末までに不良債権を半減させるという経営の強い決意の下、さらに最終処理のスピードアップを図ってまいります。

「経営の健全化のための計画」にお示しいたしました収益計画達成に向けた具体的な収益増強施策として、株式会社みずほ銀行では、利便性の高いネットワークと圧倒的なお客さまのお取引基盤をベースに、個人マーケットにおける、住宅ローン、外貨預金、投資信託、個人年金保険商品等の拡充や、中堅中小企業マーケットでの無担保ローン、ベンチャー企業向けファイナンスの積極対応など、顧客セグメント毎に競争力のある商品を提供してまいります。また、店舗統廃合や人員削減の前倒しによるコスト競争力の実現により、業務粗利益経費率40%台を早期に達成してまいります。

株式会社みずほコーポレート銀行では、アセットに依存した従来型ビジネスモデルから脱却し、市場型間接金融モデルへの早期転換を加速いたします。すでに国内No.1の実績を持つシンジケーションビジネスや、プロダクツビジネスの強化に努め、国内外のお客さまに最先端の金融技術を活かした高付加価値の商品・サービスを提供することで、非金利収入比率50%を目指します。

みずほ証券株式会社、みずほ信託銀行株式会社などのグループ各社は、それぞれの専門性及び戦略分野を一段と強化するとともに、グループ内の相互連携を積極的に推進し、グループシナジーを徹底的に追求してまいります。

なお、当社グループは、平成14年4月のATM障害及び口座振替処理遅延等、平成14年度上期の中小企業向け貸出金実績減少ならびに平成14年度の「経営の健全化のための計画」の収益計画と実績との大幅な乖離、の三点につきまして、監督当局である金融庁より業務改善命令を受けております。私どもといたしましては、かかる処分を真摯に受け止め、グループ内の管理・推進体制の見直しを行っており、その体制の下、着実な改善に努めております。

グループ全体の経営課題を果たすと同時に、これまでに取り組んでまいりました経営改革の成果を発揮すべく、私どもは当期を「みずほビジネスモデルの進化」に沿って、「結果を出す1年」と位置付け、全役職員が全力で取り組んでまいります。すでに、当中間期においては、期初にお示しいたしました業績予想を上回る中間純利益を達成できましたことに加え、通期決算におきましても、「経営の健全化のための計画」の達成を見込んでおり、株式会社みずほフィナンシャルグループの期末配当につきましても復配を予定しております。今後とも、お客さまへのサービスの飛躍的向上、そして、国内で最も多くのお客さまとお取引いただく金融グループに相応しい競争力・収益力の確保に総力をあげて邁進してまいります。

4【経営上の重要な契約等】

該当ありません。

5【研究開発活動】

該当ありません。

第3【設備の状況】

1【主要な設備の状況】

当中間連結会計期間において、主要な設備に重要な異動はありません。

2【設備の新設、除却等の計画】

当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の異動は次のとおりであります。

(1) 提出会社

当社につきましては、重要な設備に異動はありません。

(2) 連結子会社

連結子会社につきましては、当中間連結会計期間において、新たに確定した重要な設備の売却計画は次のとおりであります。

(銀行業)

| 会社名 | 店舗名 その他 | 所在地 | 区分 | 設備の 内容 | 土地 | | 建物 | 合計 | 売却予定 年月 |
|---------------------|------------|---------|----|-----------|--------|-----------|-------|--------|--------------|
| | | | | | 面積 (㎡) | 帳簿価額(百万円) | | | |
| 株式会社みずほ コーポレート銀行 | 本店 | 東京都千代田区 | 売却 | 店舗 | 6,780 | 76,292 | 5,523 | 81,815 | 平成15年 12月 |

(注) 株式会社みずほコーポレート銀行は売却後も定期借家契約を締結し、当該物件を本店として使用する予定であります。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

| 種類 | 会社が発行する株式の総数(株) |
|---------|-----------------|
| 普通株式 | 25,000,000 |
| 第一種優先株式 | 33,000 |
| 第二種優先株式 | 100,000 |
| 第三種優先株式 | 100,000 |
| 第四種優先株式 | 150,000 |
| 第六種優先株式 | 150,000 |
| 第七種優先株式 | 125,000 |
| 第八種優先株式 | 125,000 |
| 第九種優先株式 | 140,000 |
| 第十種優先株式 | 140,000 |
| 計 | 26,063,000 |

(注)「株式の消却が行われた場合または優先株式につき普通株式への転換が行われた場合には、これに相当する株式の数を減ずる」旨定款に定めております。

【発行済株式】

| 種類 | 中間会計期間末現在 発行数(株) (平成15年9月30日) | 提出日現在 発行数(株) (平成15年12月25日) | 上場証券取引所名又は 登録証券業協会名 | 内容 |
|----------------|-------------------------------------|----------------------------------|------------------------|--------------------------------|
| 普通株式 | 9,430,250.71 | 同左 | | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式(注)1. |
| 第一回第一種 優先株式 | 33,000 | 同左 | | (注)2. |
| 第二回第二種 優先株式 | 100,000 | 同左 | | (注)3. |
| 第三回第三種 優先株式 | 100,000 | 同左 | | (注)4. |
| 第四回第四種 優先株式 | 150,000 | 同左 | | (注)5. |
| 第六回第六種 優先株式 | 150,000 | 同左 | | (注)6. |
| 第七回第七種 優先株式 | 125,000 | 同左 | | (注)7. |
| 第八回第八種 優先株式 | 125,000 | 同左 | | (注)8. |
| 第九回第九種 優先株式 | 140,000 | 同左 | | (注)9. |
| 第十回第十種 優先株式 | 140,000 | 同左 | | (注)10. |
| 計 | 10,493,250.71 | 同左 | | |

(注)1. 提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から半期報告書を提出する日までの第一回第一種優先株式、第九回第九種優先株式および第十回第十種優先株式の転換により発行された株式数は含まれておりません。

2. 第一回第一種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年22,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき11,250円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき3,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記3,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

当社設立の日から平成17年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

平成15年9月30日現在の転換比率

転換比率は4.000とする。

転換比率の修正

転換比率は、平成13年8月1日以降平成16年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{3,000,000\text{円}}{\text{時価}}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とし、また、修正後転換比率が4.000（ただし、下記に準じて調整される。）（以下「上限転換比率」という。）を上回る場合には、上限転換比率をもって修正後転換比率とする。

転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成17年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成17年8月1日をもって、3,000,000円を平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき4株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、4株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

3. 第二回第二種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年8,200円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき4,100円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成16年8月1日から平成18年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成16年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は に準じて調整される。

転換比率の修正

当初転換比率は、平成17年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は に準じて調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成18年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成18年8月1日をもって、2,000,000円を平成18年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

4. 第三回第三種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年14,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき7,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成17年8月1日から平成20年7月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換比率

当初転換比率は、下記算式により計算される。

$$\text{当初転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、平成17年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は に準じて調整される。

転換比率の修正

当初転換比率は、平成18年8月1日以降平成19年8月1日まで毎年8月1日（以下「修正日」という。）に、下記算式により計算される転換比率に修正される。

$$\text{修正後転換比率} = \frac{2,000,000\text{円}}{\text{時価} \times 1.025}$$

上記算式で使用する時価は、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値

のない日数を除く。)または637,600円のいずれか高い値とする。なお、上記45取引日の間に下記に定める転換比率の調整事由が生じた場合には、上記算式で使用する時価は に準じて調整される。ただし、上記計算の結果、修正後転換比率が当該修正日の前日現在有効な転換比率を下回る場合には、修正前転換比率をもって修正後転換比率とする。

転換比率の調整

転換比率は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換比率} = \text{調整前転換比率} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}$$

また、転換比率は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

転換により発行すべき普通株式数 = 優先株主が転換請求のために提出した優先株式数 × 転換比率

(4) 普通株式への一斉転換

平成20年7月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成20年8月1日をもって、2,000,000円を平成20年8月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値(気配表示を含む。)の平均値(終値のない日数を除く。)で除して得られる数の普通株式となる。

なお、この普通株式の数は、優先株式1株につき3.137株を上限とする。ただし、普通株式の併合または分割が行われた場合には、3.137株に普通株式1株の併合または分割後の株数を乗じた株数を上限株数とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

5. 第四回第四種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年47,600円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、当該優先中間配当金を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき23,800円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年8月1日以降いつでも、優先株式の全部または一部を強制償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、1株につき2,000,000円に優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額を加算した額とする。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

6. 第六回第六種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年42,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき21,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降はいつでも、優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(5) 新株引受権等

優先株式について株式の併合または分割は行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(6) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位となる。

7. 第七回第七種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年11,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき5,500円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降平成18年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

転換請求期間

平成18年10月1日から平成23年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は、平成18年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、420,000円を下回る場合は420,000円とする。この場合に使用する時価は、平成18年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成19年10月1日とその後平成22年10月1日までの毎年10月1日（転換価額修正日）における時価が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の80%に相当する金額（下限転換価額）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 2,000,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

(5) 普通株式への一斉転換

平成23年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成23年2月1日をもって、2,000,000円をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、2,000,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000,000円を除して得られる数を上限とする。上記「転換比率」とは、2,000,000円を転換価額で除した数とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割は行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

8. 第八回第八種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年8,000円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき4,000円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,000,000円を支払う。優先株主に対しては、上記2,000,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 強制償還

平成16年4月1日以降平成16年9月30日まではいつでも、優先株式の全部または一部を償還することができる。一部償還の場合は、抽選その他の方法により行う。償還価額は、優先株式1株につき2,000,000円に経過配当金相当額を加算した額とする。上記「経過配当金相当額」とは、優先配当金の額を償還日の属する営業年度の初日から償還日までの日数（初日および償還日を含む。）で日割計算した額とし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

(4) 普通株式への転換

転換請求期間

平成16年10月1日から平成21年1月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するため一定の日を定めたときは、その翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は、平成16年10月1日における普通株式の時価に1.025を乗じた額とする。ただし、当該価額が、540,000円を下回る場合は540,000円とする。この場合に使用する時価は、平成16年10月1日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成17年10月1日とその後平成20年10月1日までの毎年10月1日（転換価額修正日）における時価が当該転換価額修正日に有効な転換価額を下回る場合には、転換価額は当該転換価額修正日以降時価に修正されるものとする。ただし、当該時価が当初転換価額の70%に相当する金額（下限転換価額）を下回る場合には、修正後転換価額は下限転換価額とする。この場合に使用する時価は、当該転換価額修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額での新たな普通株式の発行、株式分割その他一定の場合には、次の算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

ただし、上記の算式により計算される転換価額が100,000円を下回る場合には、100,000円をもって調整後転換価額とする。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times \text{2,000,000円}}{\text{転換価額}}$$

(5) 普通株式への一斉転換

平成21年1月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年2月1日をもって、2,000,000円をそのときの普通株式の時価で除して得られる数の普通株式となる。この場合に使用する時価は、一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。ただし、2,000,000円を当初の転換比率で除した額の60%に相当する金額で、2,000,000円を除して得られる数を上限とする。上記「転換比率」とは、2,000,000円を転換価額で除した数とする。

(6) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めがある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(7) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割は行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(8) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

9. 第九回第九種優先株式の概要は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年17,500円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき8,750円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,250,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250,000円のほか、残余財産の分配は行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成15年9月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

当初転換価額

当初転換価額は、331,000円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成16年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331,000円を下回る場合は、修正後転換価額は331,000円（以下「下限転換価額」という。）とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 1,250,000\text{円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、優先株式1株の払込金相当額（1,250,000円）を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、1,250,000円を331,000円で除して得られる数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

10. 第十回第十種優先株式の大意は次のとおりであります。

(1) 優先配当金

優先配当金

毎年3月31日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき年5,380円の優先配当金を支払う。ただし、当該営業年度において優先中間配当金を支払ったときは、その額を控除した額とする。

非累積条項

ある営業年度において、優先株主に対して優先配当金の全部または一部を支払わないときは、その不足額は翌営業年度以降に累積しない。

非参加条項

優先株主に対し、優先配当金を超えて利益配当を行わない。

優先中間配当金

中間配当を行うときは、毎年9月30日現在の優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき2,690円の優先中間配当金を支払う。

(2) 残余財産の分配

残余財産を分配するときは、優先株主に対し、普通株主または普通株式の端株主に先立ち、優先株式1株につき1,250,000円を支払う。優先株主に対しては、上記1,250,000円のほか、残余財産の分配を行わない。

(3) 普通株式への転換

転換請求期間

平成15年7月1日から平成21年8月31日までとする。ただし、株主総会において権利を行使すべき株主を確定するための基準日の翌日から当該基準日の対象となる株主総会終結の日までの期間を除く。

転換価額は、331,000円とする。

転換価額の修正

転換価額は、平成15年9月1日以降平成20年9月1日までの毎年9月1日（以下それぞれ「修正日」という。）にその時点での時価に1.025を乗じた金額に修正される。なお、計算の結果1,000円未満の端数が生じる場合はこれを切り上げる。ただし、計算の結果修正後転換価額が331,000円を下回る場合は、修正後転換価額は331,000円とする。「時価」とは、各修正日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）とする。

転換価額の調整

転換価額は、当社が優先株式を発行後、時価を下回る払込金額で新たな普通株式を発行する場合その他一定の場合には、下記算式により調整される。

$$\text{調整後転換価額} = \text{調整前転換価額} \times \frac{\text{既発行普通株式数} + \frac{\text{新規発行普通株式数} \times 1 \text{株当たり払込金額}}{1 \text{株当たり時価}}}{\text{既発行普通株式数} + \text{新規発行普通株式数}}$$

また、転換価額は、合併その他一定の場合にも適宜調整される。

転換により発行すべき普通株式数

優先株式の転換により発行すべき当社の普通株式数は、次のとおりとする。

$$\text{転換により発行すべき普通株式数} = \frac{\text{優先株主が転換請求のために提出した優先株式数} \times 1,250,000 \text{円}}{\text{転換価額}}$$

(4) 普通株式への一斉転換

平成21年8月31日までに転換請求のなかった優先株式は、平成21年9月1日（以下「一斉転換日」という。）をもって、優先株式1株の払込金相当額（1,250,000円）を一斉転換日に先立つ45取引日目に始まる30取引日の東京証券取引所における完全親会社である株式会社みずほフィナンシャルグループの普通株式の普通取引の毎日の終値（気配表示を含む。）の平均値（終値のない日数を除く。）で除して得られる数の普通株式となる。ただし、1,250,000円を331,000円で除して得られる数を上限とする。

(5) 議決権条項

優先株主は、法令に別段の定めある場合を除くほか、株主総会において議決権を有しない。

(6) 新株引受権等

優先株式について、株式の併合または分割を行わない。

優先株主に対し、新株の引受権、新株予約権の引受権、新株予約権付社債の引受権または分離して譲渡することができる新株予約権および社債の引受権を与えない。

(7) 優先順位

各種の優先株式の優先配当金、優先中間配当金および残余財産の支払順位は、同順位とする。

なお、提出日現在の発行数には、平成15年12月1日から半期報告書を提出する日までの普通株式への転換による減少数は含まれておりません。

(2) 【新株予約権等の状況】

該当ありません。

(3) 【発行済株式総数、資本金等の状況】

| 年月日 | 発行済株式 総数増減数 (株) | 発行済株式 総数残高 (株) | 資本金 増減額 (百万円) | 資本金 残高 (百万円) | 資本準備金 増減額 (百万円) | 資本準備金 残高 (百万円) |
|-----------|-----------------------|----------------------|---------------------|--------------------|-----------------------|----------------------|
| 平成15年8月1日 | | 10,493,250.71 | 1,442,000 | 1,000,000 | | 444,672 |

(注) 資本金1,442,000百万円の減少は、平成15年6月24日開催の定時株主総会決議に基づくものであり、559,744百万円を欠損のてん補に充当し、882,255百万円をその他資本剰余金に振替えております。

(4) 【大株主の状況】
普通株式

平成15年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------------------|-------------------|--------------|------------------------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 | 9,430,250.71 | 100.00 |
| 計 | - | 9,430,250.71 | 100.00 |

第一回第一種優先株式

平成15年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------------------|-------------------|----------|------------------------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 | 33,000 | 100.00 |
| 計 | - | 33,000 | 100.00 |

第二回第二種優先株式

平成15年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------------------|-------------------|----------|------------------------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 | 100,000 | 100.00 |
| 計 | - | 100,000 | 100.00 |

第三回第三種優先株式

平成15年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------------------|-------------------|----------|------------------------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 | 100,000 | 100.00 |
| 計 | - | 100,000 | 100.00 |

第四回第四種優先株式

平成15年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------------------|-------------------|----------|------------------------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 | 150,000 | 100.00 |
| 計 | - | 150,000 | 100.00 |

第六回第六種優先株式

平成15年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------------------|-------------------|----------|------------------------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 | 150,000 | 100.00 |
| 計 | - | 150,000 | 100.00 |

第七回第七種優先株式

平成15年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------------------|-------------------|----------|------------------------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 | 125,000 | 100.00 |
| 計 | - | 125,000 | 100.00 |

第八回第八種優先株式

平成15年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------------------|-------------------|----------|------------------------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 | 125,000 | 100.00 |
| 計 | - | 125,000 | 100.00 |

第九回第九種優先株式

平成15年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------------------|-------------------|----------|------------------------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 | 140,000 | 100.00 |
| 計 | - | 140,000 | 100.00 |

第十回第十種優先株式

平成15年9月30日現在

| 氏名又は名称 | 住所 | 所有株式数(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|--------------------|-------------------|----------|------------------------|
| 株式会社みずほフィナンシャルグループ | 東京都千代田区丸の内一丁目6番1号 | 140,000 | 100.00 |
| 計 | - | 140,000 | 100.00 |

(5) 【議決権の状況】
【発行済株式】

平成15年9月30日現在

| 区分 | 株式数(株) | 議決権の数(個) | 内容 |
|----------------|----------------|-----------|--|
| 無議決権株式 | 優先株式 1,063,000 | | 優先株式の内容は、「1. 株式等の状況」の「(1)株式の総数等」の「発行済株式」の注記に記載されております。 |
| 議決権制限株式(自己株式等) | | | |
| 議決権制限株式(その他) | | | |
| 完全議決権株式(自己株式等) | | | |
| 完全議決権株式(その他) | 普通株式 9,430,250 | 9,430,250 | 権利内容に何ら限定のない当社における標準となる株式 |
| 端株 | 普通株式 0.71 | | 同上 |
| 発行済株式総数 | 10,493,250.71 | | |
| 総株主の議決権 | | 9,430,250 | |

【自己株式等】

平成15年9月30日現在

| 所有者の氏名又は名称 | 所有者の住所 | 自己名義所有株式数(株) | 他人名義所有株式数(株) | 所有株式数の合計(株) | 発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%) |
|------------|--------|--------------|--------------|-------------|------------------------|
| | | | | | |
| 計 | | | | | |

2 【株価の推移】

当社株式は非上場であり、かつ店頭登録もしていませんので、該当事項はありません。

3【役員の状況】

(1) 新任役員

該当ありません。

(2) 退任役員

該当ありません。

(3) 役職の異動

該当ありません。

第5【経理の状況】

1. 当社の中間連結財務諸表は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号。以下「中間連結財務諸表規則」という。）に基づいて作成しておりますが、資産及び負債の分類並びに収益及び費用の分類は、「銀行法施行規則」（昭和57年大蔵省令第10号）に準拠しております。
なお、前中間連結会計期間（自平成14年4月1日至平成14年9月30日）は改正前の中間連結財務諸表規則に基づき、当中間連結会計期間（自平成15年4月1日至平成15年9月30日）は改正後の中間連結財務諸表規則に基づき作成しております。
2. 当社の中間財務諸表は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号。以下「中間財務諸表等規則」という。）に基づいて作成しております。
なお、前中間会計期間（自平成14年4月1日至平成14年9月30日）は改正前の中間財務諸表等規則に基づき、当中間会計期間（自平成15年4月1日至平成15年9月30日）は改正後の中間財務諸表等規則に基づき作成しております。
3. 当社は、証券取引法第193条の2の規定に基づき、前中間連結会計期間（自平成14年4月1日至平成14年9月30日）及び当中間連結会計期間（自平成15年4月1日至平成15年9月30日）の中間連結財務諸表並びに前中間会計期間（自平成14年4月1日至平成14年9月30日）及び当中間会計期間（自平成15年4月1日至平成15年9月30日）の中間財務諸表については、新日本監査法人により監査証明を受けております。

1 【中間連結財務諸表等】

(1) 【中間連結財務諸表】

【中間連結貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日) | | 当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日) | | 前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成15年3月31日) | |
|--------------|------------------------|----------------------------|------------|----------------------------|------------|-------------------------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | | | |
| 現金預け金 | 9 | 6,326,761 | 4.42 | 6,739,082 | 5.17 | 7,180,792 | 5.62 |
| コールローン及び買入手形 | | 1,821,161 | 1.27 | 520,804 | 0.40 | 727,908 | 0.57 |
| 買現先勘定 | | 5,110,620 | 3.57 | 4,054,119 | 3.11 | 3,736,424 | 2.92 |
| 債券貸借取引支払保証金 | | 4,637,828 | 3.24 | 7,682,677 | 5.90 | 6,297,721 | 4.93 |
| 買入金銭債権 | | 1,729,902 | 1.21 | 813,891 | 0.62 | 1,116,160 | 0.87 |
| 特定取引資産 | 2,9 | 9,098,107 | 6.36 | 9,123,048 | 7.01 | 9,794,362 | 7.66 |
| 金銭の信託 | | 48,096 | 0.04 | 32,028 | 0.02 | 32,989 | 0.03 |
| 有価証券 | 1,2,9 | 25,520,325 | 17.84 | 25,876,265 | 19.87 | 22,420,618 | 17.54 |
| 貸出金 | 3,4,5 6,7,8 9,10 | 76,118,242 | 53.21 | 64,953,156 | 49.88 | 65,922,885 | 51.57 |
| 外国為替 | 8,9 | 681,242 | 0.48 | 728,522 | 0.56 | 718,774 | 0.56 |
| その他資産 | 2,9 11,16 | 4,866,637 | 3.40 | 4,873,672 | 3.74 | 4,378,594 | 3.43 |
| 動産不動産 | 9,12 13 | 1,715,324 | 1.20 | 1,466,300 | 1.13 | 1,534,747 | 1.20 |
| 債券繰延資産 | | 2,021 | 0.00 | 765 | 0.00 | 1,041 | 0.00 |
| 繰延税金資産 | | 2,186,442 | 1.53 | 1,543,813 | 1.19 | 1,966,929 | 1.54 |
| 連結調整勘定 | | 56,024 | 0.04 | - | - | - | - |
| 支払承諾見返 | | 4,948,881 | 3.46 | 3,898,972 | 2.99 | 4,101,824 | 3.21 |
| 貸倒引当金 | | 1,815,665 | 1.27 | 2,075,438 | 1.59 | 2,107,902 | 1.65 |
| 投資損失引当金 | | 4,499 | 0.00 | 4,888 | 0.00 | 4,993 | 0.00 |
| 資産の部合計 | | 143,047,455 | 100.00 | 130,226,794 | 100.00 | 127,818,881 | 100.00 |

| 区分 | 注記 番号 | 前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日) | | 当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日) | | 前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成15年3月31日) | |
|---------------|----------|----------------------------|------------|----------------------------|------------|-------------------------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | | | | |
| 預金 | 9 | 68,396,196 | 47.81 | 62,965,695 | 48.35 | 62,559,984 | 48.94 |
| 譲渡性預金 | | 9,533,567 | 6.66 | 8,259,762 | 6.34 | 6,610,430 | 5.17 |
| 債券 | | 13,783,539 | 9.64 | 10,790,442 | 8.29 | 11,796,466 | 9.23 |
| コールマネー及び売渡手形 | 9 | 10,380,132 | 7.26 | 9,385,631 | 7.21 | 10,836,163 | 8.48 |
| 売現先勘定 | 9 | 8,494,440 | 5.94 | 6,879,857 | 5.28 | 8,209,283 | 6.42 |
| 債券貸借取引受入担保金 | 9 | 4,099,757 | 2.87 | 7,874,621 | 6.05 | 3,815,328 | 2.99 |
| コマーシャル・ペーパー | | 378,125 | 0.26 | 690,500 | 0.53 | 563,400 | 0.44 |
| 特定取引負債 | | 6,598,423 | 4.61 | 6,481,741 | 4.98 | 6,163,511 | 4.82 |
| 借入金 | 2,9,14 | 2,434,959 | 1.70 | 1,410,924 | 1.08 | 1,393,633 | 1.09 |
| 外国為替 | | 245,629 | 0.17 | 229,335 | 0.18 | 190,879 | 0.15 |
| 短期社債 | | - | - | 70,000 | 0.05 | - | - |
| 社債 | 15 | 2,776,592 | 1.94 | 2,229,428 | 1.71 | 2,283,606 | 1.79 |
| 新株予約権付社債 | | 3,599 | 0.00 | - | - | - | - |
| 信託勘定借 | | 1,460,322 | 1.02 | - | - | - | - |
| その他負債 | 2,9 | 4,242,000 | 2.97 | 4,375,643 | 3.36 | 5,198,937 | 4.07 |
| 賞与引当金 | | 23,370 | 0.02 | 21,052 | 0.02 | 29,891 | 0.02 |
| 退職給付引当金 | | 24,250 | 0.02 | 8,514 | 0.01 | 8,480 | 0.01 |
| 債権売却損失引当金 | | 47,838 | 0.03 | 5,829 | 0.00 | 24,936 | 0.02 |
| 偶発損失引当金 | 16 | 138,700 | 0.10 | 142,103 | 0.11 | 141,124 | 0.11 |
| 特別法上の引当金 | | 768 | 0.00 | 1,016 | 0.00 | 884 | 0.00 |
| 繰延税金負債 | | 8,089 | 0.01 | 50,492 | 0.04 | 4,169 | 0.00 |
| 再評価に係る繰延税金負債 | 12 | 262,305 | 0.18 | 252,417 | 0.19 | 258,515 | 0.20 |
| 支払承諾 | | 4,948,881 | 3.46 | 3,898,972 | 2.99 | 4,101,824 | 3.21 |
| 負債の部合計 | | 138,281,492 | 96.67 | 126,023,983 | 96.77 | 124,191,450 | 97.16 |

| | | 前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日) | | 当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日) | | 前連結会計年度末 連結貸借対照表 (平成15年3月31日) | |
|-----------------------|----------|----------------------------|------------|----------------------------|------------|-------------------------------------|------------|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (少数株主持分) | | | | | | | |
| 少数株主持分 | | 1,050,265 | 0.73 | 2,198,898 | 1.69 | 2,095,826 | 1.64 |
| (資本の部) | | | | | | | |
| 資本金 | | 2,572,000 | 1.80 | 1,000,000 | 0.77 | 2,442,000 | 1.91 |
| 資本剰余金 | | 353,765 | 0.25 | 327,420 | 0.25 | 117,726 | 0.09 |
| 利益剰余金 | | 983,536 | 0.69 | 217,088 | 0.17 | 1,269,098 | 0.99 |
| 土地再評価差額金 | 12 | 422,905 | 0.30 | 369,212 | 0.28 | 380,120 | 0.30 |
| その他有価証券評価差額金 | | 513,863 | 0.37 | 171,417 | 0.13 | 42,984 | 0.03 |
| 為替換算調整勘定 | | 101,626 | 0.07 | 81,226 | 0.06 | 96,160 | 0.08 |
| 自己株式 | | 1,019 | 0.00 | - | - | - | - |
| 資本の部合計 | | 3,715,697 | 2.60 | 2,003,913 | 1.54 | 1,531,604 | 1.20 |
| 負債、少数株主持分及び資本の 部合計 | | 143,047,455 | 100.00 | 130,226,794 | 100.00 | 127,818,881 | 100.00 |

【中間連結損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日) | | 当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日) | | 前連結会計年度 要約連結損益計算書 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日) | |
|---------------------------|----------|---|------------|---|------------|--|------------|
| | | 金額 (百万円) | 百分比 (%) | 金額 (百万円) | 百分比 (%) | 金額 (百万円) | 百分比 (%) |
| 経常収益 | | 1,809,113 | 100.00 | 1,574,356 | 100.00 | 3,429,331 | 100.00 |
| 資金運用収益 | | 1,085,681 | | 786,458 | | 1,991,268 | |
| (うち貸出金利息) | | (765,529) | | (571,819) | | (1,434,042) | |
| (うち有価証券利息配当金) | | (177,495) | | (140,970) | | (347,928) | |
| 信託報酬 | | 22,569 | | 20 | | 55,460 | |
| 役務取引等収益 | | 213,275 | | 196,760 | | 490,339 | |
| 特定取引収益 | | 123,658 | | 128,595 | | 244,524 | |
| その他業務収益 | | 183,209 | | 245,812 | | 416,972 | |
| その他経常収益 | 1 | 180,717 | | 216,708 | | 230,765 | |
| 経常費用 | | 1,686,880 | 93.24 | 1,098,030 | 69.74 | 5,550,953 | 161.87 |
| 資金調達費用 | | 431,061 | | 223,720 | | 734,844 | |
| (うち預金利息) | | (106,972) | | (52,450) | | (181,037) | |
| (うち債券利息) | | (66,400) | | (49,695) | | (117,776) | |
| (うち債券発行差金償却) | | (1,955) | | (535) | | (3,146) | |
| 役務取引等費用 | | 32,530 | | 47,720 | | 80,910 | |
| その他業務費用 | | 66,498 | | 106,013 | | 150,217 | |
| 営業経費 | | 651,558 | | 493,043 | | 1,237,158 | |
| その他経常費用 | 2 | 505,231 | | 227,531 | | 3,347,821 | |
| 経常利益 (は経常損失) | | 122,232 | 6.76 | 476,325 | 30.26 | 2,121,621 | 61.87 |
| 特別利益 | 3 | 3,779 | 0.21 | 103,872 | 6.60 | 5,813 | 0.17 |
| 特別損失 | 4 | 26,844 | 1.48 | 47,173 | 3.00 | 137,454 | 4.01 |
| 税金等調整前中間純利益(は税金等調整前当期純損失) | | 99,167 | 5.49 | 533,024 | 33.86 | 2,253,262 | 65.71 |
| 法人税、住民税及び事業税 | | 15,674 | 0.87 | 14,204 | 0.90 | 22,261 | 0.65 |
| 法人税等調整額 | | 12,836 | 0.71 | 255,963 | 16.26 | 29,572 | 0.86 |
| 少数株主利益 | | 31,626 | 1.75 | 17,005 | 1.08 | 48,327 | 1.41 |
| 中間純利益 (は当期純損失) | | 39,029 | 2.16 | 245,851 | 15.62 | 2,353,424 | 68.63 |

【中間連結剰余金計算書】

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 連結剰余金計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|-----------------------|----------|--|--|--|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| (資本剰余金の部) | | | | |
| 資本剰余金期首残高 | 1 | 353,765 | 117,726 | 353,765 |
| 資本剰余金増加高 | | - | 1,442,000 | - |
| 減資に伴う資本剰余金増加高 | | - | 1,442,000 | - |
| 資本剰余金減少高 | | - | 1,232,305 | 236,039 |
| 欠損てん補に伴う利益剰余金への振替 | | - | 1,232,305 | - |
| 会社分割による資本剰余金減少高 | 3 | - | - | 236,039 |
| 資本剰余金中間期末(期末)残高 | | 353,765 | 327,420 | 117,726 |
| (利益剰余金の部) | | | | |
| 利益剰余金期首残高 | 2 | 997,265 | 1,269,098 | 997,265 |
| 利益剰余金増加高 | | 41,256 | 1,486,186 | 406,229 |
| 中間純利益 | | 39,029 | 245,851 | - |
| 欠損てん補に伴う資本剰余金からの振替 | | - | 1,232,305 | - |
| 連結子会社の減少に伴う利益剰余金増加高 | | - | - | 376,329 |
| 土地再評価差額金取崩による利益剰余金増加高 | | 2,227 | 8,029 | 29,899 |
| 利益剰余金減少高 | | 54,986 | - | 2,672,593 |
| 当期純損失 | | - | - | 2,353,424 |
| 配当金 | | 54,985 | - | 54,985 |
| 役員賞与 | | 0 | - | 0 |
| 連結子会社の減少に伴う利益剰余金減少高 | | - | - | 11,148 |
| 持分法適用会社の減少に伴う利益剰余金減少高 | | - | - | 1,022 |
| 会社分割による利益剰余金減少高 | 3 | - | - | 252,012 |
| 利益剰余金中間期末(期末)残高 | | 983,536 | 217,088 | 1,269,098 |

【中間連結キャッシュ・フロー計算書】

| | | 前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日) | 前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日) |
|---------------------------|----------|--|--|--|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 営業活動によるキャッシュ・フロー | | | | |
| 税金等調整前中間純利益(は税金等調整前当期純損失) | | 99,167 | 533,024 | 2,253,262 |
| 減価償却費 | | 52,912 | 61,631 | 144,182 |
| 連結調整勘定償却額 | | 7,765 | 39 | 53,301 |
| 持分法による投資損益() | | 6,875 | 1,287 | 4,036 |
| 貸倒引当金の増加額 | | 133,898 | 29,189 | 263,907 |
| 投資損失引当金の増加額 | | 2,261 | 104 | 1,682 |
| 債権売却損失引当金の増加額 | | 1,808 | 19,106 | 24,085 |
| 偶発損失引当金の増加額 | | 4,496 | 978 | 6,920 |
| 賞与引当金の増加額 | | 1,568 | 9,295 | 15,167 |
| 退職給付引当金の増加額 | | 11,709 | 72 | 36,501 |
| 資金運用収益 | | 1,085,681 | 786,458 | 1,991,268 |
| 資金調達費用 | | 431,061 | 223,720 | 734,844 |
| 有価証券関係損益() | | 22,730 | 246,887 | 711,755 |
| 金銭の信託の運用損益() | | 1,062 | 263 | 988 |
| 為替差損益() | | 135,468 | 5,096 | 116,110 |
| 動産不動産処分損益() | | 9,704 | 31,373 | 100,818 |
| 退職給付信託設定関係損益() | | 45,769 | 57,299 | 43,847 |
| 特定取引資産の純増()減 | | 1,328,334 | 725,170 | 2,111,812 |
| 特定取引負債の純増減() | | 1,861,049 | 283,545 | 1,508,735 |
| 貸出金の純増()減 | | 8,250,101 | 755,635 | 15,264,686 |

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|---------------------------------|----------|--|--|--|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 預金の純増減() | | 5,757,558 | 790,822 | 8,830,032 |
| 譲渡性預金の純増減 () | | 1,943,489 | 1,649,283 | 4,513,175 |
| 債券の純増減() | | 1,527,350 | 1,006,023 | 3,614,499 |
| 借入金(劣後特約付借 入金を除く)の純増減 () | | 249,633 | 9,777 | 23,356 |
| 預け金(中央銀行預け 金を除く)の純増() 減 | | 940,153 | 70,183 | 1,027,730 |
| コールローン等の純 増()減 | | 5,604,645 | 364,039 | 2,509,156 |
| 債券借入取引担保金 の純増()減 | | 3,313,727 | - | 3,313,727 |
| 債券貸借取引支払保 証金の純増()減 | | 4,637,828 | 1,384,955 | 6,297,721 |
| コールマネー等の純 増減() | | 4,821,877 | 2,954,886 | 5,294,445 |
| コマーシャル・ペー パーの純増減() | | 330,432 | 127,100 | 126,856 |
| 債券貸付取引担保金 の純増減() | | 4,050,050 | - | 4,050,050 |
| 債券貸借取引受入担 保金の純増減() | | 4,099,757 | 4,059,293 | 4,140,383 |
| 外国為替(資産)の純 増()減 | | 505,438 | 28,202 | 463,947 |
| 外国為替(負債)の純 増減() | | 462,452 | 41,574 | 517,285 |
| 短期社債(負債)の純 増減() | | - | 70,000 | - |
| 普通社債の発行・償 還による純増減() | | 58,776 | 5,814 | 50,228 |
| 信託勘定借の純増減 () | | 316,082 | - | 286,941 |
| 資金運用による収入 | | 1,127,696 | 843,251 | 2,085,363 |
| 資金調達による支出 | | 516,472 | 269,742 | 842,885 |
| その他 | | 45,404 | 661,389 | 684,921 |
| 小計 | | 1,872,409 | 3,033,923 | 2,141,964 |
| 法人税等の支払額 | | 96,073 | 6,909 | 87,315 |
| 営業活動によるキャッ シュ・フロー | | 1,968,482 | 3,027,014 | 2,229,279 |

| | | 前中間連結会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日) | 前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日) |
|---------------------------------|----------|--|--|--|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 投資活動によるキャッ シュ・フロー | | | | |
| 有価証券の取得によ る支出 | | 31,062,410 | 33,645,442 | 59,435,925 |
| 有価証券の売却によ る収入 | | 22,316,262 | 22,778,446 | 48,003,018 |
| 有価証券の償還によ る収入 | | 6,747,494 | 7,423,283 | 11,261,664 |
| 金銭の信託の増加に よる支出 | | 733 | 5,117 | 20,364 |
| 金銭の信託の減少に よる収入 | | 18,796 | 7,439 | 54,340 |
| 動産不動産の取得に よる支出 | | 51,281 | 19,366 | 94,326 |
| 動産不動産の売却に よる収入 | | 9,783 | 13,712 | 25,257 |
| 連結範囲の変動を伴 う子会社株式の取得 による支出 | | - | 239 | - |
| 連結範囲の変動を伴 う子会社株式の売却 による収入 | | - | 50,716 | 33,108 |
| 投資活動によるキャッ シュ・フロー | | 2,022,088 | 3,396,567 | 173,227 |

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 連結キャッシュ・ フロー計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|----------------------------------|----------|--|--|--|
| 区分 | 注記 番号 | 金額(百万円) | 金額(百万円) | 金額(百万円) |
| 財務活動によるキャッ シュ・フロー | | | | |
| 劣後特約付借入によ る収入 | | 159,000 | 10,109 | 243,000 |
| 劣後特約付借入金 の返済による支出 | | 522,000 | - | 1,335,000 |
| 劣後特約付社債・新 株予約権付社債の発 行による収入 | | 73,000 | 11,800 | 75,000 |
| 劣後特約付社債・新 株予約権付社債の償 還による支出 | | 181,322 | 61,838 | 485,778 |
| 少数株主からの払込 みによる収入 | | 118,500 | 100,000 | 1,200,430 |
| 配当金支払額 | | 54,985 | - | 54,985 |
| 少数株主への配当金 支払額 | | 21,594 | 14,751 | 36,424 |
| 自己株式の取得によ る支出 | | 88 | - | 255 |
| 財務活動によるキャッ シュ・フロー | | 429,490 | 45,319 | 394,013 |
| 現金及び現金同等物に 係る換算差額 | | 657 | 790 | 72 |
| 現金及び現金同等物の 増加額 | | 4,420,719 | 325,024 | 2,796,448 |
| 現金及び現金同等物の 期首残高 | | 9,847,366 | 6,393,720 | 9,847,366 |
| 連結除外に伴う現金及 び現金同等物の減少額 () | | - | - | 657,197 |
| 現金及び現金同等物の 中間期末(期末)残高 | 1 | 5,426,647 | 6,068,695 | 6,393,720 |

[次へ](#)

中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|----------------|--|--|---|
| 1. 連結の範囲に関する事項 | <p>(1) 連結子会社 160社 主要な会社名 株式会社みずほ銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 みずほ証券株式会社 みずほ信託銀行株式会社 株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の3行は、会社分割及び合併により株式会社みずほ銀行及びみずほコーポレート銀行に統合・再編し、第一勧業銀行はみずほ銀行に、富士銀行はみずほコーポレート銀行に商号を変更いたしました。</p> <p>また、Mizuho Preferred Capital(Cayman)5 Limited他6社は設立等により当中間連結会計期間から連結しており、第一勧業カード株式会社他17社は合併等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc. FIMCO SPC(Cayman) Limited 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> | <p>(1) 連結子会社 80社 主要な会社名 株式会社みずほ銀行 株式会社みずほコーポレート銀行 みずほ証券株式会社</p> <p>なお、株式会社みずほプロジェクト他5社は、設立等により当中間連結会計期間から連結しております。</p> <p>また、浙江第一銀行他18社は、売却、清算等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc. 非連結子会社は、その資産、経常収益、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> | <p>(1) 連結子会社 93社 主要な連結子会社名は、「第1 企業の概況 4. 関係会社の状況」に記載しているため省略しました。</p> <p>株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行の3行は、会社分割及び合併により株式会社みずほ銀行及び株式会社みずほコーポレート銀行に統合・再編し、第一勧業銀行はみずほ銀行に、富士銀行はみずほコーポレート銀行に商号を変更いたしました。</p> <p>なお、Mizuho Holdings Cayman他7社は設立等により当連結会計年度から連結しております。</p> <p>また、みずほ信託銀行株式会社他85社は、合併及び会社分割等により連結の範囲から除外しております。</p> <p>(2) 非連結子会社 主要な会社名 ONKD, Inc. 非連結子会社は、その資産、経常収益、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、連結の範囲から除いても企業集団の財政状態及び経営成績に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいため、連結の範囲から除外しております。</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|-----------------|--|---|--|
| 2. 持分法の適用に関する事項 | <p>(1) 持分法適用の関連会社 34社</p> <p>主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社</p> <p>なお、興銀リース株式会社他5社は持分の増加により当中間連結会計期間から持分法を適用しております。</p> <p>また、IBJ Nomura Financial Products Holdings plc.他1社は中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法適用の範囲から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社</p> <p>主要な会社名 ONKD, Inc. FIMCO SPC(Cayman) Limited</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> | <p>(1) 持分法適用の関連会社 28社</p> <p>主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 日本抵当証券株式会社 芙蓉総合リース株式会社 興銀リース株式会社</p> <p>なお、株式会社みずほアドバイザリー他3社は、設立等により当中間連結会計期間から持分法を適用しております。</p> <p>また、株式会社ワールドゲートウェイ他3社は、清算等により持分法適用の範囲から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社</p> <p>主要な会社名 ONKD, Inc. 阪都不動産管理株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、中間純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても中間連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> | <p>(1) 持分法適用の関連会社 28社</p> <p>主要な会社名 株式会社千葉興業銀行 新光証券株式会社 日本抵当証券株式会社 芙蓉総合リース株式会社 興銀リース株式会社</p> <p>なお、興銀リース株式会社他11社は、持分の増加により当連結会計年度から持分法を適用しております。</p> <p>また、第一勧銀情報システム株式会社他13社は、会社分割等により持分法適用の範囲から除いております。</p> <p>(2) 持分法非適用の非連結子会社及び関連会社</p> <p>主要な会社名 ONKD, Inc. 阪都不動産管理株式会社</p> <p>持分法非適用の非連結子会社及び関連会社は、当期純損益(持分に見合う額)及び利益剰余金(持分に見合う額)等からみて、持分法の対象から除いても連結財務諸表に重要な影響を与えないため、持分法の対象から除いております。</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|-----------------------------------|---|--|--|------|-----|------|----|------|----|------|-----|-------------|-----|-------|----|--|------|----|------|-----|------|----|------|-----|-------------|----|---|------------|----|-------|----|-------|----|-------|-----|------|----|------|-----|
| <p>3. 連結子会社の中間決算日(決算日)等に関する事項</p> | <p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="427 277 667 555"> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>90社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>8月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>52社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>14社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>1社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日、12月末日を中間決算日とする連結子会社ならびに、12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社のうち9社は平成14年6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、その他の12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、平成14年7月に設立し、平成14年9月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により連結しております。また、その他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p> | 4月末日 | 1社 | 6月末日 | 90社 | 7月末日 | 1社 | 8月末日 | 1社 | 9月末日 | 52社 | 12月最終営業日の前日 | 14社 | 12月末日 | 1社 | <p>(1) 連結子会社の中間決算日は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="753 277 992 488"> <tr><td>4月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>6月末日</td><td>37社</td></tr> <tr><td>7月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>9月末日</td><td>36社</td></tr> <tr><td>12月最終営業日の前日</td><td>5社</td></tr> </table> <p>(2) 4月末日及び12月最終営業日の前日を中間決算日とする連結子会社は、6月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの中間決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>中間連結決算日と上記の中間決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p> | 4月末日 | 1社 | 6月末日 | 37社 | 7月末日 | 1社 | 9月末日 | 36社 | 12月最終営業日の前日 | 5社 | <p>(1) 連結子会社の決算日は次のとおりであります。</p> <table data-bbox="1078 277 1318 519"> <tr><td>6月最終営業日の前日</td><td>5社</td></tr> <tr><td>10月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>11月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>12月末日</td><td>57社</td></tr> <tr><td>1月末日</td><td>1社</td></tr> <tr><td>3月末日</td><td>28社</td></tr> </table> <p>(2) 6月最終営業日の前日、10月末日及び11月末日を決算日とする連結子会社は、12月末日現在で実施した仮決算に基づく財務諸表により、またその他の連結子会社は、それぞれの決算日の財務諸表により連結しております。</p> <p>連結決算日と上記の決算日等との間に生じた重要な取引については、必要な調整を行っております。</p> | 6月最終営業日の前日 | 5社 | 10月末日 | 1社 | 11月末日 | 1社 | 12月末日 | 57社 | 1月末日 | 1社 | 3月末日 | 28社 |
| 4月末日 | 1社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月末日 | 90社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7月末日 | 1社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 8月末日 | 1社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9月末日 | 52社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月最終営業日の前日 | 14社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月末日 | 1社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 4月末日 | 1社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月末日 | 37社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 7月末日 | 1社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 9月末日 | 36社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月最終営業日の前日 | 5社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 6月最終営業日の前日 | 5社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 10月末日 | 1社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 11月末日 | 1社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 12月末日 | 57社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1月末日 | 1社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 3月末日 | 28社 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|-----------------|---|---|---|
| 4. 会計処理基準に関する事項 | <p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、中間連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を中間連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については中間連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については中間連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当中間連結会計期間中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当中間連結会計期間末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> | <p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p style="text-align: center;">同左</p> | <p>(1) 特定取引資産・負債の評価基準及び収益・費用の計上基準</p> <p>金利、通貨の価格、有価証券市場における相場その他の指標に係る短期的な変動、市場間の格差等を利用して利益を得る等の目的(以下「特定取引目的」という)の取引については、取引の約定時点を基準とし、連結貸借対照表上「特定取引資産」及び「特定取引負債」に計上するとともに、当該取引からの損益を連結損益計算書上「特定取引収益」及び「特定取引費用」に計上しております。</p> <p>特定取引資産及び特定取引負債の評価は、有価証券及び金銭債権等については連結決算日の時価により、スワップ・先物・オプション取引等の派生商品については連結決算日において決済したものとみなした額により行っております。</p> <p>また、特定取引収益及び特定取引費用の損益計上は、当連結会計年度中の受払利息等に、有価証券、金銭債権等については前連結会計年度末と当連結会計年度末における評価損益の増減額を、派生商品については前連結会計年度末と当連結会計年度末におけるみなし決済からの損益相当額の増減額を加えております。</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|----|---|--|--|
| | <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、上記(1)及び(2)(イ)と同じ方法により行っております。</p> | <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある国内株式については当中間連結会計期間末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当中間連結会計期間末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> | <p>(2) 有価証券の評価基準及び評価方法</p> <p>(イ) 有価証券の評価は、持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式については移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等、それ以外については当連結会計年度末日の市場価格等に基づく時価法(売却原価は主として移動平均法により算定)、時価のないものについては移動平均法による原価法又は償却原価法により行っております。</p> <p>なお、その他有価証券の評価差額については、全部資本直入法により処理しております。</p> <p>(ロ) 有価証券運用を主目的とする単独運用の金銭の信託において信託財産として運用されている有価証券の評価は、時価法により行っております。</p> |
| | <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p>デリバティブ取引(特定取引目的の取引を除く)の評価は、時価法により行っております。</p> | <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p> | <p>(3) デリバティブ取引の評価基準及び評価方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p> |

[次へ](#)

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日) |
|----|--|--|--|
| | <p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>動産不動産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用し、年間減価償却費見積額を期間により按分し計上しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年 ソフトウェア</p> <p>自社利用のソフトウェアについては、各社で定める利用可能期間（主として5年）に基づく定額法により償却しております。</p> | <p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>同左</p> <p>ソフトウェア</p> <p>同左</p> | <p>(4) 減価償却の方法</p> <p>動産不動産</p> <p>動産不動産の減価償却は、建物については主として定額法、動産については主として定率法を採用しております。なお、主な耐用年数は次のとおりであります。</p> <p>建物 3年～50年 動産 2年～20年</p> <p>ソフトウェア</p> <p>同左</p> |
| | <p>(5) 債券繰延資産の処理方法</p> <p>債券繰延資産のうち割引債券の債券発行差金は、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> <p>債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> | <p>(5) 債券繰延資産の処理方法</p> <p>同左</p> <p>債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法施行規則の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> | <p>(5) 債券繰延資産の処理方法</p> <p>同左</p> <p>債券繰延資産のうち債券発行費用は、商法の規定する最長期間（3年）内で、償還期限までの期間に対応して償却しております。</p> |
| | | | <p>(6) 新株発行費用の処理方法</p> <p>発生時に全額費用処理しております。</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|----|---|--|--|
| | <p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> | <p>(6) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)に係る債権については、以下に記載されている直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> | <p>(7) 貸倒引当金の計上基準</p> <p>主要な国内連結子会社の貸倒引当金は、予め定めている償却・引当基準に則り、次のとおり計上しております。</p> <p>破産、特別清算等法的に経営破綻の事実が発生している債務者(以下、「破綻先」という)に係る債権及びそれと同等の状況にある債務者(以下、「実質破綻先」という)の債権については、下記直接減額後の帳簿価額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額を計上しております。また、現在は経営破綻の状況にないが、今後経営破綻に陥る可能性が大きいと認められる債務者(以下、「破綻懸念先」という)に係る債権については、債権額から、担保の処分可能見込額及び保証による回収可能見込額を控除し、その残額のうち、債務者の支払能力を総合的に判断し必要と認める額を計上しております。</p> <p>なお、破綻懸念先及び貸出条件緩和債権等を有する債務者で与信額が一定額以上の大口債務者のうち、債権の元本の回収及び利息の受取りに係るキャッシュ・フローを合理的に見積もることができる債権については、当該キャッシュ・フローを貸出条件緩和実施前の約定利率等で割引いた金額と債権の帳簿価額との差額を貸倒引当金とする方法(キャッシュ・フロー見積法)により引き当てております。また、当該大口債務者のうち、将来キャッシュ・フローを合理的に見積もることが困難な債務者に対する債権については、個別的に予想損失額を算定し、引き当てております。</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|----|--|---|--|
| | <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は2,719,184百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> | <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,638,168百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> | <p>上記以外の債権については、過去の一定期間における貸倒実績等から算出した予想損失率等に基づき計上しております。なお、特定海外債権については、対象国の政治経済情勢等に起因して生ずる損失見込額を特定海外債権引当勘定として計上しております。</p> <p>すべての債権は、資産の自己査定基準に基づき、営業関連部署が資産査定を実施し、当該部署から独立した資産監査部署が査定結果を監査しており、その査定結果に基づいて上記の引当を行っております。</p> <p>なお、破綻先及び実質破綻先に対する担保・保証付債権等については、債権額から担保の評価額及び保証による回収が可能と認められる額を控除した残額を取立不能見込額として債権額から直接減額しており、その金額は1,665,916百万円であります。</p> <p>その他の連結子会社の貸倒引当金は、一般債権については過去の貸倒実績率等を勘案して必要と認められた額を、貸倒懸念債権等特定の債権については、個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額をそれぞれ引き当てております。</p> |
| | (7) 投資損失引当金の計上基準 有価証券投資に対する損失に備えるため、発行会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。 | (7) 投資損失引当金の計上基準 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 | (8) 投資損失引当金の計上基準 有価証券投資に対する損失に備えるため、発行会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。 |
| | (8) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当中間連結会計期間に帰属する額を計上しております。 | (8) 賞与引当金の計上基準 同左 | (9) 賞与引当金の計上基準 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当連結会計年度に帰属する額を計上しております。 |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|----|---|---|---|
| | <p>(9) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により、翌連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、国内連結子会社における会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> | <p>(9) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間連結会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。また、数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、国内連結子会社における会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理することとし、当中間連結会計期間においては同按分額に12分の6を乗じた額を計上しております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社及び一部の国内連結子会社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当社及び一部の国内連結子会社は、「退職給付会計に関する実務指針(中間報告)」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号)第47 2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。</p> <p>本処理に伴う当中間連結会計期間における損益に与えている影響額は、特別利益として44,395百万円計上しております。</p> | <p>(10) 退職給付引当金の計上基準</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。また、過去勤務債務及び数理計算上の差異の費用処理方法は主として以下のとおりであります。</p> <p>過去勤務債務</p> <p>その発生連結会計年度に一時損益処理</p> <p>数理計算上の差異</p> <p>各連結会計年度の発生時の従業員の平均残存勤務期間内の一定の年数による定額法により按分した額をそれぞれ発生の際連結会計年度から費用処理</p> <p>なお、会計基準変更時差異については、主として5年による按分額を費用処理しております。</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|----|--|---|---|
| | | また、当中間連結会計期間末日現在において測定された返還相当額(最低責任準備金)は、190,916百万円であります。 | |
| | (10) 債権売却損失引当金の計上基準 株式会社共同債権買取機構に売却した不動産担保付債権の担保価値を勘案し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 | (10) 債権売却損失引当金の計上基準 同左 | (11) 債権売却損失引当金の計上基準 同左 |
| | (11) 偶発損失引当金の計上基準 他の引当金で引当対象とした事象以外の偶発事象に対し、将来発生する可能性のある損失を見積もり、必要と認められる額を計上しております。 | (11) 偶発損失引当金の計上基準 同左 | (12) 偶発損失引当金の計上基準 同左 |
| | (12) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金53百万円及び証券取引責任準備金715百万円であり、次のとおり計上しております。 (イ)金融先物取引責任準備金 金融先物取引等に関して生じた事故による損失の補てんに充てるため、金融先物取引法第82条及び同法施行規則第29条の規定に定めるところにより算出した額を計上しております。 (ロ)証券取引責任準備金 証券事故による損失に備えるため、証券取引法第51条に基づき証券会社に関する内閣府令第35条に定めるところにより算出した額を計上しております。 | (12) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金74百万円及び証券取引責任準備金942百万円であり、次のとおり計上しております。 (イ)金融先物取引責任準備金 同左 (ロ)証券取引責任準備金 同左 | (13) 特別法上の引当金の計上基準 特別法上の引当金は、金融先物取引責任準備金64百万円及び証券取引責任準備金819百万円であり、次のとおり計上しております。 (イ)金融先物取引責任準備金 同左 (ロ)証券取引責任準備金 同左 |

[次へ](#)

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|----|---|--|---|
| | <p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社及び国内信託銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定については、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社株式及び関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p> | <p>(13) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す持分法非適用の非連結子会社株式及び持分法非適用の関連会社株式を除き、主として中間連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>(会計方針の変更)</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、前連結会計年度は「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号。以下、「業種別監査委員会報告第25号」という)による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。なお、当該ヘッジ会計の概要につきましては、「(15) 重要なヘッジ会計の方法」に記載しております。</p> | <p>(14) 外貨建資産・負債の換算基準</p> <p>国内銀行連結子会社の外貨建資産・負債及び海外支店勘定は、取得時の為替相場による円換算額を付す非連結子会社及び関連会社株式を除き、主として連結決算日の為替相場による円換算額を付しております。</p> <p>外貨建取引等の会計処理につきましては、従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当連結会計年度からは「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当連結会計年度は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」及び「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により会計処理しております。また、先物為替取引等に係る円換算差金については、連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|----|--|---|--|
| | | <p>この結果、従来、期間損益計算していた当該通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等を時価評価し、正味の債権及び債務を中間連結貸借対照表に計上したため、従来の方法によった場合と比較して「その他資産」は6,771百万円増加、「その他負債」は6,714百万円増加しております。また、経常利益及び税金等調整前中間純利益はそれぞれ56百万円増加しております。</p> <p>また、上記以外の先物外国為替取引等に係る円換算差金は、従来、相殺のうえ「その他資産」中のその他の資産又は「その他負債」中のその他の負債で純額表示しておりましたが、当中間連結会計期間からは、業種別監査委員会報告第25号に基づき総額で表示するとともに、「特定取引資産」及び「特定取引負債」中の特定金融派生商品、「その他資産」及び「その他負債」中の金融派生商品に含めて計上しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合と比較して、「特定取引資産」は252,269百万円、「特定取引負債」は302,896百万円、「その他資産」は631,429百万円、「その他負債」は580,802百万円それぞれ増加しております。</p> <p>上記以外の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの中間決算日等の為替相場により換算しております。</p> | <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払をうけるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|----|--|---|---|
| | | | <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直先フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置に基づき、債権元本相当額及び債務元本相当額の連結決算日の為替相場による正味の円換算額を連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により連結損益計算書に計上するとともに、連結決算日の未収収益又は未払費用を計上しております。</p> <p>その他の連結子会社の外貨建資産・負債については、それぞれの決算日等の為替相場により換算しております。</p> |
| | <p>(14) リース取引の処理方法</p> <p>当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっておりますが、一部の海外連結子会社については売買取引に準じた会計処理方法によっております。</p> | <p>(14) リース取引の処理方法</p> <p>当社及び国内連結子会社のリース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に準じた会計処理によっております。</p> | <p>(15) リース取引の処理方法</p> <p style="text-align: center;">同左</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|----|---|--|--|
| | <p>(15) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>国内銀行連結子会社及び一部の国内信託銀行連結子会社においては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> | <p>(15) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>(イ) 金利リスク・ヘッジ</p> <p>(追加情報)</p> <p>国内銀行連結子会社における金融資産・負債から生じる金利リスクに対するヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによっております。前連結会計年度は「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号。以下「業種別監査委員会報告第24号」という)に規定する経過措置に基づき、多数の貸出金・預金等から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する「マクロヘッジ」を実施していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき処理しております。ヘッジ有効性の評価の方法については、相場変動を相殺するヘッジについて、ヘッジ対象となる預金・貸出金等とヘッジ手段である金利スワップ取引等を一定の(残存)期間毎にグルーピングのうえ特定し評価しております。また、キャッシュ・フローを固定するヘッジについては、ヘッジ対象とヘッジ手段の金利変動要素の相関関係の検証により有効性の評価しております。</p> | <p>(16) 重要なヘッジ会計の方法</p> <p>国内銀行連結子会社においては、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に規定する経過措置に基づき、貸出金・預金等の多数の金融資産・負債から生じる金利リスクをデリバティブ取引を用いて総体で管理する、「マクロヘッジ」を実施しております。これは、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第15号)に定められたリスク調整アプローチによるリスク管理であり、ヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジによる会計処理を行っていません。</p> <p>また、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段となるデリバティブのリスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されているかどうかを検証することにより、ヘッジの有効性を評価しております。</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|----|--|---|---|
| | <p>また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、金融商品会計基準に規定する包括ヘッジとして、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>その他の連結子会社のヘッジ会計の方法も、上記に準じた取扱いを行っております。</p> | <p>また、当中間連結会計期間末の中間連結貸借対照表に計上している繰延ヘッジ損益のうち、従来の「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損益は、「マクロヘッジ」で指定したそれぞれのヘッジ手段等の残存期間・平均残存期間にわたって、資金調達費用又は資金運用収益等として期間配分しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間末における「マクロヘッジ」に基づく繰延ヘッジ損失は1,445,002百万円、繰延ヘッジ利益は1,386,027百万円であります。</p> <p>(ロ) 為替変動リスク・ヘッジ</p> <p>国内銀行連結子会社における外貨建金融資産・負債から生じる為替変動リスクに対するヘッジ会計の方法は繰延ヘッジによる経過措置を適用しております。前連結会計年度は業種別監査委員会報告第25号による経過措置を適用していましたが、当中間連結会計期間からは、同報告の本則規定に基づき資金調達通貨を資金運用通貨に変換する等の目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等については、ヘッジ会計を適用しております。</p> <p>これは、外貨建金銭債権債務等の為替変動リスクを減殺する目的で行う通貨スワップ取引及び為替スワップ取引等をヘッジ手段とし、ヘッジ対象である外貨建金銭債権債務等に見合うヘッジ手段の外貨ポジション相当額が存在することを確認することによりヘッジの有効性を評価するものであります。</p> | <p>また、外貨建有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に、包括ヘッジとして、繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、一部の資産・負債については、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> <p>その他の連結子会社のヘッジ会計の方法も、上記に準じた取扱いを行っております。</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日) |
|----|---|--|---|
| | | <p>また、外貨建子会社株式及び関連会社株式並びに外貨建その他有価証券（債券以外）の為替変動リスクをヘッジするため、事前にヘッジ対象となる外貨建有価証券の銘柄を特定し、当該外貨建有価証券について外貨ベースで取得原価以上の直先負債が存在していること等を条件に包括ヘッジとして繰延ヘッジ及び時価ヘッジを適用しております。</p> <p>なお、一部の国内銀行連結子会社の為替スワップに係る収益及び費用は、前連結会計年度は、総額表示しておりましたが、当中間連結会計期間より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示しております。その結果、従来の方法によった場合に比べ、「資金運用収益」及び「資金調達費用」、並びに「経常収益」及び「経常費用」はそれぞれ8,036百万円減少しております。</p> | |

[次へ](#)

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|----|---|--|---|
| | | <p>(八) 連結会社間取引等</p> <p>デリバティブ取引のうち連結会社間及び特定取引勘定とそれ以外の勘定との間(又は内部部門間)の内部取引については、ヘッジ手段として指定している金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等に対して、業種別監査委員会報告第24号及び同第25号に基づき、恣意性を排除し厳格なヘッジ運営が可能と認められる対外カバー取引の基準に準拠した運営を行っているため、当該金利スワップ取引及び通貨スワップ取引等から生じる収益及び費用は消去せずに損益認識又は繰延処理を行っております。</p> <p>なお、連結子会社のヘッジ会計の方法は、繰延ヘッジ、時価ヘッジ、あるいは金利スワップの特例処理を行っております。</p> | |
| | <p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p> | <p>(16) 消費税等の会計処理</p> <p>当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。</p> | <p>(17) 消費税等の会計処理</p> <p>当社及び国内連結子会社の消費税及び地方消費税の会計処理は、主として税抜方式によっております。</p> |
| | <p>(17) 税効果会計に関する事項</p> <p>中間連結会計期間に係る納付税額及び法人税等調整額は、国内銀行連結子会社の決算期において予定している利益処分方式による海外投資等損失準備金の積立て及び取崩しを前提として、当中間連結会計期間に係る金額を計算しております。</p> | | |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|----|--|--|---|
| | | | <p>(18) その他連結財務諸表作成のための重要な事項</p> <p>自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準</p> <p>「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準を適用しております。これによる当連結会計年度の資産および資本に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、連結財務諸表規則および銀行法施行規則の改正により、当連結会計年度における連結貸借対照表の資本の部および連結剰余金計算書については、改正後の連結財務諸表規則および銀行法施行規則により作成しております。</p> <p>1株当たり当期純利益に関する会計基準</p> <p>「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以後開始する連結会計年度に係る連結財務諸表から適用されることになったことに伴い、当連結会計年度から同会計基準及び適用指針を適用しております。これによる影響については、「1株当たり情報」に記載しております。</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|----|--|--|---|
| | | | <p>金融商品会計</p> <p>現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として担保金を「その他資産」中債券借入取引担保金及び「その他負債」中債券貸付取引担保金で処理しておりましたが、当連結会計年度からは、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」及び「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」は6,297,721百万円、「その他負債」は3,815,328百万円減少し、「債券貸借取引支払保証金」、「債券貸借取引受入担保金」はそれぞれ同額増加しております。</p> <p>また、前連結会計年度において「資金調達費用」中「その他の支払利息」、または「資金運用収益」中「その他の受入利息」に含めて処理していた現金担保付債券貸借取引に係る受払利息は、当連結会計年度から、それぞれ同「債券貸借取引支払利息」、または同「債券貸借取引受入利息」として処理しております。</p> |

| 項目 | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|-------------------------------|--|--|---|
| | | | <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券および現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券、再貸付に供している有価証券、当連結会計年度末に当該処分せずに所有している有価証券は、従来「その他資産」中の保管有価証券等、「その他負債」中の借入商品債券、借入特定取引有価証券及び借入有価証券で処理してありましたが、当連結会計年度からは、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、注記しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」、「その他負債」はそれぞれ8,063,447百万円減少しております。</p> |
| 5.(中間)連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲 | <p>中間連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、中間連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p> | 同左 | <p>連結キャッシュ・フロー計算書における資金の範囲は、連結貸借対照表上の「現金預け金」のうち現金及び中央銀行への預け金であります。</p> |

[次へ](#)

(追加情報)

| 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|--|--|--|
| | <p>平成15年1月6日から施行されている「社債等の振替に関する法律」(平成13年法律第75号)に基づき発行した無券面のコマmercial・ペーパーは、負債の部の「短期社債」として表示し、利息相当額は「資金調達費用」中短期社債利息として表示しております。</p> <p>なお、約束手形として発行したコマmercial・ペーパーは、従来どおり、負債の部の「コマmercial・ペーパー」として表示し、利息相当額は「資金調達費用」中コマmercial・ペーパー利息として表示しております。</p> | |
| <p>(金融商品会計)</p> <p>現金担保付債券貸借取引については、従来、現金を担保とする債券貸借取引として担保金を「その他資産」中債券借入取引担保金および「その他負債」中債券貸付取引担保金で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)にもとづき、有価証券を担保とする資金取引として「債券貸借取引支払保証金」および「債券貸借取引受入担保金」で処理しております。</p> <p>なお、この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」は4,637,828百万円、「その他負債」は4,099,757百万円減少し、「債券貸借取引支払保証金」、「債券貸借取引受入担保金」はそれぞれ同額増加しております。</p> | | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|---|--|--|
| <p>(外貨建取引等会計基準)</p> <p>国内銀行連結子会社および国内信託銀行連結子会社は従来、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する当面の会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第20号)を適用しておりましたが、当中間連結会計期間から、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)を適用しております。</p> <p>なお、当中間連結会計期間は、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置を適用し、「資金関連スワップ取引」、「通貨スワップ取引」および「インターナル・コントラクト及び連結会社間取引の取扱い」については、従前の方法により処理しております。</p> <p>また、先物為替取引等に係る円換算差金については、中間連結貸借対照表上、相殺表示しております。</p> <p>資金関連スワップ取引については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債権元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、異種通貨間の金利差を反映した直先差金は直物外国為替取引の決済日の属する期から先物外国為替取引の決済日の属する期までの期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p> <p>なお、資金関連スワップ取引とは、異なる通貨での資金調達・運用を動機として行われ、当該資金の調達又は運用に係る元本相当額を直物買為替又は直物売為替とし、当該元本相当額に将来支払うべき又は支払を受けるべき金額・期日の確定している外貨相当額を含めて先物買為替又は先物売為替とした為替スワップ取引であります。</p> | | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>異なる通貨での資金調達・運用を動機とし、契約締結時における元本相当額の支払額又は受取額と通貨スワップ契約満了時における元本相当額の受取額又は支払額が同額で、かつ、元本部分と金利部分に適用されるスワップレートが合理的なレートである直先フラット型の通貨スワップ取引（利息相当額の支払日ごとにその時点の実勢為替相場を反映して一方の通貨の元本相当額を更改し、かつ、各利払期間ごとに直物フラットである通貨スワップ取引を含む）については、日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号に規定する経過措置にもとづき、債権元本相当額および債務元本相当額の中間連結決算日の為替相場による正味の円換算額を中間連結貸借対照表に計上し、交換利息相当額はその期間にわたり発生主義により中間連結損益計算書に計上するとともに、中間連結決算日の未収収益または未払費用を計上しております。</p> | | |
| <p>(自己株式及び法定準備金取崩等会計基準)</p> <p>当中間連結会計期間から、「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準委員会平成14年2月21日)を適用しております。これによる当中間連結会計期間の資産および資本に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則の改正により、当中間連結会計期間における中間連結財務諸表の資本の部および中間連結剰余金計算書については、改正後の中間連結財務諸表規則および銀行法施行規則により作成しております。</p> | | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|--|--|--|
| | | <p>東京都にかかる事業税の課税標準については、「東京都における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年東京都条例第145号)(以下都条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。</p> <p>平成12年10月18日、国内銀行連結子会社は、東京都及び東京都知事を被告として、都条例の無効確認等を求めて東京地方裁判所に提訴し、平成14年3月26日、東京地方裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金18,652百万円及び損害賠償金300百万円の請求を認める判決を言い渡しました。さらに、平成14年3月29日、東京都は、東京高等裁判所に控訴し、同年4月9日、国内銀行連結子会社を含む一審原告各行も東京高等裁判所に控訴し、平成15年1月30日、東京高等裁判所は、都条例が違法無効であることを理由として、誤納金43,788百万円の請求を認める判決を言い渡しました。同年2月10日、東京都は、上告および上告受理申立てをし、同月13日、国内銀行連結子会社を含む一審原告各行も上告および上告受理申立てをしております。</p> |

| 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|--|--|--|
| | | <p> このように国内銀行連結子会社は都条例が違憲・違法であると考え、その旨を訴訟において主張して係争中であり、当連結会計年度における会計処理についても、前連結会計年度と同様に東京都に係る事業税を都条例に基づく外形標準課税基準による事業税として処理しているものの、これは現時点では従来の会計処理を継続適用することが適当であると判断されるためであり、都条例を合憲・適法なものと認めたということではありません。上記条例施行に伴い、東京都にかかる事業税については、当連結会計年度は26,439百万円をその他の経常費用に計上しており、所得が課税標準である場合に比べ経常損失は同額増加しております。なお、「法人税、住民税及び事業税」への影響はありません。また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は43,076百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、6,293百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。 </p> <p> また、大阪府にかかる事業税の課税標準についても、「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例」(平成12年大阪府条例第131号)(以下府条例)が施行されたことに伴い、従来の所得から業務粗利益に変更になりました。 </p> |

| 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|--|--|---|
| | | <p>平成14年4月4日に、国内銀行連結子会社は、大阪府及び大阪府知事を被告として、府条例の無効確認等を求めて大阪地方裁判所に提訴しました。なお、大阪府に係る事業税については、平成14年5月30日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成14年大阪府条例第77号)(以下平成14年改正府条例)が、平成15年4月1日に「大阪府における銀行業等に対する事業税の課税標準等の特例に関する条例の一部を改正する条例」(平成15年大阪府条例第14号)(以下平成15年改正府条例)が、それぞれ施行されたことにより、府条例による課税標準等の特例は平成15年4月1日以後開始する事業年度より適用されることとなりました。これにより、当連結会計年度に係る大阪府に対する事業税については、平成15年改正府条例附則2の適用を受け、国内銀行連結子会社の場合外形標準課税基準と所得基準のうち低い額となる、所得を課税標準として計算される額を申告・納付する予定であります。ただし、この申告・納付によって、府条例、平成14年改正府条例および平成15年改正府条例を合憲・適法なものとして認めたということではありません。</p> <p>また、当該事業税は税効果会計の計算に含まれる税金でないため、所得が課税標準である場合に比べ、「繰延税金資産」は5,116百万円減少しました。また、「再評価に係る繰延税金負債」は、590百万円減少し、「土地再評価差額金」は同額増加しております。</p> |

| 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|--|--|---|
| | | <p>「地方税法等の一部を改正する法律」(平成15年法律第9号)が平成15年3月31日に公布され、平成16年4月1日以後開始する連結会計年度より法人事業税に係る課税標準が、従来の「所得及び清算所得」と規定されていたもの(平成15年改正前地方税法第72条の12)から、「付加価値額」、「資本等の金額」および「所得及び清算所得」に変更されることにより、「付加価値額」および「資本等の金額」が課税標準となる事業税は、利益に関連する金額を課税標準とする税金には該当しないこととなります。また、これを受けて都条例および府条例に基づく東京都、大阪府に係る法人事業税は、平成16年4月1日に開始する連結会計年度以降は、法律上の根拠を失い適用されないこととなります。</p> <p>この変更に伴い、「繰延税金資産」の金額は13,674百万円減少し、当連結会計年度に計上された「法人税等調整額」の金額は12,871百万円増加しております。「再評価に係る繰延税金負債」の金額は14,027百万円増加し、「土地再評価差額金」の金額は同額減少しております。また、「その他有価証券評価差額金」は6百万円減少しております。</p> |

[次へ](#)

(表示方法の変更)

| 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|---|--|--|
| <p>(中間連結貸借対照表関係)</p> <p>銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により改正されたことに伴い、前中間連結会計期間において区分掲記していた「転換社債」は、当中間連結会計期間から「新株予約権付社債」に含めて表示しております。</p> | | |
| | | <p>(連結損益計算書関係)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前連結会計年度において区分掲記していた「転換社債利息」は、当連結会計年度からは「新株予約権付社債利息」として表示しております。</p> |
| <p>(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)</p> <p>銀行法施行規則別紙様式が「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成14年内閣府令第63号)により改正されたことに伴い、前中間連結会計期間における「劣後特約付社債・転換社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・転換社債の償還による支出」は、当中間連結会計期間から、それぞれ「劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出」に含めて記載しております。</p> | | <p>(連結キャッシュフロー計算書関係)</p> <p>「銀行法施行規則の一部を改正する内閣府令」(平成15年内閣府令第47号)により、銀行法施行規則別紙様式が改正されたことに伴い、前連結会計年度における「劣後特約付社債・転換社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・転換社債の償還による支出」は、当連結会計年度から、それぞれ「劣後特約付社債・新株予約権付社債の発行による収入」、「劣後特約付社債・新株予約権付社債の償還による支出」として記載しております。</p> |

[次へ](#)

注記事項

(中間連結貸借対照表関係)

| 前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成15年3月31日) |
|--|---|--|
| <p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式106,993百万円及び出資金450百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に1,424,261百万円含まれております。</p> <p>また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債、地方債等に合計1,476百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券および現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は1,100,906百万円、再貸付に供している有価証券は83,133百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,269,395百万円であります。</p> <p>なお、これらの有価証券は、従来「その他資産」中の保管有価証券等、「その他負債」中の借入商品債券、借入特定取引有価証券及び借入有価証券で処理しておりましたが、当中間連結会計期間からは、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会会計制度委員会報告第14号)に基づき、注記しております。この変更に伴い、従来の方法によった場合に比べ、「その他資産」、「その他負債」はそれぞれ5,453,435百万円減少しております。</p> | <p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式90,883百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計18,647百万円含まれております。</p> <p>また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債に合計77百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券及び現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,505,309百万円、再貸付に供している有価証券は2,946百万円、当中間連結会計期間末に当該処分をせずに所有しているものは4,452,915百万円であります。</p> | <p>1. 有価証券には、非連結子会社及び関連会社の株式111,040百万円及び出資金421百万円を含んでおります。</p> <p>2. 無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により貸し付けている有価証券が、「特定取引資産」中の商品有価証券に合計8,585百万円含まれております。</p> <p>また、使用貸借又は賃貸借契約により貸し付けている有価証券は、「有価証券」中の国債、地方債等に合計1,438百万円含まれております。</p> <p>無担保の消費貸借契約(債券貸借取引)により借り入れている有価証券および現先取引並びに現金担保付債券貸借取引により受け入れている有価証券のうち、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有する有価証券で、(再)担保に差し入れている有価証券は4,461,802百万円、再貸付に供している有価証券は2,140百万円、当連結会計年度末に当該処分をせずに所有しているものは3,599,504百万円であります。なお、上記のほか、信用取引の自己融資見返株券を借入金の担保として1,911百万円差し入れております。</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成15年3月31日) |
|---|---|--|
| <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は558,004百万円、延滞債権額は2,332,405百万円であります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は、567百万円であります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> | <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は240,909百万円、延滞債権額は1,426,227百万円であります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、9,339百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> | <p>3. 貸出金のうち、破綻先債権額は278,258百万円、延滞債権額は1,496,815百万円あります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、9,988百万円あります。</p> <p>なお、破綻先債権とは、元本又は利息の支払の遅延が相当期間継続していることその他の事由により元本又は利息の取立て又は弁済の見込みがないものとして未収利息を計上しなかった貸出金(貸倒償却を行った部分を除く。以下「未収利息不計上貸出金」という。)のうち、法人税法施行令(昭和40年政令第97号)第96条第1項第3号のイからホまでに掲げる事由又は同項第4号に規定する事由が生じている貸出金であります。</p> <p>また、延滞債権とは、未収利息不計上貸出金であって、破綻先債権及び債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として利息の支払を猶予した貸出金以外の貸出金であります。</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成15年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は85,758百万円であります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,448,692百万円であります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は5,424,860百万円であります。但し、上記債権額のうち、最終処理につながる措置である株式会社整理回収機構への管理信託方式による処理分は、567百万円であります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は1,192,038百万円あります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,192,840百万円あります。</p> | <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は39,598百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,336,515百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,043,250百万円あります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、9,339百万円あります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の中間連結会計期間末残高の総額は1,192,038百万円あります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)に基づき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,020,259百万円あります。</p> | <p>4. 貸出金のうち、3カ月以上延滞債権額は49,222百万円あります。</p> <p>なお、3カ月以上延滞債権とは、元本又は利息の支払が約定支払日の翌日から3月以上遅延している貸出金で破綻先債権及び延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>5. 貸出金のうち、貸出条件緩和債権額は2,635,503百万円あります。</p> <p>なお、貸出条件緩和債権とは、債務者の経営再建又は支援を図ることを目的として、金利の減免、利息の支払猶予、元本の返済猶予、債権放棄その他の債務者に有利となる取決めを行った貸出金で破綻先債権、延滞債権及び3カ月以上延滞債権に該当しないものであります。</p> <p>6. 破綻先債権額、延滞債権額、3カ月以上延滞債権額及び貸出条件緩和債権額の合計額は4,459,799百万円あります。但し、上記債権額のうち、オフ・バランス化につながる措置である株式会社整理回収機構への信託実施分は、9,988百万円あります。</p> <p>なお、上記3. から6. に掲げた債権額は、貸倒引当金控除前の金額であります。</p> <p>7. ローン・パーティシペーションで、平成7年6月1日付日本公認会計士協会会計制度委員会報告第3号に基づいて、参加者に売却したものととして会計処理した貸出金の元本の期末残高の総額は1,643,072百万円あります。</p> <p>8. 手形割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しております。これにより受け入れた商業手形及び買入外国為替は、売却又は(再)担保という方法で自由に処分できる権利を有しておりますが、その額面金額は1,158,882百万円あります。</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成15年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|----------------------------|--------------------------|------|---------------|-----|--------------|-------|--------|----|------------|--------------|--------------|-------|--------------|-------------|--------------|-----|------------|-------|-------|---|--------|--------------|------|---------------|-----|--------------|-------|-------|----|------------|--------------|--------------|-------|--------------|-------------|--------------|-----|------------|---|--------|--------------|------|---------------|-----|--------------|-------|-------|----|------------|--------------|--------------|-------|--------------|-------------|--------------|-----|------------|
| <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>1,750,805百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>11,468,035百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>5,467,159百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td>247百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>629,955百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>5,913,100百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>4,642,246百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>2,186,697百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>607,072百万円</td></tr> <tr><td>その他負債</td><td>45百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、信用取引の自己融資見返株券を借入金の担保として3,645百万円、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 44,359百万円、特定取引資産 11,403百万円、有価証券2,928,602百万円、貸出金195,192百万円、その他資産 26百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は151,951百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 59,285百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は 18,259百万円であります。</p> | 特定取引資産 | 1,750,805百万円 | 有価証券 | 11,468,035百万円 | 貸出金 | 5,467,159百万円 | 動産不動産 | 247百万円 | 預金 | 629,955百万円 | コールマネー及び売渡手形 | 5,913,100百万円 | 売現先勘定 | 4,642,246百万円 | 債券貸借取引受入担保金 | 2,186,697百万円 | 借入金 | 607,072百万円 | その他負債 | 45百万円 | <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>4,453,992百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>12,263,363百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>4,447,714百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td>53百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>625,838百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>5,177,700百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>4,054,684百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>6,986,628百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>358,540百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済、デリバティブ等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 7,770百万円、特定取引資産27,660百万円、有価証券1,732,235百万円、貸出金 396,986百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は122,617百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は22,413百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は 15,911百万円であります。</p> | 特定取引資産 | 4,453,992百万円 | 有価証券 | 12,263,363百万円 | 貸出金 | 4,447,714百万円 | 動産不動産 | 53百万円 | 預金 | 625,838百万円 | コールマネー及び売渡手形 | 5,177,700百万円 | 売現先勘定 | 4,054,684百万円 | 債券貸借取引受入担保金 | 6,986,628百万円 | 借入金 | 358,540百万円 | <p>9. 担保に供している資産は次のとおりであります。</p> <p>担保に供している資産</p> <table border="0"> <tr><td>特定取引資産</td><td>3,881,057百万円</td></tr> <tr><td>有価証券</td><td>12,426,712百万円</td></tr> <tr><td>貸出金</td><td>3,823,977百万円</td></tr> <tr><td>動産不動産</td><td>63百万円</td></tr> </table> <p>担保資産に対応する債務</p> <table border="0"> <tr><td>預金</td><td>703,235百万円</td></tr> <tr><td>コールマネー及び売渡手形</td><td>7,472,000百万円</td></tr> <tr><td>売現先勘定</td><td>5,554,998百万円</td></tr> <tr><td>債券貸借取引受入担保金</td><td>3,615,769百万円</td></tr> <tr><td>借入金</td><td>333,160百万円</td></tr> </table> <p>上記のほか、為替決済等の取引の担保あるいは先物取引証拠金等の代用として、現金預け金 7,544百万円、特定取引資産 15,205百万円、有価証券 1,646,177百万円、貸出金466,821百万円、その他資産8,220百万円を差し入れております。</p> <p>非連結子会社及び関連会社の借入金等のための担保提供はありません。</p> <p>また、動産不動産のうち保証金権利金は 128,830百万円、その他資産のうち先物取引差入証拠金は 39,811百万円であります。</p> <p>なお、手形の再割引は、「銀行業における金融商品会計基準適用に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第24号)にもとづき金融取引として処理しておりますが、これにより引き渡した商業手形及び買入外国為替の額面金額は 14,399百万円であります。</p> | 特定取引資産 | 3,881,057百万円 | 有価証券 | 12,426,712百万円 | 貸出金 | 3,823,977百万円 | 動産不動産 | 63百万円 | 預金 | 703,235百万円 | コールマネー及び売渡手形 | 7,472,000百万円 | 売現先勘定 | 5,554,998百万円 | 債券貸借取引受入担保金 | 3,615,769百万円 | 借入金 | 333,160百万円 |
| 特定取引資産 | 1,750,805百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 11,468,035百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸出金 | 5,467,159百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 動産不動産 | 247百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金 | 629,955百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コールマネー及び売渡手形 | 5,913,100百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売現先勘定 | 4,642,246百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 2,186,697百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金 | 607,072百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| その他負債 | 45百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定取引資産 | 4,453,992百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 12,263,363百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸出金 | 4,447,714百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 動産不動産 | 53百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金 | 625,838百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コールマネー及び売渡手形 | 5,177,700百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売現先勘定 | 4,054,684百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 6,986,628百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金 | 358,540百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 特定取引資産 | 3,881,057百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有価証券 | 12,426,712百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 貸出金 | 3,823,977百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 動産不動産 | 63百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 預金 | 703,235百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コールマネー及び売渡手形 | 7,472,000百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 売現先勘定 | 5,554,998百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 債券貸借取引受入担保金 | 3,615,769百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 借入金 | 333,160百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成15年3月31日) |
|--|---|--|
| <p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は41,891,518百万円であります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が37,245,355百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,892,282百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,725,199百万円であります。</p> | <p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は44,044,311百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が40,863,370百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全及びその他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保の提供を受けるほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,812,327百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,624,587百万円あります。</p> | <p>10. 当座貸越契約及び貸付金に係るコミットメントライン契約は、顧客からの融資実行の申し出を受けた場合に、契約上規定された条件について違反がない限り、一定の限度額まで資金を貸付けることを約する契約であります。これらの契約に係る融資未実行残高は41,097,760百万円あります。このうち原契約期間が1年以内のもの(又は任意の時期に無条件で取消可能なもの)が37,536,140百万円あります。</p> <p>なお、これらの契約の多くは、融資実行されずに終了するものであるため、融資未実行残高そのものが必ずしも将来のキャッシュ・フローに影響を与えるものではありません。これらの契約の多くには、金融情勢の変化、債権の保全、その他相当の事由があるときは、実行申し込みを受けた融資の拒絶又は契約極度額の減額をすることができる旨の条項が付けられております。また、契約時において必要に応じて不動産・有価証券等の担保を徴求するほか、契約後も定期的に予め定めている内部手続きに基づき顧客の業況等を把握し、必要に応じて契約の見直し、与信保全上の措置等を講じております。</p> <p>11. ヘッジ手段に係る損益又は評価差額は、純額で繰延ヘッジ損失として「その他資産」に含めて計上しております。なお、上記相殺前の繰延ヘッジ損失の総額は1,814,011百万円、繰延ヘッジ利益の総額は1,738,056百万円あります。</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成15年3月31日) |
|---|---|--|
| <p>12. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>なお、一部の海外連結子会社においても同様の取扱いを行っております。</p> | <p>12. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める路線価に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> | <p>12. 土地の再評価に関する法律(平成10年3月31日公布法律第34号)に基づき、国内銀行連結子会社の事業用土地の再評価を行い、評価差額については、当該評価差額に係る税金相当額を「再評価に係る繰延税金負債」として負債の部に計上し、これを控除した金額を「土地再評価差額金」として資本の部に計上しております。</p> <p>再評価を行った年月日 平成10年3月31日</p> <p>同法律第3条第3項に定める再評価の方法</p> <p>土地の再評価に関する法律施行令(平成10年3月31日公布政令第119号)第2条第4号に定める価格に基づいて、奥行価格補正等合理的な調整を行って算出したほか、第5号に定める鑑定評価に基づいて算出。</p> <p>同法律第10条に定める再評価を行った事業用土地の当連結会計年度末における時価の合計額と当該事業用土地の再評価後の帳簿価額の合計額との差額 303,917百万円</p> <p>なお、一部の海外連結子会社においても同様の取扱いを行っております。</p> |
| <p>13. 動産不動産の減価償却累計額 752,521百万円</p> | <p>13. 動産不動産の減価償却累計額 690,988百万円</p> | <p>13. 動産不動産の減価償却累計額 673,852百万円</p> |
| <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金1,376,258百万円が含まれております。</p> | <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金646,960百万円が含まれております。</p> | <p>14. 借入金には、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付借入金637,131百万円が含まれております。</p> |
| <p>15. 社債には、劣後特約付社債2,659,843百万円が含まれております。</p> | <p>15. 社債には、劣後特約付社債2,120,504百万円が含まれております。</p> | <p>15. 社債には、劣後特約付社債2,170,788百万円が含まれております。</p> |

| 前中間連結会計期間末 (平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間末 (平成15年9月30日) | 前連結会計年度末 (平成15年3月31日) |
|---|--|--|
| <p>16. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当該国内銀行連結子会社としては、その主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,852百万円を偶発損失引当金として計上しております(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.会計処理基準に関する事項(11)偶発損失引当金の計上基準参照)。</p> <p>17. 国内信託銀行連結子会社の受託する元本補てん契約のある信託の元本金額は合同運用指定金銭信託934,446百万円、貸付信託1,323,606百万円でありませ。</p> | <p>16. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当該国内銀行連結子会社としては、その主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,819百万円を偶発損失引当金として計上しております(中間連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.会計処理基準に関する事項(11)偶発損失引当金の計上基準参照)。</p> | <p>16. その他資産には、一部の国内銀行連結子会社の平成7年度における日本ハウジングローン株式会社に対する貸出金償却額376,055百万円の損金経理につき、平成8年8月23日に東京国税局より更正を受けたことに伴い仮納付した追徴税額222,682百万円が含まれております。</p> <p>当該国内銀行連結子会社としては、その更正理由が容認し難いため、国税不服審判所への審査請求棄却を経て、平成9年10月30日に更正処分取消訴訟を東京地方裁判所に提起し、平成13年3月2日付にて全面勝訴いたしました。同年3月16日付にて東京高等裁判所に控訴され、平成14年3月14日付にて敗訴の判決を受けたことから、同年3月27日付にて最高裁判所に対し上告提起及び上告受理申立を行っております。</p> <p>また、当該国内銀行連結子会社としては、その主張は正当なものと確信しておりますが、一方で、財務の健全性の観点から保守的に134,806百万円を偶発損失引当金として計上しております(連結財務諸表作成のための基本となる重要な事項4.会計処理基準に関する事項(12)偶発損失引当金の計上基準参照)。</p> |

(中間連結損益計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日) |
|---|---|--|
| <p>1. その他経常収益には、株式等売却益 35,429百万円、外国法人税に係る未収還付金34,338百万円、退職給付信託設定益45,769百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却 228,596百万円、株式等償却76,331百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額 16,487百万円を含んでおります。</p> | <p>1. その他経常収益には、株式等売却益 146,783百万円及び退職給付信託設定益 57,357百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却 90,504百万円及び貸倒引当金繰入額 84,155百万円を含んでおります。</p> <p>3. 特別利益には、東京都外形標準課税訴訟の和解に伴う還付税金及び当中間連結会計期間末までに対応する還付加算金相当額の合計53,969百万円、厚生年金基金代行返上益44,395百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、動産不動産処分損 32,460百万円及び退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額 14,580百万円を含んでおります。</p> | <p>1. その他経常収益には、株式等売却益 72,068百万円、外国法人税に係る還付金30,287百万円、退職給付信託設定益 43,847百万円を含んでおります。</p> <p>2. その他経常費用には、貸出金償却 735,111百万円、株式等償却606,584百万円、株式等売却損389,554百万円を含んでおります。</p> <p>4. 特別損失には、退職給付会計導入に伴う会計基準変更時差異の費用処理額 32,967百万円を含んでおります。</p> |

(中間連結剰余金計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日) |
|--|---|---|
| <p>1. 資本剰余金期首残高には、当社の子会社である株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行が平成14年 4月 1日付で会社分割及び合併を行なったことに伴う 1,849,982百万円の減少を含んでおります。</p> <p>2. 利益剰余金期首残高には、当社の子会社である株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行が平成14年 4月 1日付で会社分割及び合併を行なったことに伴う896,131百万円の増加を含んでおります。</p> | | <p>1. 資本剰余金期首残高には、当社の子会社である株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行が平成14年 4月 1日付で会社分割及び合併を行なったことに伴う1,849,982百万円の減少を含んでおります。</p> <p>2. 利益剰余金期首残高には、当社の子会社である株式会社第一勧業銀行、株式会社富士銀行及び株式会社日本興業銀行が平成14年 4月 1日付で会社分割及び合併を行なったことに伴う896,131百万円の増加を含んでおります。</p> <p>3. 会社分割による資本剰余金減少高、会社分割による利益剰余金減少高は、平成15年 3月12日付で行った「事業再構築」によるものであります。</p> |

(中間連結キャッシュ・フロー計算書関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|---------------|---------|------------------|------------------|---|---------|--------------|---------------|---------|------------------|------------------|--|---------|--------------|---------------|---------|------------------|------------------|
| <p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成14年 9月30日現在</p> <table data-bbox="103 353 485 495"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>6,326,761百万円</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td>900,113</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>5,426,647</td> </tr> </table> | 現金預け金勘定 | 6,326,761百万円 | 中央銀行預け金を除く預け金 | 900,113 | 現金及び現金同等物 | 5,426,647 | <p>1. 現金及び現金同等物の中間期末残高と中間連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成15年 9月30日現在</p> <table data-bbox="523 353 904 495"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>6,739,082百万円</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td>670,386</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>6,068,695</td> </tr> </table> | 現金預け金勘定 | 6,739,082百万円 | 中央銀行預け金を除く預け金 | 670,386 | 現金及び現金同等物 | 6,068,695 | <p>1. 現金及び現金同等物の期末残高と連結貸借対照表に掲記されている科目の金額との関係</p> <p>平成15年 3月31日現在</p> <table data-bbox="943 353 1324 495"> <tr> <td>現金預け金勘定</td> <td>7,180,792百万円</td> </tr> <tr> <td>中央銀行預け金を除く預け金</td> <td>787,072</td> </tr> <tr> <td>現金及び現金同等物</td> <td>6,393,720</td> </tr> </table> | 現金預け金勘定 | 7,180,792百万円 | 中央銀行預け金を除く預け金 | 787,072 | 現金及び現金同等物 | 6,393,720 |
| 現金預け金勘定 | 6,326,761百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央銀行預け金を除く預け金 | 900,113 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び現金同等物 | 5,426,647 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金預け金勘定 | 6,739,082百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央銀行預け金を除く預け金 | 670,386 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び現金同等物 | 6,068,695 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金預け金勘定 | 7,180,792百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中央銀行預け金を除く預け金 | 787,072 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 現金及び現金同等物 | 6,393,720 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

[次へ](#)

(リース取引関係)

| 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--------|----|------------------|--------|--------|--------|---------------------|--------|-----|--------|-------------------------|--------|--------|--------|--|-----|-----|----|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|----------|----------|----------|---------|--------|---|--|----|-----|----|------------------|--------|-------|--------|---------------------|--------|-----|--------|-------------------------|--------|-----|--------|--|-----|-----|----|--------------------------------|--------|--------|--------|--------|----------|----------|----------|---------|--------|---|--|----|-----|----|------------------|--------|-------|--------|---------------------|--------|-----|--------|-------------------|--------|-----|--------|--|-----|-----|----|--------------------------|-------|--------|--------|--------|-----------|----------|-----------|---------|----------|
| <p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1" data-bbox="223 465 483 801"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額 (百万円)</td> <td>75,995</td> <td>12,080</td> <td>88,076</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td> <td>36,181</td> <td>357</td> <td>36,538</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)</td> <td>39,814</td> <td>11,723</td> <td>51,538</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1" data-bbox="223 891 483 925"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)</td> <td>11,387</td> <td>54,245</td> <td>65,633</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="1" data-bbox="223 1160 483 1283"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>6,874百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>7,968百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>617百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各中間連結会計期間の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各中間連結会計期間への配分方法については、利息法によっております。</p> | | 動産 | その他 | 合計 | 取得価額相当額 (百万円) | 75,995 | 12,080 | 88,076 | 減価償却累計額相当額 (百万円) | 36,181 | 357 | 36,538 | 中間連結会計期間末残高相当額 (百万円) | 39,814 | 11,723 | 51,538 | | 1年内 | 1年超 | 合計 | 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 (百万円) | 11,387 | 54,245 | 65,633 | 支払リース料 | 6,874百万円 | 減価償却費相当額 | 7,968百万円 | 支払利息相当額 | 617百万円 | <p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1" data-bbox="643 465 903 801"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額 (百万円)</td> <td>62,150</td> <td>1,319</td> <td>63,469</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td> <td>39,307</td> <td>866</td> <td>40,173</td> </tr> <tr> <td>中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)</td> <td>22,842</td> <td>452</td> <td>23,295</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 <table border="1" data-bbox="643 891 903 925"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 (百万円)</td> <td>10,283</td> <td>26,833</td> <td>37,116</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="1" data-bbox="643 1160 903 1283"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>5,222百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4,730百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>400百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>同左</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>同左</p> | | 動産 | その他 | 合計 | 取得価額相当額 (百万円) | 62,150 | 1,319 | 63,469 | 減価償却累計額相当額 (百万円) | 39,307 | 866 | 40,173 | 中間連結会計期間末残高相当額 (百万円) | 22,842 | 452 | 23,295 | | 1年内 | 1年超 | 合計 | 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 (百万円) | 10,283 | 26,833 | 37,116 | 支払リース料 | 5,222百万円 | 減価償却費相当額 | 4,730百万円 | 支払利息相当額 | 400百万円 | <p>1.リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1)借手側</p> <ul style="list-style-type: none"> リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び年度末残高相当額 <table border="1" data-bbox="1080 465 1324 801"> <thead> <tr> <th></th> <th>動産</th> <th>その他</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>取得価額相当額 (百万円)</td> <td>55,928</td> <td>1,298</td> <td>57,226</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額 (百万円)</td> <td>36,606</td> <td>895</td> <td>37,501</td> </tr> <tr> <td>年度末残高相当額 (百万円)</td> <td>19,321</td> <td>403</td> <td>19,725</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 未経過リース料年度末残高相当額 <table border="1" data-bbox="1080 891 1324 925"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料年度末残高相当額 (百万円)</td> <td>9,310</td> <td>24,488</td> <td>33,798</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額 <table border="1" data-bbox="1080 1160 1324 1283"> <tbody> <tr> <td>支払リース料</td> <td>13,242百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>16,132百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>1,313百万円</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> 減価償却費相当額の算定方法 <p>原則、リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各連結会計年度の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <ul style="list-style-type: none"> 利息相当額の算定方法 <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各連結会計年度への配分方法については、利息法によっております。</p> | | 動産 | その他 | 合計 | 取得価額相当額 (百万円) | 55,928 | 1,298 | 57,226 | 減価償却累計額相当額 (百万円) | 36,606 | 895 | 37,501 | 年度末残高相当額 (百万円) | 19,321 | 403 | 19,725 | | 1年内 | 1年超 | 合計 | 未経過リース料年度末残高相当額 (百万円) | 9,310 | 24,488 | 33,798 | 支払リース料 | 13,242百万円 | 減価償却費相当額 | 16,132百万円 | 支払利息相当額 | 1,313百万円 |
| | 動産 | その他 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得価額相当額 (百万円) | 75,995 | 12,080 | 88,076 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 (百万円) | 36,181 | 357 | 36,538 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中間連結会計期間末残高相当額 (百万円) | 39,814 | 11,723 | 51,538 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1年内 | 1年超 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 (百万円) | 11,387 | 54,245 | 65,633 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 6,874百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 7,968百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 617百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 動産 | その他 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得価額相当額 (百万円) | 62,150 | 1,319 | 63,469 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 (百万円) | 39,307 | 866 | 40,173 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中間連結会計期間末残高相当額 (百万円) | 22,842 | 452 | 23,295 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1年内 | 1年超 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未経過リース料中間連結会計期間末残高相当額 (百万円) | 10,283 | 26,833 | 37,116 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 5,222百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 4,730百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 400百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 動産 | その他 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 取得価額相当額 (百万円) | 55,928 | 1,298 | 57,226 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 (百万円) | 36,606 | 895 | 37,501 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 年度末残高相当額 (百万円) | 19,321 | 403 | 19,725 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1年内 | 1年超 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未経過リース料年度末残高相当額 (百万円) | 9,310 | 24,488 | 33,798 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 13,242百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 16,132百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 1,313百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

| 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|--|--|---------|----|------------------|--------|--------|---------|--|--|-----|-----|----|------------------|--------|--------|---------|--|-----|-----|----|------------------|-------|-------|--------|--|--|-----|-----|----|------------------|--------|--------|---------|--|-----|-----|----|------------------|----|-----|-----|
| <p>(2)貸手側 該当ありません。</p> <p>2.オペレーティング・リース取引 (1)借手側</p> <table border="1" data-bbox="95 403 478 515"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料 (百万円)</td> <td>13,532</td> <td>93,698</td> <td>107,230</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)貸手側 該当ありません。</p> | | 1年内 | 1年超 | 合計 | 未経過リース料 (百万円) | 13,532 | 93,698 | 107,230 | <p>(2)貸手側 該当ありません。</p> <p>2.オペレーティング・リース取引 (1)借手側</p> <table border="1" data-bbox="515 403 898 515"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料 (百万円)</td> <td>10,531</td> <td>97,468</td> <td>108,000</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)貸手側</p> <table border="1" data-bbox="515 560 898 672"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料 (百万円)</td> <td>1,018</td> <td>9,368</td> <td>10,386</td> </tr> </tbody> </table> | | 1年内 | 1年超 | 合計 | 未経過リース料 (百万円) | 10,531 | 97,468 | 108,000 | | 1年内 | 1年超 | 合計 | 未経過リース料 (百万円) | 1,018 | 9,368 | 10,386 | <p>(2)貸手側 該当ありません。</p> <p>2.オペレーティング・リース取引 (1)借手側</p> <table border="1" data-bbox="935 403 1318 515"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料 (百万円)</td> <td>12,828</td> <td>90,492</td> <td>103,320</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2)貸手側</p> <table border="1" data-bbox="935 560 1318 672"> <thead> <tr> <th></th> <th>1年内</th> <th>1年超</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>未経過リース料 (百万円)</td> <td>79</td> <td>106</td> <td>186</td> </tr> </tbody> </table> | | 1年内 | 1年超 | 合計 | 未経過リース料 (百万円) | 12,828 | 90,492 | 103,320 | | 1年内 | 1年超 | 合計 | 未経過リース料 (百万円) | 79 | 106 | 186 |
| | 1年内 | 1年超 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未経過リース料 (百万円) | 13,532 | 93,698 | 107,230 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1年内 | 1年超 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未経過リース料 (百万円) | 10,531 | 97,468 | 108,000 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1年内 | 1年超 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未経過リース料 (百万円) | 1,018 | 9,368 | 10,386 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1年内 | 1年超 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未経過リース料 (百万円) | 12,828 | 90,492 | 103,320 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| | 1年内 | 1年超 | 合計 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 未経過リース料 (百万円) | 79 | 106 | 186 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

[次へ](#)

(有価証券関係)

1. (中間)連結貸借対照表の「有価証券」のほか、「特定取引資産」中の商品有価証券、特定取引有価証券、譲渡性預け金及びコマーシャル・ペーパー等、「現金預け金」中の譲渡性預け金、並びに「買入金銭債権」の一部も含めて記載しております。
2. 「子会社株式及び関連会社株式で時価のあるもの」については、中間財務諸表における注記事項として記載しております。

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)
該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの(平成14年9月30日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対 照表計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) | うち益 (百万円) | うち損 (百万円) |
|-----|---------------|---------------------------|---------------|--------------|--------------|
| 株式 | 5,886,345 | 5,220,307 | 666,038 | 216,902 | 882,940 |
| 債券 | 12,886,624 | 12,912,574 | 25,949 | 36,573 | 10,623 |
| 国債 | 12,450,395 | 12,466,067 | 15,671 | 24,946 | 9,274 |
| 地方債 | 186,709 | 195,617 | 8,907 | 8,934 | 27 |
| 社債 | 249,518 | 250,889 | 1,370 | 2,692 | 1,322 |
| その他 | 5,343,065 | 5,456,927 | 113,861 | 145,169 | 31,307 |
| 合計 | 24,116,035 | 23,589,809 | 526,226 | 398,645 | 924,871 |

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. 当社及び国内連結子会社は、その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価(原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ)が取得原価(償却原価を含む。以下同じ)に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があると判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理(以下「減損処理」という。)しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は59,651百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価のない有価証券の主な内容及び中間連結貸借対照表計上額(平成14年9月30日現在)

| | 金額(百万円) |
|------------------|-----------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式(店頭売買株式を除く) | 538,493 |
| 非公募債券 | 1,000,052 |

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成15年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他有価証券で時価のあるもの（平成15年9月30日現在）

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対 照表計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) | うち益 (百万円) | うち損 (百万円) |
|-----|---------------|---------------------------|---------------|--------------|--------------|
| 株式 | 3,557,805 | 4,121,000 | 563,194 | 701,088 | 137,894 |
| 債券 | 15,212,922 | 14,997,473 | 215,449 | 6,539 | 221,988 |
| 国債 | 14,898,221 | 14,682,786 | 215,434 | 3,741 | 219,176 |
| 地方債 | 76,715 | 78,033 | 1,317 | 2,021 | 703 |
| 社債 | 237,986 | 236,653 | 1,332 | 776 | 2,108 |
| その他 | 4,478,047 | 4,507,315 | 29,268 | 50,251 | 20,983 |
| 合計 | 23,248,776 | 23,625,789 | 377,013 | 757,880 | 380,866 |

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、株式については当中間連結会計期間末前1ヶ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として中間連結会計期間末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって中間連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当中間連結会計期間の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。当中間連結会計期間におけるこの減損処理額は229百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は、原則として以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

3. 時価評価されていない主な有価証券の内容及び中間連結貸借対照表計上額（平成15年9月30日現在）

| | 金額（百万円） |
|------------------|-----------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式（店頭売買株式を除く） | 798,854 |
| 非公募債券 | 1,062,063 |

前連結会計年度末

1. 売買目的有価証券（平成15年3月31日現在）

| | 連結貸借対照表計上額 （百万円） | 当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円） |
|----------|---------------------|------------------------------|
| 売買目的有価証券 | 6,381,128 | 4,966 |

2. 満期保有目的の債券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他有価証券で時価のあるもの（平成15年3月31日現在）

| | 取得原価 （百万円） | 連結貸借対照表 計上額 （百万円） | 評価差額 （百万円） | うち益 （百万円） | うち損 （百万円） |
|-----|---------------|-------------------------|---------------|--------------|--------------|
| 株式 | 3,839,469 | 3,631,255 | 208,213 | 148,855 | 357,068 |
| 債券 | 11,492,084 | 11,576,439 | 84,354 | 85,333 | 979 |
| 国債 | 11,140,507 | 11,218,389 | 77,881 | 78,371 | 489 |
| 地方債 | 90,980 | 96,325 | 5,345 | 5,384 | 39 |
| 社債 | 260,596 | 261,724 | 1,127 | 1,578 | 450 |
| その他 | 5,192,774 | 5,274,255 | 81,480 | 102,222 | 20,742 |
| 合計 | 20,524,327 | 20,481,950 | 42,378 | 336,412 | 378,790 |

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、株式については当連結会計年度末前1カ月の市場価格の平均等に基づいて算定された額により、また、それ以外については、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により、それぞれ計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

3. その他有価証券で時価のあるもののうち、当該有価証券の時価（原則として当連結会計年度末日の市場価格。以下同じ）が取得原価（償却原価を含む。以下同じ）に比べて著しく下落したものについては、回復可能性があるとは判断される銘柄を除き、当該時価をもって連結貸借対照表価額とするとともに、評価差額を当連結会計年度の損失として処理（以下「減損処理」という）しております。当連結会計年度におけるこの減損処理額は534,776百万円であります。

また、時価が「著しく下落した」と判断するための基準を定めており、その概要は以下のとおりであります。

- ・ 時価が取得原価の50%以下の銘柄
- ・ 時価が取得原価の50%超70%以下かつ市場価格が一定水準以下で推移している銘柄

4. 当連結会計年度中に売却した満期保有目的の債券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

該当ありません。

5. 当連結会計年度中に売却したその他有価証券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

| | 売却額（百万円） | 売却益の合計額 （百万円） | 売却損の合計額 （百万円） |
|---------|------------|------------------|------------------|
| その他有価証券 | 48,709,089 | 352,189 | 435,822 |

6. 時価のない有価証券の内容及び連結貸借対照表計上額（平成15年3月31日現在）

| | 金額（百万円） |
|------------------|---------|
| その他有価証券 | |
| 非上場株式（店頭売買株式を除く） | 525,051 |
| 非公募債券 | 987,762 |

7. 保有目的を変更した有価証券（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

該当ありません。

8. その他有価証券のうち満期があるものの償還予定額（平成15年3月31日現在）

| | 1年以内 （百万円） | 1年超5年以内 （百万円） | 5年超10年以内 （百万円） | 10年超 （百万円） |
|-----|---------------|------------------|-------------------|---------------|
| 債券 | 3,216,773 | 4,926,659 | 4,312,307 | 108,436 |
| 国債 | 3,112,476 | 3,986,171 | 4,067,396 | 52,345 |
| 地方債 | 7,003 | 28,765 | 59,835 | 12,530 |
| 社債 | 97,293 | 911,722 | 185,074 | 43,561 |
| その他 | 722,739 | 2,905,046 | 528,836 | 1,250,833 |
| 合計 | 3,939,512 | 7,831,706 | 4,841,143 | 1,359,270 |

[次へ](#)

(金銭の信託関係)

前中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託(平成14年9月30日現在)

該当ありません。

2. その他の金銭の信託(運用目的及び満期保有目的以外)(平成14年9月30日現在)

| | 取得原価 (百万円) | 中間連結貸借対 照表計上額 (百万円) | 評価差額 (百万円) | うち益 (百万円) | うち損 (百万円) |
|-----------|---------------|---------------------------|---------------|--------------|--------------|
| その他の金銭の信託 | 2,109 | 2,191 | 81 | 81 | - |

(注) 1. 中間連結貸借対照表計上額は、当中間連結会計期間末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

当中間連結会計期間末

1. 満期保有目的の金銭の信託（平成15年9月30日現在）

該当ありません。

2. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成15年9月30日現在）

該当ありません。

前連結会計年度末

1. 運用目的の金銭の信託（平成15年3月31日現在）

| | 連結貸借対照表計上額 （百万円） | 当連結会計年度の損益に含まれた 評価差額（百万円） |
|------------|---------------------|------------------------------|
| 運用目的の金銭の信託 | 31,769 | 26 |

2. 満期保有目的の金銭の信託（平成15年3月31日現在）

該当ありません。

3. その他の金銭の信託（運用目的及び満期保有目的以外）（平成15年3月31日現在）

| | 取得原価 （百万円） | 連結貸借対照表 計上額 （百万円） | 評価差額 （百万円） | うち益 （百万円） | うち損 （百万円） |
|-----------|---------------|-------------------------|---------------|--------------|--------------|
| その他の金銭の信託 | 1,220 | 1,220 | - | - | - |

（注） 1. 連結貸借対照表計上額は、当連結会計年度末日における市場価格等に基づく時価により計上したものであります。

2. 「うち益」「うち損」はそれぞれ「評価差額」の内訳であります。

[次へ](#)

(その他有価証券評価差額金)

前中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成14年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | 526,270 |
| その他有価証券 | 526,351 |
| その他の金銭の信託 | 81 |
| (+)繰延税金資産 | 21,981 |
| (-)繰延税金負債 | 5,700 |
| その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前) | 509,989 |
| (-)少数株主持分相当額 | 4,599 |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評 価差額金のうち親会社持分相当額 | 724 |
| その他有価証券評価差額金 | 513,863 |

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

当中間連結会計期間末

その他有価証券評価差額金(平成15年9月30日現在)

中間連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額(百万円) |
|---|---------|
| 評価差額 | 376,911 |
| その他有価証券 | 376,911 |
| その他の金銭の信託 | - |
| (+)繰延税金資産 | 1,832 |
| (-)繰延税金負債 | 207,609 |
| その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前) | 171,134 |
| (-)少数株主持分相当額 | 974 |
| (+)持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評 価差額金のうち親会社持分相当額 | 1,257 |
| その他有価証券評価差額金 | 171,417 |

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

前連結会計年度末

その他有価証券評価差額金（平成15年3月31日現在）

連結貸借対照表に計上されているその他有価証券評価差額金の内訳は、次のとおりであります。

| | 金額（百万円） |
|--|---------|
| 評価差額 | 42,522 |
| その他有価証券 | 42,522 |
| その他の金銭の信託 | - |
| (+) 繰延税金資産 | 212 |
| (-) 繰延税金負債 | 1,078 |
| その他有価証券評価差額金 (持分相当額調整前) | 43,388 |
| (-) 少数株主持分相当額 | 295 |
| (+) 持分法適用会社が所有するその他有価証券に係る評 価差額金のうち親会社持分相当額 | 109 |
| その他有価証券評価差額金 | 42,984 |

(注) 時価がない外貨建その他有価証券に係る為替換算差額については、「評価差額」の内訳「その他有価証券」に含めて記載しております。

[次へ](#)

(デリバティブ取引関係)

前中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引(平成14年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|-----|---------|-------------|---------|-----------|
| 取引所 | 金利先物 | 45,235,529 | 66,696 | 66,696 |
| | 金利オプション | 27,992,447 | 22,720 | 6,077 |
| 店頭 | 金利先渡契約 | 56,506,701 | 655 | 655 |
| | 金利スワップ | 529,459,149 | 394,318 | 394,318 |
| | 金利オプション | 19,233,937 | 6,208 | 5,873 |
| | 合計 | - | - | 473,622 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引(平成14年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|----|--------|------------|---------|-----------|
| 店頭 | 通貨スワップ | 18,113,191 | 246,390 | 284,824 |
| | その他 | 137,116 | 126,894 | 420 |
| | 合計 | - | - | 284,403 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3.の取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

| 種類 | 契約額等(百万円) | 時価(百万円) | 評価損益(百万円) |
|--------|-----------|---------|-----------|
| 通貨スワップ | 573,456 | 608 | 8,108 |

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、中間連結会計期間末日に引直しを行い、その損益を中間連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

| 区分 | 種類 | 契約額等（百万円） |
|----|---------|------------|
| 店頭 | 為替予約 | 33,488,760 |
| | 通貨オプション | 10,382,849 |

(3) 株式関連取引（平成14年9月30日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等（百万円） | 時価（百万円） | 評価損益（百万円） |
|-----|-------------|-----------|---------|-----------|
| 取引所 | 株式指数先物 | 16,670 | 15 | 15 |
| | 株式指数先物オプション | 20,018 | 205 | 5 |
| 店頭 | 有価証券店頭オプション | 44,304 | 2,312 | 472 |
| | 合計 | - | - | 483 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値及びオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引（平成14年9月30日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等（百万円） | 時価（百万円） | 評価損益（百万円） |
|-----|-----------|-----------|---------|-----------|
| 取引所 | 債券先物 | 1,786,152 | 8,458 | 8,458 |
| | 債券先物オプション | 329,629 | 1,557 | 220 |
| 店頭 | 債券店頭オプション | 120,209 | 415 | 0 |
| | 合計 | - | - | 8,678 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引（平成14年9月30日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等（百万円） | 時価（百万円） | 評価損益（百万円） |
|----|---------|-----------|---------|-----------|
| 店頭 | 商品オプション | 87,347 | 6,824 | 1,130 |
| | 合計 | - | - | 1,130 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成14年9月30日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等（百万円） | 時価（百万円） | 評価損益（百万円） |
|----|-------------|-----------|---------|-----------|
| 店頭 | クレジットデリバティブ | 439,886 | 95,177 | 95,177 |
| | 合計 | - | - | 95,177 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

(7) ウェザーデリバティブ取引（平成14年9月30日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等（百万円） | 時価（百万円） | 評価損益（百万円） |
|----|------------|-----------|---------|-----------|
| 店頭 | ウェザーデリバティブ | 622 | 19 | 7 |
| | 合計 | - | - | 7 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温、降雨量等に係るものであります。

[次へ](#)

当中間連結会計期間末

(1) 金利関連取引 (平成15年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----|---------|-------------|----------|------------|
| 取引所 | 金利先物 | 67,343,061 | 7,822 | 7,822 |
| | 金利オプション | 31,552,870 | 1,008 | 530 |
| 店頭 | 金利先渡契約 | 54,942,055 | 432 | 432 |
| | 金利スワップ | 667,755,207 | 322,057 | 322,057 |
| | 金利オプション | 20,610,597 | 3,427 | 3,427 |
| | 合計 | - | - | 332,344 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成15年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----|---------|------------|----------|------------|
| 取引所 | 通貨先物 | 43,741 | 56 | 56 |
| | 通貨オプション | - | - | - |
| 店頭 | 通貨スワップ | 20,161,068 | 127,797 | 29,189 |
| | 為替予約 | 27,346,799 | 108,903 | 108,903 |
| | 通貨オプション | 10,886,507 | 18,484 | 56,359 |
| | 合計 | - | - | 81,677 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の中間連結貸借対照表表示に反映されているもの、又は当該外貨建金銭債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

3. 従来、引直し対象としていた先物為替予約、通貨オプション等は、当中間連結会計期間からは上記に含めて記載しております。なお、「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に基づきヘッジ会計を適用している通貨スワップ取引等については、上記記載から除いております。

(3) 株式関連取引 (平成15年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----|---------------|------------|----------|------------|
| 取引所 | 株式指数先物 | 160,894 | 633 | 633 |
| | 株式指数先物オプション | 143,725 | 354 | 977 |
| 店頭 | 有価証券店頭オプション | 378,833 | 6,087 | 3,747 |
| | 有価証券店頭指数等スワップ | 100 | 11 | 11 |
| | 株式先渡契約 | 5,563 | 93 | 93 |
| | 合計 | - | - | 5,462 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引 (平成15年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----|-----------|------------|----------|------------|
| 取引所 | 債券先物 | 2,195,616 | 1,054 | 1,054 |
| | 債券先物オプション | 121,830 | 237 | 9 |
| 店頭 | 債券店頭オプション | 701,994 | 2,410 | 2,179 |
| | 合計 | - | - | 1,115 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引 (平成15年9月30日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|----|---------|------------|----------|------------|
| 店頭 | 商品オプション | 319,806 | 4,418 | 4,607 |
| | 合計 | - | - | 4,607 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引（平成15年9月30日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等（百万円） | 時価（百万円） | 評価損益（百万円） |
|----|-------------|-----------|---------|-----------|
| 店頭 | クレジットデリバティブ | 769,825 | 47,014 | 47,014 |
| | 合計 | - | - | 47,014 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。

(7) ウェザーデリバティブ取引（平成15年9月30日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等（百万円） | 時価（百万円） | 評価損益（百万円） |
|----|------------------------|-----------|---------|-----------|
| 店頭 | ウェザーデリバティブ （オプション系） | 595 | 5 | 11 |
| | 合計 | - | - | 11 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を中間連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温等に係るものであります。

[次へ](#)

1. 取引の状況に関する事項

前連結会計年度
(自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日)

(1)取引の内容

当社及び連結子会社は、主に以下のデリバティブ（金融派生商品）取引を行っております。

- A. 金利関連取引：金利スワップ、金利先渡取引（FRA）、金利先物、金利先物オプション、金利オプション
- B. 通貨関連取引：通貨先物、通貨先物オプション、通貨オプション、通貨スワップ、先物為替予約取引
- C. 債券関連取引：債券先物、債券先物オプション、債券店頭オプション
- D. 株式関連取引：株式指数先物、株式指数先物オプション、株式店頭オプション
- E. その他：クレジットデリバティブ、コモディティーデリバティブ、ウェザーデリバティブ等

(2)利用目的

当社及び連結子会社は、「お客さまの多様なニーズへの対応」、「当社及び連結子会社が保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」及び「トレーディング業務」にデリバティブ取引を利用しております。

なお、「保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」としては、主として貸出金・預金等の多数の金融資産・金融負債に係る金利リスクを総体で管理する「マクロヘッジ」を実施しており、金利スワップ取引等をヘッジ手段として利用しております。当該取引の太宗はヘッジ会計を適用し、繰延ヘッジによる会計処理を行っております。また、当該取引に関するヘッジの有効性評価は、リスク管理方針に定められた許容リスク量の範囲内にリスク調整手段（ヘッジ手段）となるデリバティブの金利リスク量が収まっており、ヘッジ対象の金利リスクが減殺されていることを定期的に検証することにより行っております。

(3)取引に対する取組方針

当社及び連結子会社は、デリバティブ取引の利用目的に応じて以下の取組方針のもと行っております。

- A. 「お客さまの多様なニーズへの対応」
お客さまのニーズを十分に把握した上で、グループ共通の金融商品勧誘方針に基づき、お客さまの知識や経験および財産の状況に応じた、適切な金融商品をお勧めしています。販売に際しては、商品内容やリスク内容など重要な事項を十分にご理解していただけるよう、説明に努めております。
- B. 「当社及び連結子会社が保有する資産・負債に係わるリスクコントロール（ALM：Asset and Liability Management）」
リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益の計上を目的に取引方針を定めております。
- C. 「トレーディング業務」
適正なリスク限度及び、厳格な管理の下で、収益極大化を図るべく取引を行っております。

(4)取引に係るリスクの内容

デリバティブ取引の主なリスクは以下の通りであります。

- A. 信用リスク：取引の相手方が倒産等により契約を履行できなくなり損失を被るリスク。
- B. 市場リスク：金利、有価証券等の価格、為替等の様々な市場の変動により、デリバティブの価値が変動し損失を被るリスク。
- C. 市場流動性リスク：市場の混乱等により市場において取引が出来なかったり、通常よりも著しく不利な価格での取引を余儀なくされることにより損失を被るリスク。

前連結会計年度
(自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日)

(5)取引に係るリスク管理体制

A. 信用リスク管理体制

「信用リスク管理の基本方針」を取締役会で定めて、当社及び連結子会社のクレジットポートフォリオ管理および与信管理に関するモニタリング・報告等を担当する部署として、リスク管理部を設置しております。また、報告体制については、傘下子会社からクレジットポートフォリオの状況および各種ガイドラインの状況等について、定期的および必要に応じて都度報告を受けており、これら報告等に基づいて信用リスク管理の状況の把握等を行い、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。

連結自己資本比率（国際統一基準）の算出対象となるデリバティブ取引の信用リスク相当額（与信相当額）は3,137,831百万円であります。

B. 市場リスク管理体制

当社及び連結子会社は、金利リスク等の総合管理（ALM）を含めた市場リスクについての盤石な管理体制を構築し、リスクを総合的に把握・管理し、リスクを適切にコントロールしながら安定的な収益を確保できる運営を行っております。

「市場リスク管理の基本方針」を取締役会で定め、市場リスクのモニタリング・報告等を行う部署としてリスク管理部を設置しております。また、報告体制については、傘下子会社よりリスク管理部に必要なデータの供給を受け、またリスクの状況等およびリミット等の遵守状況等について定期的および必要に応じて都度報告を受けており、これら報告等に基づいて市場リスク管理の状況の把握等を行い、市場リスクの状況、リミットの遵守状況等について、定期的および必要に応じて都度、取締役会等に報告しております。

当社及び連結子会社のトレーディング業務にかかるV A R（Value at Risk）は以下のとおりであります。

(a) V A Rの範囲、前提等

- ・ 信頼区間：片側（one-tailed）99.0%（両側98%）
- ・ 保有期間：1日
- ・ 変動計測のための市場データの標本期間：1年（265営業日264リターン）

(b) 対象期間中のV A Rの実績

- ・ 最大値：41億円
- ・ 平均値：29億円

対象期間は平成14年4月1日～平成15年3月31日

（注）V A R（Value at Risk）とは、市場の動きに対し、一定期間（保有期間）・一定確率（信頼区間）のもとで保有ポートフォリオが被る可能性のある想定最大損失額で、市場リスク量を計測する方法であります。V A Rの金額は保有期間・信頼区間の設定方法、市場の変動の計測手法（計測モデルと呼びます）によって異なります。

前連結会計年度
(自 平成14年4月1日
至 平成15年3月31日)

(信用リスク相当額)

| 種類 | 前連結会計年度末 (平成15年3月31日現在) |
|----------------------------------|----------------------------|
| | 金額(百万円) |
| 金利スワップ | 10,155,942 |
| 通貨スワップ | 866,708 |
| 先物外国為替取引 | 541,436 |
| 金利オプション(買) | 137,186 |
| 通貨オプション(買) | 276,705 |
| その他の金融派生商品 | 136,174 |
| 一括清算ネットティング契約による信用 リスク相当額削減効果 | 8,976,322 |
| 合計 | 3,137,831 |

上記は、連結自己資本比率(国際統一基準)に基づく信用リスク相当額であります。

[次へ](#)

2. 取引の時価等に関する事項

(1) 金利関連取引（平成15年3月31日現在）

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----|-----------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 取引所 | 金利先物 | | | | |
| | 売建 | 30,333,352 | 2,730,728 | 218,277 | 218,277 |
| | 買建 | 31,173,984 | 2,709,890 | 222,575 | 222,575 |
| | 金利オプション | | | | |
| | 売建 | 7,036,119 | 666,435 | 4,877 | 1,118 |
| | 買建 | 7,959,168 | 429,337 | 6,931 | 3,352 |
| 店頭 | 金利先渡契約 | | | | |
| | 売建 | 32,797,851 | 7,228,548 | 32,768 | 32,768 |
| | 買建 | 29,982,492 | 5,090,079 | 33,979 | 33,979 |
| | 金利スワップ | | | | |
| | 受取固定・支払変動 | 257,562,666 | 172,666,979 | 7,806,129 | 7,806,129 |
| | 受取変動・支払固定 | 255,431,926 | 172,227,147 | 7,388,901 | 7,388,901 |
| | 受取変動・支払変動 | 40,563,658 | 31,227,895 | 11,618 | 11,618 |
| | 受取固定・支払固定 | 149,593 | 137,750 | 4,349 | 4,349 |
| | 金利オプション | | | | |
| | 売建 | 9,144,409 | 5,836,780 | 64,593 | 64,593 |
| 買建 | 9,476,903 | 5,875,857 | 68,092 | 68,092 | |
| | 合計 | - | - | - | 421,017 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京金融先物取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(2) 通貨関連取引 (平成15年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|----|--------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 店頭 | 通貨スワップ | 19,220,001 | 12,610,659 | 134,631 | 163,960 |
| | その他 | | | | |
| | 売建 | - | - | - | - |
| | 買建 | - | - | - | - |
| | 合計 | - | - | - | 163,960 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引及び下記注3.の取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

割引現在価値等により算定しております。

3. 「銀行業における外貨建取引等の会計処理に関する会計上及び監査上の取扱い」(日本公認会計士協会業種別監査委員会報告第25号)に規定する経過措置に基づき、期間損益計算を行っている通貨スワップ取引については、上記記載から除いております。

期間損益計算を行っている通貨スワップ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

| 種類 | 契約額等 (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|--------|------------|----------|------------|
| 通貨スワップ | 252,383 | 2,124 | 1,391 |

また、同様に、先物為替予約、通貨オプション等のうち、連結会計年度末日に引直しを行い、その損益を連結損益計算書に計上しているもの、及び外貨建金銭債権債務等に付されたもので当該外貨建金銭債権債務等の連結貸借対照表表示に反映されているもの又は当該外貨建債権債務等が連結手続上消去されたものについては、上記記載から除いております。

引直しを行っている通貨関連のデリバティブ取引の契約額等は、下記のとおりであります。

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) |
|-----|-----------|------------|
| 取引所 | 通貨先物 | |
| | 売建 | 2,644 |
| | 買建 | 3,173 |
| 店頭 | 為替予約 | |
| | 売建 | 12,949,830 |
| | 買建 | 16,983,861 |
| | 通貨オプション | |
| | 売建 | 4,065,115 |
| 買建 | 4,124,246 | |

[次へ](#)

(3) 株式関連取引(平成15年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----|-------------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 取引所 | 株式指数先物 | | | | |
| | 売建 | 61,583 | - | 1,641 | 1,641 |
| | 買建 | 3,170 | - | 105 | 105 |
| | 株式指数先物オプション | | | | |
| | 売建 | 17,671 | - | 256 | 0 |
| | 買建 | 50,796 | - | 390 | 33 |
| 店頭 | 有価証券店頭オプション | | | | |
| | 売建 | 40,095 | 2,081 | 1,664 | 116 |
| | 買建 | 74,223 | 6,893 | 3,527 | 938 |
| | 株式先渡契約 | | | | |
| | 売建 | - | - | - | - |
| | 買建 | 2,233 | - | 142 | 142 |
| | 合計 | - | - | - | 604 |

(注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。

なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。

2. 時価の算定

取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。

店頭取引につきましては、割引現在価値やオプション価格計算モデル等により算定しております。

(4) 債券関連取引(平成15年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|-----|-----------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 取引所 | 債券先物 | | | | |
| | 売建 | 619,928 | - | 514 | 514 |
| | 買建 | 852,153 | - | 3,293 | 3,293 |
| | 債券先物オプション | | | | |
| | 売建 | 173,073 | - | 409 | 164 |
| | 買建 | 133,577 | - | 465 | 129 |
| 店頭 | 債券店頭オプション | | | | |
| | 売建 | 31,513 | - | 114 | 41 |
| | 買建 | 68,548 | 707 | 563 | 144 |
| | 合計 | - | - | - | 3,000 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引所取引につきましては、東京証券取引所等における最終の価格によっております。
 店頭取引につきましては、オプション価格計算モデル等により算定しております。

(5) 商品関連取引(平成15年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|----|---------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 店頭 | 商品オプション | | | | |
| | 売建 | 131,197 | 77,335 | 6,174 | 1,779 |
| | 買建 | 131,197 | 77,335 | 3,607 | 1,004 |
| | 合計 | - | - | - | 2,784 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 商品はオイル、銅、アルミニウム等に係るものであります。

(6) クレジットデリバティブ取引 (平成15年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|----|-------------------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 店頭 | クレジットデリバティブ 売建 | 19,669 | 16,278 | 17 | 17 |
| | 買建 | 502,951 | 498,680 | 84,555 | 84,555 |
| | 合計 | - | - | - | 84,572 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
 なお、ヘッジ会計が適用されているデリバティブ取引は、上記記載から除いております。
2. 時価の算定
 取引対象物の価格、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 「売建」は信用リスクの引受取引、「買建」は信用リスクの引渡取引であります。

(7) ウェザーデリバティブ取引 (平成15年3月31日現在)

| 区分 | 種類 | 契約額等 (百万円) | 契約額等のうち 1年超のもの (百万円) | 時価 (百万円) | 評価損益 (百万円) |
|----|------------------------------|---------------|----------------------------|-------------|---------------|
| 店頭 | ウェザーデリバティブ (オプション系) 売建 | 166 | - | 8 | 2 |
| | 買建 | 166 | - | 7 | 5 |
| | 合計 | - | - | - | 2 |

- (注) 1. 上記取引については時価評価を行い、評価損益を連結損益計算書に計上しております。
2. 時価の算定
 取引対象の気象状況、契約期間、その他当該取引に係る契約を構成する要素に基づき算定しております。
3. 取引は気温等に係るものであります。

(セグメント情報)

【事業の種類別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託、リース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間(自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)

| | 銀行業 (百万円) | 証券業 (百万円) | その他事業 (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|------------------|--------------|--------------|----------------|------------|-----------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する経常収益 | 1,432,054 | 135,784 | 6,516 | 1,574,356 | - | 1,574,356 |
| (2)セグメント間の内部経常収益 | 3,165 | 15,396 | 779 | 19,341 | (19,341) | - |
| 計 | 1,435,220 | 151,181 | 7,295 | 1,593,697 | (19,341) | 1,574,356 |
| 経常費用 | 990,628 | 118,561 | 7,910 | 1,117,101 | (19,071) | 1,098,030 |
| 経常利益 (は経常損失) | 444,591 | 32,619 | 615 | 476,596 | (270) | 476,325 |

(注) 1. 一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 各事業の主な内容

- (1) 銀行業.....銀行業、信託業
- (2) 証券業.....証券業
- (3) その他事業...ファクタリング業等

前連結会計年度(自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)

連結会社は銀行業以外に一部で証券、信託、リース等の事業を営んでおりますが、それらの事業の全セグメントに占める割合が僅少であるため、事業の種類別セグメント情報は記載しておりません。

【所在地別セグメント情報】

前中間連結会計期間(自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)

| | 日本 (百万円) | 米州 (百万円) | 欧州 (百万円) | アジア・ オセアニア (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|------------------|-------------|-------------|-------------|------------------------|------------|-----------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する経常収益 | 1,380,459 | 198,375 | 188,193 | 42,084 | 1,809,113 | - | 1,809,113 |
| (2)セグメント間の内部経常収益 | 36,543 | 17,216 | 9,265 | 30,595 | 93,621 | (93,621) | - |
| 計 | 1,417,003 | 215,591 | 197,458 | 72,680 | 1,902,734 | (93,621) | 1,809,113 |
| 経常費用 | 1,363,058 | 175,555 | 178,927 | 55,309 | 1,772,850 | (85,969) | 1,686,880 |
| 経常利益 | 53,944 | 40,036 | 18,531 | 17,371 | 129,884 | (7,651) | 122,232 |

(注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。

2. 「米州」には、カナダ・アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港・シンガポール等が属しております。

当中間連結会計期間（自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日）

| | 日本 (百万円) | 米州 (百万円) | 欧州 (百万円) | アジア・ オセアニア (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|------------------|-------------|-------------|-------------|------------------------|------------|-----------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する経常収益 | 1,337,986 | 98,455 | 90,964 | 46,949 | 1,574,356 | - | 1,574,356 |
| (2)セグメント間の内部経常収益 | 134,157 | 44,007 | 1,083 | 55 | 179,303 | (179,303) | - |
| 計 | 1,472,143 | 142,463 | 92,047 | 47,004 | 1,753,659 | (179,303) | 1,574,356 |
| 経常費用 | 980,139 | 123,748 | 90,148 | 16,396 | 1,210,432 | (112,402) | 1,098,030 |
| 経常利益 | 492,003 | 18,714 | 1,899 | 30,608 | 543,226 | (66,900) | 476,325 |

- (注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「米州」には、カナダ・アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港・シンガポール等が属しております。
3. 一部の国内連結子会社の為替スワップに係る収益及び費用は、従来、総額表示しておりましたが、当中間連結会計期間より業種別監査委員会報告第25号に基づきヘッジ会計を適用したことにより純額表示によっております。この結果、従来の方法によった場合と比較して、経常収益及び経常費用は日本について4,773百万円、欧州について2,245百万円、アジア・オセアニアについて1,018百万円それぞれ減少しております。

前連結会計年度（自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日）

| | 日本 (百万円) | 米州 (百万円) | 欧州 (百万円) | アジア・ オセアニア (百万円) | 計 (百万円) | 消去又は全社 (百万円) | 連結 (百万円) |
|------------------|-------------|-------------|-------------|------------------------|------------|-----------------|-------------|
| 経常収益 | | | | | | | |
| (1)外部顧客に対する経常収益 | 2,724,280 | 312,331 | 278,081 | 114,637 | 3,429,331 | - | 3,429,331 |
| (2)セグメント間の内部経常収益 | 25,237 | 92,806 | 54,865 | 17,314 | 190,224 | (190,224) | - |
| 計 | 2,749,517 | 405,137 | 332,947 | 131,952 | 3,619,555 | (190,224) | 3,429,331 |
| 経常費用 | 4,898,509 | 349,570 | 383,136 | 98,838 | 5,730,054 | (179,101) | 5,550,953 |
| 経常利益（は経常損失） | 2,148,991 | 55,567 | 50,188 | 33,114 | 2,110,499 | (11,122) | 2,121,621 |

- (注) 1. 当社及び連結子会社について、地理的な近接度、経済活動の類似性、事業活動の相互関連性等を考慮して国内と国又は地域ごとに区分の上、一般企業の売上高及び営業利益に代えて、それぞれ経常収益及び経常利益を記載しております。
2. 「米州」には、カナダ・アメリカ等が属しております。「欧州」には、イギリス等が属しております。「アジア・オセアニア」には、香港・シンガポール等が属しております。

【海外経常収益】

前中間連結会計期間（自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日）

| | 金額（百万円） |
|------------------------|-----------|
| 海外経常収益 | 428,653 |
| 連結経常収益 | 1,809,113 |
| 海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％） | 23.6 |

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2．海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

当中間連結会計期間（自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日）

| | 金額（百万円） |
|------------------------|-----------|
| 海外経常収益 | 236,369 |
| 連結経常収益 | 1,574,356 |
| 海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％） | 15.0 |

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2．海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

前連結会計年度（自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日）

| | 金額（百万円） |
|------------------------|-----------|
| 海外経常収益 | 705,050 |
| 連結経常収益 | 3,429,331 |
| 海外経常収益の連結経常収益に占める割合（％） | 20.5 |

（注）1．一般企業の海外売上高に代えて、海外経常収益を記載しております。

2．海外経常収益は、国内連結子会社の海外店取引、並びに海外連結子会社の取引に係る経常収益（ただし、連結会社間の内部経常収益を除く）で、こうした膨大な取引を相手先別に区分していないため、国又は地域ごとのセグメント情報は記載しておりません。

(1 株当たり情報)

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日) |
|-------------------------------------|---|---|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 円 | 187,411円97銭 | 5,823円10銭 | 44,261円37銭 |
| 1株当たり中間(当期)純利益 (は1株当たり中間(当期)純損失) | 円 | 4,139円96銭 | 26,070円51銭 | 249,644円44銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり 中間(当期)純利益 | 円 | 3,234円 8銭 | 20,367円22銭 | - |

(注) 1. 前中間連結会計期間及び前連結会計年度から「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)を適用しております。

なお、前々中間連結会計期間に係る中間連結財務諸表及び前々連結会計年度に係る連結財務諸表において採用していた方法により算定した、前中間連結会計期間及び前連結会計年度の1株当たり情報は次のとおりであります。

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日) |
|-------------------------------------|---|---|---|
| 1株当たり純資産額 | 円 | 187,411円97銭 | 44,261円37銭 |
| 1株当たり中間(当期)純利益 (は1株当たり中間(当期)純損失) | 円 | 4,139円96銭 | 249,644円44銭 |
| 潜在株式調整後1株当たり中間(当期)純利益 | 円 | 4,082円80銭 | - |

2. 1株当たり中間（当期）純利益（は1株当たり中間（当期）純損失）の算定上の基礎は、次のとおりであります。

| | | 前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|---|-----|--|--|--|
| 1株当たり中間（当期）純利益 （は1株当たり中間（当期） 純損失） | 円 | 4,139円96銭 | 26,070円51銭 | 249,644円44銭 |
| 中間（当期）純利益 （は中間（当期）純損失） | 百万円 | 39,029 | 245,851 | 2,353,424 |
| 普通株主に帰属しない金額 | 百万円 | - | - | - |
| 普通株式に係る中間（当期）純 利益（は普通株式に係る中間 （当期）純損失） | 百万円 | 39,029 | 245,851 | 2,353,424 |
| 普通株式の（中間）期中平均株 式数 | 千株 | 9,427 | 9,430 | 9,427 |

3. 潜在株式調整後1株当たり中間（当期）純利益の算定上の基礎は、次のとおりであります。なお、前連結会計年度は1株当たり純損失であることから、記載しておりません。

| | | | | |
|---|-----|--|------------|---|
| 潜在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益 | 円 | 3,234円 8銭 | 20,367円22銭 | - |
| 中間（当期）純利益調整額 | 百万円 | - | - | - |
| 普通株式増加数 | 千株 | 2,640 | 2,640 | - |
| （うち優先株式） | 千株 | (2,640) | (2,640) | - |
| 希薄化効果を有しないため、潜 在株式調整後1株当たり中間 （当期）純利益の算定に含めな かった潜在株式の概要 | | 一部の国内信託銀行 連結子会社の発行す る2003年9月30日満 期米ドル建転換社債 （額面総額39,360千 米ドル）。 | | 第一回第一種優先株式、 第二回第二種優先株式 第三回第三種優先株式、 第七回第七種優先株式 第八回第八種優先株式、 第九回第九種優先株式 第十回第十種優先株式 なお、上記優先株式の 概要は「第4 提出会社 の状況 1. 株式等の状 況（1）株式の総数等」 に記載のとおり。 |

(重要な後発事象)

| <p>前中間連結会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)</p> | <p>当中間連結会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p> | <p>前連結会計年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p> |
|---|---|--|
| <p>一部の国内銀行連結子会社の取引先であるTXU Europe Ltdは、平成14年11月19日(現地時間)に英国高等法院の決定を受け、法的整理手続が開始されました。同社に対する一部の国内銀行連結子会社の貸出金は9,247百万円ですが、損失負担額については、現在確定しておりません。</p> | | |
| <p>当社は、平成14年12月4日の取締役会において、グループ収益力強化のための事業再構築に取り組むことを決議しました。事業再構築の概要は以下の通りであります。なお、以下の内容は、株主総会における承認及び国内外当局による許認可等を前提にしておりません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 新金融持株会社「みずほフィナンシャルグループ(仮称)」(以下、MHFGという。)を設立し、平成15年3月に、当社とMHFGが株式交換を行い、当社はMHFGの完全子会社となります。 2. 平成15年3月に、本件事業再構築に伴い、当社の関係会社の一部が、MHFGの直接子会社ないし関連会社となります。その主なものは以下の通りであります。 <ol style="list-style-type: none"> (1) 当社の連結子会社から除外される会社 みずほ信託銀行株式会社、みずほアセット信託銀行株式会社、資産管理サービス信託銀行株式会社、第一勸業アセットマネジメント株式会社、富士投信投資顧問株式会社、ユーシーカード株式会社、株式会社富士総合研究所、興銀システム開発株式会社、みずほキャピタル株式会社 (2) 当社の持分法適用関連会社から除外される会社 興銀第一ライフ・アセットマネジメント株式会社、みずほ総合研究所株式会社、株式会社第一勸業情報システム | | <p>当社は、平成15年5月26日開催の取締役会において資本の減少について決議し、平成15年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり承認可決されました。</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 資本減少の目的 当社財務体質改善のための欠損填補及び今後の財務政策上の柔軟性・機動性確保のため。 (2) 資本減少の方法 株式数の変更を行わず、資本の額のみを減少する方法による。 (3) 減少する資本の額 1,442,000百万円 (4) 効力発生の予定日 平成15年8月5日(予定) |

(2)【その他】

該当ありません。

2【中間財務諸表等】

(1)【中間財務諸表】

【中間貸借対照表】

| 区分 | 注記 番号 | 前中間会計期間末 (平成14年9月30日) | | 当中間会計期間末 (平成15年9月30日) | | 前事業年度末 要約貸借対照表 (平成15年3月31日) | |
|-----------|----------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|-----------------------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (資産の部) | | | | | | | |
| 流動資産 | | | | | | | |
| 現金及び預金 | | 3,408 | | 345 | | 14,725 | |
| 親会社株式 | | - | | 233,422 | | 117,043 | |
| その他 | | 1,542 | | 1,046 | | 2,427 | |
| 流動資産合計 | | 4,951 | 0.1 | 234,814 | 6.4 | 134,196 | 3.8 |
| 固定資産 | | | | | | | |
| 有形固定資産 | 1 | 2,470 | | 1,319 | | 2,266 | |
| 無形固定資産 | | 3,443 | | 21 | | 3,621 | |
| 投資その他の資産 | | 7,617,126 | | 3,429,935 | | 3,430,135 | |
| 関係会社株式 | | 6,765,459 | | 6,361,972 | | 6,361,978 | |
| 関係会社社債 | 2 | 650,000 | | 650,000 | | 650,000 | |
| 関係会社長期貸付金 | 2 | 200,000 | | 200,000 | | 200,000 | |
| その他 | | 1,667 | | 1,471 | | 1,665 | |
| 投資損失引当金 | | - | | 3,783,508 | | 3,783,508 | |
| 固定資産合計 | | 7,623,040 | 99.9 | 3,431,275 | 93.6 | 3,436,022 | 96.2 |
| 繰延資産 | | 1,929 | 0.0 | 1,157 | 0.0 | 1,543 | 0.0 |
| 資産合計 | | 7,629,920 | 100.0 | 3,667,247 | 100.0 | 3,571,762 | 100.0 |

| 区分 | 注記 番号 | 前中間会計期間末 (平成14年9月30日) | | 当中間会計期間末 (平成15年9月30日) | | 前事業年度末 要約貸借対照表 (平成15年3月31日) | |
|-----------------------|----------|--------------------------|------------|--------------------------|------------|-----------------------------------|------------|
| | | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) | 金額(百万円) | 構成比 (%) |
| (負債の部) | | | | | | | |
| 流動負債 | | | | | | | |
| コマーシャル・ペーパー | | 216,000 | | 390,000 | | 410,000 | |
| 賞与引当金 | | 255 | | - | | 226 | |
| その他 | | 2,012 | | 389 | | 1,318 | |
| 流動負債合計 | | 218,268 | 2.9 | 390,389 | 10.6 | 411,544 | 11.5 |
| 固定負債 | | | | | | | |
| 社債 | 3 | 850,000 | | 850,000 | | 850,000 | |
| 退職給付引当金 | | 48 | | 76 | | 76 | |
| その他 | | 8 | | 40,524 | | 57 | |
| 固定負債合計 | | 850,057 | 11.1 | 890,600 | 24.3 | 850,134 | 23.8 |
| 負債合計 | | 1,068,325 | 14.0 | 1,280,990 | 34.9 | 1,261,678 | 35.3 |
| (資本の部) | | | | | | | |
| 資本金 | | 2,572,000 | 33.7 | 1,000,000 | 27.3 | 2,442,000 | 68.4 |
| 資本剰余金 | | | | | | | |
| 資本準備金 | | 3,891,642 | | 444,672 | | 444,672 | |
| その他資本剰余金 | | - | | 882,255 | | 3,248,642 | |
| 資本剰余金合計 | | 3,891,642 | 51.0 | 1,326,928 | 36.2 | 3,693,314 | 103.4 |
| 利益剰余金 | | | | | | | |
| 利益準備金 | | 4,350 | | - | | - | |
| 中間未処分利益 (は当期末処理損失) | | 93,782 | | 289 | | 3,808,386 | |
| 利益剰余金合計 | | 98,132 | 1.3 | 289 | 0.0 | 3,808,386 | 106.6 |
| その他有価証券評価差額金 | | 4 | 0.0 | 59,039 | 1.6 | 16,844 | 0.5 |
| 自己株式 | | 174 | 0.0 | - | - | - | - |
| 資本合計 | | 6,561,595 | 86.0 | 2,386,257 | 65.1 | 2,310,083 | 64.7 |
| 負債資本合計 | | 7,629,920 | 100.0 | 3,667,247 | 100.0 | 3,571,762 | 100.0 |

【中間損益計算書】

| 区分 | 注記 番号 | 前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | | 当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | | 前事業年度要約損益計算書 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) | | | | |
|-----------------------------|----------|--|------------|--|------------|---|------------|-----------|-----------|----------|
| | | 金額 (百万円) | 百分比 (%) | 金額 (百万円) | 百分比 (%) | 金額 (百万円) | 百分比 (%) | | | |
| 営業収益 | | | 11,470 | 100.0 | | 6,593 | 100.0 | | 22,282 | 100.0 |
| 営業費用 | | | | | | | | | | |
| 社債利息 | | 3,917 | | | 4,939 | | | 7,730 | | |
| 販売費及び一般管理費 | 1 | 6,712 | 10,630 | 92.7 | 655 | 5,594 | 84.9 | 12,948 | 20,678 | 92.8 |
| 営業利益 | | | 839 | 7.3 | | 998 | 15.1 | | 1,604 | 7.2 |
| 営業外収益 | 2 | | 13 | 0.1 | | 69 | 1.1 | | 119 | 0.5 |
| 営業外費用 | 3 | | 506 | 4.4 | | 750 | 11.4 | | 1,069 | 4.8 |
| 経常利益 | | | 346 | 3.0 | | 317 | 4.8 | | 655 | 2.9 |
| 特別利益 | 4 | | 12 | 0.1 | | 168 | 2.5 | | 63 | 0.3 |
| 特別損失 | | | | | | | | | | |
| 投資損失引当金繰入額 | | - | | | - | | | 3,783,508 | | |
| その他 | | 3 | 3 | 0.0 | 120 | 120 | 1.8 | 25,344 | 3,808,852 | 17,093.2 |
| 税引前中間純利益 (は税引前当期純 損失) | | | 355 | 3.1 | | 364 | 5.5 | | 3,808,133 | 17,090.0 |
| 法人税、住民税及び 事業税 | | 143 | | | 1 | | | 176 | | |
| 法人税等調整額 | | 17 | 160 | 1.4 | 73 | 75 | 1.1 | 75 | 252 | 1.1 |
| 中間純利益(は当 期純損失) | | | 194 | 1.7 | | 289 | 4.4 | | 3,808,386 | 17,091.1 |
| 前期繰越利益(は 前期繰越損失) | | | 93,587 | | | 559,744 | | | 93,587 | |
| 会社分割による前期 繰越利益の減少額 | | | - | | | - | | | 93,587 | |
| 資本金減少による欠 損てん補額 | | | - | | | 559,744 | | | - | |
| 中間未処分利益(は 当期末処理損失) | | | 93,782 | | | 289 | | | 3,808,386 | |

[次へ](#)

中間財務諸表作成のための基本となる重要な事項

| | 前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|------------------|--|--|--|
| 1. 資産の評価基準及び評価方法 | 有価証券の評価は、子会社株式及びその他有価証券のうち時価のないものについては、移動平均法による原価法により行っております。 | 有価証券の評価は、子会社株式及びその他有価証券のうち時価のないものについては移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のある株式については当中間会計期間末前1ヵ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 | 有価証券の評価は、子会社株式及びその他有価証券のうち時価のないものについては移動平均法による原価法、その他有価証券のうち時価のあるものについては当事業年度末前1ヶ月の市場価格の平均に基づく時価法(評価差額は全部資本直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)により行っております。 |
| 2. 固定資産の減価償却の方法 | (1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年~38年 器具及び備品 : 2年~20年 (2) 無形固定資産 商標権については、定額法を採用し、10年で償却しております。 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。 | (1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年~38年 器具及び備品 : 3年~20年 (2) 無形固定資産 自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間(主として5年)に基づく定額法により償却しております。 | (1) 有形固定資産 有形固定資産は、定率法(ただし、建物については定額法)を採用しております。 なお、耐用年数は次のとおりであります。 建物 : 3年~38年 器具及び備品 : 2年~20年 (2) 無形固定資産 同左 |
| 3. 繰延資産の処理方法 | 創立費については商法の規定により每期均等額(5年)を償却しております。 なお、中間会計期間においては、年額の1/2を償却しております。 | 創立費については商法施行規則の規定により每期均等額(5年)を償却しております。 | 創立費については商法の規定により每期均等額(5年)を償却しております。 |
| 4. 引当金の計上基準 | (1) 賞与引当金 賞与引当金は、従業員への賞与の支払に備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額に基づき計上しております。 | (1) 投資損失引当金 投資に対する損失に備えるため、有価証券発行会社の財政状態等を勘案して必要と認められる額を計上しております。 | (1) 投資損失引当金 有価証券投資に対する損失に備えるため、発行会社の財政状態等を勘案し、必要と認められる額を計上しております。 (2) 賞与引当金 従業員への賞与の支払いに備えるため、従業員に対する賞与の支給見込額のうち、当事業年度に帰属する額を計上しております。 |

| | 前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日) | 前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日) |
|---------------------|--|--|---|
| | <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> | <p>(2) 退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、当中間会計期間末において発生していると認められる額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> <p>(追加情報)</p> <p>当社は、確定給付企業年金法の施行に伴い、厚生年金基金の代行部分について、平成15年9月25日に厚生労働大臣から将来分支給義務免除の認可を受けております。これに伴い、当社は「退職給付会計に関する実務指針（中間報告）」（日本公認会計士協会会計制度委員会報告第13号）第47-2項に定める経過措置を適用し、当該将来分返上認可の日において代行部分に係る退職給付債務と年金資産を消滅したものとみなして会計処理をしております。</p> <p>本処理に伴う当中間会計期間における損益に与えている影響額は、特別損失として71百万円計上しております。</p> <p>また、当中間会計期間末日現在において測定された返還相当額（最低責任準備金）は、72百万円であります。</p> | <p>(3)退職給付引当金</p> <p>従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務及び年金資産の見込額に基づき、必要額を計上しております。</p> <p>数理計算上の差異は、各事業年度の発生時における従業員の平均残存勤務期間以内の一定の年数（10年）による定額法により按分した額をそれぞれ発生の翌事業年度から費用処理することとしております。</p> |
| 5. 外貨建資産の本邦通貨への換算基準 | 外貨建資産は、中間決算日の為替相場による円換算額を付しております。 | | 外貨建資産は、決算日の為替相場による円換算額を付しております。 |
| 6. リース取引の処理方法 | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 | | リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。 |

| | 前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|--|--|--|---|
| 7. 消費税等の会計処理 | 消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。 | 同左 | 同左 |
| 8. その他中間財務諸表 (財務諸表)作成のための基本となる重要な事項 | | | <p>(1)自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準 「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)が平成14年4月1日以後に適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準を適用しております。これによる当事業年度の損益に与える影響は軽微であります。</p> <p>なお、財務諸表等規則の改正により、当事業年度における貸借対照表の資本の部については、改正後の財務諸表等規則により作成しております。</p> <p>(2)1株当たり情報 「1株当たり当期純利益に関する会計基準」(企業会計基準第2号)及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第4号)が平成14年4月1日以降開始する事業年度に係る財務諸表から適用されることになったことに伴い、当事業年度から同会計基準及び適用指針によっております。なお、この変更による影響については、「1株当たり情報」に記載しております。</p> |

追加情報

| <p>前中間会計期間 (自 平成14年 4月 1日 至 平成14年 9月30日)</p> | <p>当中間会計期間 (自 平成15年 4月 1日 至 平成15年 9月30日)</p> | <p>前事業年度 (自 平成14年 4月 1日 至 平成15年 3月31日)</p> |
|---|--|--|
| <p>当中間会計期間から「自己株式及び法定準備金の取崩等に関する会計基準」(企業会計基準第1号)を適用しております。これによる当中間会計期間の損益への影響はありません。</p> <p>なお、中間財務諸表等規則の改正により、当中間会計期間における貸借対照表の資本の部については、改正後の中間財務諸表等規則により作成しております。</p> | | |

[次へ](#)

注記事項

(中間貸借対照表関係)

| 前中間会計期間末 (平成14年9月30日) | 当中間会計期間末 (平成15年9月30日) | 前事業年度末 (平成15年3月31日) |
|--|--|--|
| <p>1.有形固定資産の減価償却累計額は818百万円となっております。</p> <p>2.関係会社社債及び関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び劣後特約付貸付金であります。</p> <p>3.社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> | <p>1.有形固定資産の減価償却累計額は433百万円となっております。</p> <p>2.関係会社社債及び関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び劣後特約付貸付金であります。</p> <p>3.社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> | <p>1.有形固定資産の減価償却累計額は1,048百万円となっております。</p> <p>2.関係会社社債及び関係会社長期貸付金は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債及び劣後特約付貸付金であります。</p> <p>3.社債は、他の債務よりも債務の履行が後順位である旨の特約が付された劣後特約付社債であります。</p> |

(中間損益計算書関係)

| 前中間会計期間 (自平成14年4月1日 至平成14年9月30日) | 当中間会計期間 (自平成15年4月1日 至平成15年9月30日) | 前事業年度 (自平成14年4月1日 至平成15年3月31日) | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|--|--|--------------------------------------|--------|--------|---------|--|--------|--------|-------|--------|---|--------|-------|--------|------|---------|--|--------|--------|-------|--------|----------|-------|--|--------|--------|--------|--------|------|------|---------|--|--------|--------|
| <p>1.減価償却実施額</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:15%;">有形固定資産</td> <td style="width:15%;">247百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>334百万円</td> </tr> </table> <p>3.営業外費用のうち主要なもの</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:15%;">コマーシャル・</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>ペーパー利息</td> <td>120百万円</td> </tr> <tr> <td>創立費償却</td> <td>385百万円</td> </tr> </table> | 有形固定資産 | 247百万円 | 無形固定資産 | 334百万円 | コマーシャル・ | | ペーパー利息 | 120百万円 | 創立費償却 | 385百万円 | <p>1.減価償却実施額</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:15%;">有形固定資産</td> <td style="width:15%;">59百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>2百万円</td> </tr> </table> <p>3.営業外費用のうち主要なもの</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:15%;">コマーシャル・</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>ペーパー利息</td> <td>362百万円</td> </tr> <tr> <td>創立費償却</td> <td>385百万円</td> </tr> </table> <p>4.特別利益のうち主要なもの</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:15%;">賞与引当金戻入益</td> <td style="width:15%;">74百万円</td> </tr> </table> | 有形固定資産 | 59百万円 | 無形固定資産 | 2百万円 | コマーシャル・ | | ペーパー利息 | 362百万円 | 創立費償却 | 385百万円 | 賞与引当金戻入益 | 74百万円 | <p>1.減価償却実施額</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:15%;">有形固定資産</td> <td style="width:15%;">498百万円</td> </tr> <tr> <td>無形固定資産</td> <td>714百万円</td> </tr> </table> <p>2.営業外収益のうち主要なもの</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:15%;">受取利息</td> <td style="width:15%;">1百万円</td> </tr> </table> <p>3.営業外費用のうち主要なもの</p> <table style="width:100%; border:none;"> <tr> <td style="width:15%;">コマーシャル・</td> <td style="width:15%;"></td> </tr> <tr> <td>ペーパー利息</td> <td>295百万円</td> </tr> </table> | 有形固定資産 | 498百万円 | 無形固定資産 | 714百万円 | 受取利息 | 1百万円 | コマーシャル・ | | ペーパー利息 | 295百万円 |
| 有形固定資産 | 247百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無形固定資産 | 334百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コマーシャル・ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ペーパー利息 | 120百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 創立費償却 | 385百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有形固定資産 | 59百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無形固定資産 | 2百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コマーシャル・ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ペーパー利息 | 362百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 創立費償却 | 385百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 賞与引当金戻入益 | 74百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 有形固定資産 | 498百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 無形固定資産 | 714百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 受取利息 | 1百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| コマーシャル・ | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| ペーパー利息 | 295百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

[次へ](#)

(リース取引関係)

| <p>前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日)</p> | <p>当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日)</p> | <p>前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日)</p> | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
|---|---|---|------------|------|------------------|-------------|-----|------|-----|------|-----------|--------------|--------|------|----------|------|---------|------|--|--|--------|------|----------|------|---------|------|
| <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) リース物件の取得価額相当額、減価償却累計額相当額及び中間期末残高相当額</p> <p>(車両)</p> <table border="0"> <tr> <td>取得価額相当額</td> <td>10百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却累計額相当額</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>中間期末残高相当額</td> <td>8百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 未経過リース料中間期末残高相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>1年内</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>1年超</td> <td>9百万円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>11百万円</td> </tr> </table> <p>(3) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>1百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>(4) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <p>(5) 利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> | 取得価額相当額 | 10百万円 | 減価償却累計額相当額 | 2百万円 | 中間期末残高相当額 | 8百万円 | 1年内 | 2百万円 | 1年超 | 9百万円 | 合計 | 11百万円 | 支払リース料 | 1百万円 | 減価償却費相当額 | 2百万円 | 支払利息相当額 | 0百万円 | | <p>リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引</p> <p>(1) 支払リース料、減価償却費相当額及び支払利息相当額</p> <table border="0"> <tr> <td>支払リース料</td> <td>2百万円</td> </tr> <tr> <td>減価償却費相当額</td> <td>4百万円</td> </tr> <tr> <td>支払利息相当額</td> <td>0百万円</td> </tr> </table> <p>(2) 減価償却費相当額の算定方法</p> <p>リース期間を耐用年数とし、残存価額を10%として計算した減価償却費相当額に10/9を乗じた額を各期の減価償却費相当額とする定率法によっております。</p> <p>(3) 利息相当額の算定方法</p> <p>リース料総額とリース物件の取得価額相当額との差額を利息相当額とし、各期への配分方法については、利息法によっております。</p> | 支払リース料 | 2百万円 | 減価償却費相当額 | 4百万円 | 支払利息相当額 | 0百万円 |
| 取得価額相当額 | 10百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却累計額相当額 | 2百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 中間期末残高相当額 | 8百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年内 | 2百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 1年超 | 9百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 合計 | 11百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 1百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 2百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払リース料 | 2百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 減価償却費相当額 | 4百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |
| 支払利息相当額 | 0百万円 | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | | |

[次へ](#)

(有価証券関係)

前中間会計期間末(平成14年9月30日)、当中間会計期間末(平成15年9月30日)及び前事業年度末(平成15年3月31日)のいずれにおいても子会社株式及び関連会社株式で時価のあるものはありません。

(重要な後発事象)

| 前中間会計期間 (自 平成14年4月1日 至 平成14年9月30日) | 当中間会計期間 (自 平成15年4月1日 至 平成15年9月30日) | 前事業年度 (自 平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) |
|--|--|---|
| <p>当社は、平成14年12月4日の取締役会において、グループ収益力強化のための事業再構築に取り組むことを決議しました。事業再構築の概要は以下の通りであります。なお、以下の内容は、株主総会における承認及び国内外当局による許認可等を前提しております。</p> <p>1. 新金融持株会社「みずほフィナンシャルグループ(仮称)」(以下、MHFGという。)を設立し、平成15年3月に、当社とMHFGが株式交換を行い、当社はMHFGの完全子会社となります。</p> <p>2. 平成15年3月に、本件事業再構築に伴い、当社の直接子会社の状況が変動いたします。</p> <p>(1) MHFGの直接子会社となる会社 みずほ信託銀行株式会社</p> <p>(2) 株式会社みずほコーポレート銀行の直接子会社となる会社 みずほ証券株式会社</p> | | <p>当社は、平成15年5月26日開催の取締役会において資本の減少について決議し、平成15年6月24日開催の定時株主総会において、次のとおり承認可決されました。</p> <p>(1) 資本減少の目的 当社財務体質改善のための欠損填補及び今後の財務政策上の柔軟性・機動性確保のため。</p> <p>(2) 資本減少の方法 株式数の変更を行わず、資本の額のみを減少する方法による。</p> <p>(3) 減少する資本の額 1,442,000百万円</p> <p>(4) 効力発生の予定日 平成15年8月5日(予定)</p> |

(2) 【その他】
該当ありません。

第6【提出会社の参考情報】

当中間会計期間の開始日から半期報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

- (1) 有価証券報告書及びその添付書類
事業年度(第3期)(自平成14年4月1日 至 平成15年3月31日) 平成15年6月27日
関東財務局長に提出。
- (2) 臨時報告書 平成15年8月4日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第18号(連結子会社の債権の取立不能及び取立遅延のおそれの発生)に基づく臨時報告書であります。
- (3) 発行登録取下届出書 平成15年9月9日
関東財務局長に提出。
平成14年8月21日提出の発行登録書の発行登録取下届出書であります。
- (4) 臨時報告書 平成15年10月1日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生)に基づく臨時報告書であります。
- (5) 臨時報告書 平成15年10月9日
関東財務局長に提出。
企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2項第19号(連結会社の財政状態及び経営成績に著しい影響を与える事象の発生)に基づく臨時報告書であります。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

中間監査報告書

平成14年12月19日

株式会社みずほホールディングス

取締役社長 前田 晃伸 殿

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員
関与社員 公認会計士 成澤 和己

関与社員 公認会計士 松村 直季

関与社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほホールディングスの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略し、また、連結子会社等については、中間監査実施基準三に準拠して分析的手続、質問及び閲覧等から構成される監査手続を実施した。

中間監査の結果、中間連結財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前連結会計年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間連結財務諸表の表示方法は、「中間連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成11年大蔵省令第24号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が株式会社みずほホールディングス及び連結子会社の平成14年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

株式会社みずほホールディングス

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員
関与社員 公認会計士 甲良 好夫

代表社員
関与社員 公認会計士 成澤 和己

関与社員 公認会計士 松村 直季

関与社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほホールディングスの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの連結会計年度の中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間連結財務諸表、すなわち、中間連結貸借対照表、中間連結損益計算書、中間連結剰余金計算書及び中間連結キャッシュ・フロー計算書について中間監査を行った。この中間連結財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間連結財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間連結財務諸表には全体として中間連結財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要に応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間連結財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間連結財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間連結財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほホールディングス及び連結子会社の平成15年9月30日現在の財政状態並びに同日をもって終了する中間連結会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

中間監査報告書

平成14年12月19日

株式会社みずほホールディングス

取締役社長 前田 晃伸 殿

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 甲良 好夫
関与社員

代表社員 公認会計士 成澤 和己
関与社員

関与社員 公認会計士 松村 直季

関与社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほホールディングスの平成14年4月1日から平成15年3月31日までの第3期事業年度の中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。

この中間監査に当たって、当監査法人は、一般に公正妥当と認められる中間監査の基準に準拠し、中間監査に係る通常実施すべき監査手続を実施した。すなわち、この中間監査において当監査法人は、中間監査実施基準二に準拠して財務諸表の監査に係る通常実施すべき監査手続の一部を省略した。

中間監査の結果、中間財務諸表について会社の採用する会計処理の原則及び手続は、一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠し、かつ、前事業年度と同一の基準に従って継続して適用されており、また、中間財務諸表の表示方法は、「中間財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和52年大蔵省令第38号）の定めるところに準拠しているものと認められた。

よって、当監査法人は、上記の中間財務諸表が株式会社みずほホールディングスの平成14年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成14年4月1日から平成14年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、中間監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。

独立監査人の中間監査報告書

平成15年12月19日

株式会社みずほホールディングス

取締役会 御中

新日本監査法人

代表社員 公認会計士 甲良 好夫
関与社員

代表社員 公認会計士 成澤 和己
関与社員

関与社員 公認会計士 松村 直季

関与社員 公認会計士 江見 睦生

当監査法人は、証券取引法第193条の2の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社みずほホールディングスの平成15年4月1日から平成16年3月31日までの第4期事業年度の中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）に係る中間財務諸表、すなわち、中間貸借対照表及び中間損益計算書について中間監査を行った。この中間財務諸表の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から中間財務諸表に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国における中間監査の基準に準拠して中間監査を行った。中間監査の基準は、当監査法人に中間財務諸表には全体として中間財務諸表の有用な情報の表示に関して投資者の判断を損なうような重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。中間監査は分析的手続等を中心とした監査手続に必要な応じて追加の監査手続を適用して行われている。当監査法人は、中間監査の結果として中間財務諸表に対する意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。

当監査法人は、上記の中間財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる中間財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社みずほホールディングスの平成15年9月30日現在の財政状態及び同日をもって終了する中間会計期間（平成15年4月1日から平成15年9月30日まで）の経営成績に関する有用な情報を表示しているものと認める。

会社と当監査法人又は関与社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

（注） 上記は、「独立監査人の中間監査報告書」の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社が別途保管しております。